

第10日目（3月13日）

○議 長（阿部久夫君） おはようございます。傍聴者の皆さん方におかれましては早朝より大変ご苦労さまでございます。ありがとうございます。

○議 長 延会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は25名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、林 茂男君から家事都合のため午前11時ごろ早退、中沢一博君から家事都合のため午前11時ごろ早退、桑原圭美君から家事都合のため遅刻、病院事業管理者から公務のため欠席、大和病院事務部長から公務のため午後3時ごろに早退の届出が出ておりますのでこれを許します。

[午前9時30分]

○議 長 本日の日程は一般質問とし、一般質問を続行いたします。

質問順位15番、議席番号23番・岩野 松君。

○岩野 松君 おはようございます。12月に引き続き3日目の1番バッターをまたやらせていただきます。傍聴の皆さんご苦労さまで、ありがとうございます。

通告書に沿ってやりたいと思いますのでよろしくお願いします。

1 生活保護見直し（切り下げ）について

1点目は生活保護の見直し、私にとっては切り捨てだと思っていますのでそういうふうに書きました。国の基準引き下げについて考えを問います。社会保障と税の一体改革関連法に基づき、社会保障制度改革推進法に生活保護の見直し、適正化が明記されました。安倍内閣は生活保護切り下げを平成25年8月から平成27年までの3年間で段階的に実施すると言っています。生活保護は憲法第25条により、国民の最低生活保障の要の役割を果たしてきました。今まではデフレ傾向に確かにあった、それを基礎としているようではけれども、今、円安の影響などで特に燃料費を含む生活必需品が値上げする傾向にあります。そういう中でこれから引き下げるといふことはいかがかと考えますが、見解をお伺いします。

2つ目は、引き下げによる対象者というか人数やそれによる波及はどうかということとです。生活保護者への影響はどうか。また、それによって考えられる影響はどうか。生活保護は、先ほど言いましたが憲法第25条の生存権に基づく基本的人権に基づきます。そしてこの水準は国の社会保障制度の根幹であるという理由から、ほかの制度への指標ともなっています。国民年金の引き下げにつながる可能性もあり、生活保護制度は単に生活困窮者だけでなく、全ての国民で検討すべき課題であるという認識も皆さん必要ではないでしょうか。

また、生活保護費は社会保障給付費全体の今3%とされています。その中で不正受給は、いろいろ言われますが、その中で0.3%にすぎない。しかし、最近は特に保護を受けていない人々や世論からは随分バッシングも受けています。引き下げの誘導ともとれることかなと思いますが、それらを含めてどのように考えられるかお聞かせください。

3番目の影響を受ける事業として、私なりに考えたのを挙げてみます。関連として一番影

響を受けるのは就学援助ではないでしょうか。これは法律では市町村が実施するとされています。生活保護基準の要保護者とそれぞれの市町村の基準による準要保護の方々が対象になります。特に準要保護は認定基準や申請方法、給付内容も市町村ごとに違い、全国同一の制度ではなく、認定している認定率も40%を超える自治体もあれば、ほとんどゼロに近い自治体もあります。この市では大体今何%でしょうか。

次は課税最低限や国保、国民年金、介護保険などの減免制度や生活福祉資金制度、最低保障年金、福祉施設の措置費などの生活保護基準に対する限度額の基準は、生活保護基準が一つの目安になっていると言われています。影響は少なくないと思っています。そして、地域における最低賃金の影響も受けるのではないのでしょうか。

2007年の最低賃金法で労働者の生計を考慮するに当たっては、労働者の健康で文化的な最低限の生活を営むことができるよう、生活保護に関わる施策と整合性に配慮するものとしてされています。生存権保障として生活保護と最低賃金との整合性が示され、生活保護基準の引き下げは、最低賃金の引き下げの理由や、低賃金、そして不安定雇用の引き上げなどが困難になり、正規労働者や職員の賃金の引き下げにも作用することを強めることになるのではないかと考えています。

国民の最低生活を保障するには、生活保護基準だけでなく保護基準を少しだけ上回ることによって保護対象から外れる、いわゆるボーダーラインの低所得層もが施策の対象から消えていくことになり、そういう人たちの生活を脅かす結果にもなります。今でさえ格差が広がっていて大変なのに、ますます広げることにもつながるのではないのでしょうか。所見を伺います。

2 地域防災計画について

2つ目の地域防災計画についてです。私は原子力防災対策編ということで挙げておきましたが、新たなこれは計画策定だというふうに思っていますけれども、その考え方をお聞きします。2年前の3.11災害から原発に対する認識が、国民の間でも大きく変わりました。新潟県では世界一の原発施設を抱え、県民の中でも不安が大きくなり広がっています。ここ南魚沼市は50キロ圏で今までは余り考えてこなかった住民も多かったと思っていますが、今はずっと違っています。原子力事故に対する防災は、どのようなことが考えられるのかお聞かせください。

そして、柏崎刈羽原発への対応として2つ目に伺います。新潟県は30キロ圏内に関係なく、柏崎刈羽原発の防災には、それぞれの市町村が東京電力にもものが言える状態になっているというふうに聞きましたが、そのように考えていいのでしょうか。まずお聞かせください。そして、市としてはどのような要望、そして協定をするのかお聞かせください。

私は、原子力発電はどんなに防御をしても、今の段階では安全はないと思っています。これからは自然エネルギーの方向にかじを切るべきと考えますが、そういう方向性なども提言できるのか。また、それを進めるためにも、最近言われ出していますし、ドイツではそうなったと聞いています。送電会社と電力生産会社を分離するのが安全性から考えても私はいいと考えますが、そのようなことも会社とは話し合えるのでしょうか。お聞かせください。

私は再開しないことが最良の安全策と考えています。結局、今の柏崎刈羽原発は再開しないことが一番の安全策と思います。処分できない使用済み核燃料棒の問題や活断層など、懸念される材料もあります。もし、事故が起きればその土地は失われます。そしてまずそこの一次産業や生活ができなくなり、今言われていますけれども、倒産するのは電力会社だけでなく、日本国が崩壊するのではないかと私は思いますが見解を伺います。

3 BSE検査緩和について

3つ目のBSE検査緩和についてです。食の安全面から緩和して大丈夫かということです。2月1日から政府はアメリカの米国産牛肉の輸入規制を20か月齢以下を30か月齢以下に緩和しました。そして4月1日からは国産牛も30か月齢以下ならBSE検査をしなくてもよく、特定危険部位もオーケーに緩める体制に入ったと言われていています。政府の説明会でも緩和反対の意見が多かったと言われてはいますが、米国のBSE検査は0.1%しか行われていない。そして、「BSEが発生していない報告そのものも疑わしい」などの意見が出ました。米国は1頭ごとの生産流通履歴書——全頭検査と言いますけれども——もなく、管理はずさんなど、米国産牛肉への危険性が指摘されました。食べ物は体に直接取り込まれ健康を左右するだけに安全性が確保されることが大前提だと思いますが、いかがお考えでしょうか。

そして新しく出ました非定型BSEの危険です。BSEなどのプリオン病の感染メカニズムなどは、全体的には十分に解明されていないと言われてはいます。専門家の間ではその指摘があります。21か月、23か月の非定型BSEが日本でも見つかりました。そして世界では61頭発生しています。これについては動物への感染実験によれば、人への感染の可能性も否定できず、評価案では認められておらずまだ不明なことが多いといえます。したがって、30か月齢以下の牛肉の摂取に由来する人の変形型ヤコブ病の発症は考えがたいとした判断は、科学的には乏しいのではないかと。これは主婦連の副会長の方の意見でありました。私も全く賛同しましたので、あえて取り上げて読ませてもらいました。

今回のBSE緩和はTPP参加への環境整備と関連が取りざたされています。ありがたいことに新潟県はまだ今までどおりの全頭検査を継続するようです。食の安全のためにも続けるべきだと思いますが、ぜひ市長からもそこをよろしく願いいたします。以上で壇上からの質問は終わります。

○議 長 岩野 松君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。一般質問最終日ではありますが、またよろしく願い申し上げます。傍聴者の皆さん方大変ご苦労さまで、ありがとうございます。

岩野議員の質問にお答え申し上げます。

1 生活保護見直し（切り下げ）について

生活保護のまず見直しからでありますけれども、これは生活保護制度はご承知であります。国の制度でありまして、保護基準の見直しについても国の責任において適正に実施されるということでもあります。ただし、前回の平成20年度見直し以降に変動があった消費者物価を、保護費に反映をさせるということは、制度の性格からも、結果が増加であっても減少であつ

でも適当であろうと思っております。これはそういうふうになるわけですので。ですので、引き下げの考え方ということ自体だけを問われても、私がイエス・ノーということを上上げる立場でもありませんし、生活保護受給にならないような政策をきちんとやっていくということも我々の務めだと思っております。引き下げへの考え方というのは、特に私がここで申し上げるべきではないというふうに考えております。

対象人数あるいはそれによる波及ということでもありますけれども、生活保護基準の見直しに関する具体的資料というのはまだ国から届いておりません。3月18日に県で基準改定説明会が予定されておりますので、現段階では改定による影響について正確にお答えできないということを、まずご了承をお願いします。

2月19日に厚生労働省が開催いたしました関係部局課長会議の資料によりますと、物価動向を勘案しプラスマイナス10%を限度とした見直しになるという予定であります。さらに3か年かけて段階的に実施することから、この率でいきますと1年間で実質3%程度の減額が見込まれるのではないかと考えております。

検証資料からは12歳から40歳までの年代層、あるいは2人以上の複数世帯、そして都市部での不均衡が非常に目立っているようでありますので、この辺が特に減額率が大きくなるのではないかと想定しております。市内の被保護者は12歳から40歳までの年代層が15%程度、複数世帯が25%程度となっておりますので、それ以外の部分については影響を受けない場合も想定されますし、この部分では大体、市の中では15%あるいは25%程度の方が影響を受けるといえる方向だと思っております。

事業でありますけれども、就学援助制度はご承知だと思いますが、文部科学省が平成25年度当初に生活保護を受けていた世帯について、保護廃止となっても継続して制度を活用できるということですので、就学援助についてはとりあえず平成25年度においては影響はない。

それから介護保険では保険料の所得段階区分あるいは介護サービスの自己負担軽減制度に、生活保護と連動するものがあります。保護廃止となると段階が上がるという影響はありますけれども、これは制度上当然といえば当然のことで、生活保護世帯でなくなったということになりますと、それは廃止をされるわけですから、これは制度上当然ということになります。

保育料の階層区分にも生活保護世帯がありますので、保護廃止となると階層が上がるということで保育料が上がるということになります。現在、保育料の生活保護世帯は1世帯であります。この世帯は基準改定による影響額で保護廃止となることは考えられませんので、保育料については実質的な影響は我が市にはないだろうと思っております。

国民年金では、生活保護になりますと法定免除が適用されまして保険料が全額免除される、こういうことになりますので、基準改定によって保護廃止になる場合でも、単身者で60万円以上の前年所得がないと全額免除が適用されますので、ほとんど影響はないだろうという見込みであります。

最低賃金ですけれども、これもご承知のように地方最低賃金審議会によって決定されます

ので、市がここに関与することはできませんし、していません。一般的に労働者の生計費、賃金、そして賃金の支払い能力を総合的に判断するということになっております。ですので、中小企業等の支払い能力こういうことも含めて最低賃金が決定されますので、いわゆる働く側だけの理論ではないという部分もご了解いただきたいと思います。労働者の生計費の部分で、保護費との整合に配慮するというふうにされておりますので、一定程度の影響はあると考えておりますけれども、なかなか具体的な影響がどうだということは、まだお答え申し上げるところではございません。

2 地域防災計画について

続きまして防災計画であります。原子力災害対策編というのは新たな策定でありまして、考え方は先ほど議員がおっしゃったように東京電力の福島第一原子力発電所の過酷事故を受けまして、国がまず防災基本計画を修正しました。原子力災害対策指針を策定したところであります。その後も具体的な基準等を定める改定作業を行いまして、県も平成24年8月に修正した地域防災計画の原子力災害対策編の見直しを今進めているところであります。

南魚沼市は原子力災害対策に係る地域防災計画の策定を義務づけられる、いわゆるこれは屋内退避計画区域、P P Aというこの地域外の位置づけです。ですので策定しなくてもいいということでありましてけれども、原子力安全対策を推進するために市でも地域防災計画の中に原子力災害対策編を新たに策定したいと、今、作業中ということでありまして。

全市町村が参画をしながら、東京電力との安全協定の作業に入っておりますけれども、その際、過去の風の向き、風向ですねこういうことも全部調査をさせていただいた中で、50キロ圏内ではありますが、30キロは30キロ圏外であります、一番心配されておりました冬季の季節風はほとんどが三国山脈に向かって吹いてくるという、私たちは感じがあったわけですが、実はそうではなくて非常に広範に、風向の資料から見ますと余り直接的には吹いてこない。

ですので、私たちの地域はいわゆる原子力災害——柏崎刈羽で事故が起こった場合は、避難者の受け入れ地域になっております。我々も市民も事故があった際の事故の規模、あるいは一瞬の風向等にもよりますけれども、避難計画は立てなければならぬわけでありまして、柏崎、刈羽あるいは長岡そして十日町、上越の一部、こういう皆さん方が大量に避難しなければならぬわけですが、避難する皆さん方を受け入れる。5万8,000人ぐらいが我々の地域で受け入れ可能な施設もありますので、そこに受け入れる方向が多くなるという想定であります。そういう中から、我々は避難される皆さん方がおいでになったときの計画もきちんと立てていかなければならぬわけですので、そういう意味も含め、当然一番は市民の命を守るそのことを念頭に原子力災害対策編を策定してまいりたいと思っております。

基本的には南魚沼市が先ほどいいました屋内退避計画区域P P Aの区域内こういうふう位置づけられておりますので、プルーム通過時の被ばくを避けるための防災措置——これは屋内退避であります——これを迅速に講じることができる体制整備を主に、先ほど触れました避難受け入れ体制の整備もあわせて、上位計画であります国の防災基本計画そして地域防

災計作成マニュアル、県の地域防災計画、原子力安全対策これらに関する研究会の実効性のある避難計画等と整合性を図りながら、策定していこうというということでもあります。まだ策定が終わったということではありませんが、今策定中というふうにご理解いただきたいと思えます。

柏崎刈羽原発事故時への対応です。事故時の対応につきましても国の防災基本計画、そして地域防災計画マニュアル、県の防災計画、あるいは原子力安全対策これに関する研究会の先ほど言いました実効性のある避難計画と整合性を図りながら、市の地域防災計画を、今申し上げました新たに原子力災害対策編を策定中ですので、現在、事務局の素案を関係部署で調整中あります。

事案における対応の概要でありますけれども、市内全域を屋内退避計画区域としてブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置をとるということでもあります。緊急時モニタリングの結果によりまして、必要な場合は屋内退避を行っていただくということを、今考えております。

さらに防護が必要な場合には、避難を実施しなければなりません。広域避難が必要な場合は、県、県内市町村、防災関係機関との連携によって広域防災体制を整備していかなければなりません。先ほど触れました避難市町村の避難の受け入れにも備えて、避難所等の受け入れ体制あるいは関係機関と連携した中でこれを整備していこうと。

住民の皆さんへの安全対策としては、国からの情報収集・連絡体制の整備と住民等への的確な情報伝達が一番重要でありますので、住民の皆さんに対しまして危機回避の情報、災害対応の局面、あるいは場所に応じた情報をわかりやすく迅速に伝達しなければなりませんので、昨日のご質問にございました情報伝達体制の整備を進めていきます。これもご承知かと思いますが、3月23日には県あるいは関係機関、県内市町村が連携をいたしまして、新潟県原子力防災訓練、避難訓練で、避難受け入れは湯沢町という想定で実施をされます。こういう訓練を今後も続けたり、訓練の中でのまた情報等をきちんと整理をした中で、原子力災害対策を進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

再稼働しないことが最良の安全だということでもあります。危険があると思われるもの、そういうものについては一切動かさない、つくらない、これは確かにそれが一番安全であります。しかし、これからつくるということではなくて、これは今つくってきたものであります。先般も申し上げましたように飛行機や新幹線だって同じことで、ただ被害の状況や深刻度が違うということになります。再稼働しないことが安全策としては最良だと思っておりますけれども、それではその中で国民生活が本当に維持できるのかとここまで考えますと、やはり安全性を追求しながら将来的には原発ゼロということは、たびたび申し上げておりますように私も賛成でありますので、方向としてはそういう方向だろうと思っております。今までの原子力発電所も含めて一気にここで全部なくせということは、やや無理があるのだろうと思っております。緩やかにやはりそういうことにしていかなければならない。

そして、ベストミックスというエネルギー、このことをきちんと模索をしながら進めてい

く、このことがやはり賢明だろうと。感情的にわかります。感情的にはよくわかりますけれども、そういうことで本当に日本の今の生活、あるいは今以上の発展が約束できるかといわれますと、これは非常に厳しい。3兆円の問題ばかりではありません。ガスを燃やし、石炭を燃やし、石油を燃やし、これでCO₂の排出が非常に増えてくるわけでありまして、日本が京都議定書の中で盛り込んだ削減のことなどがもう達成できる状況なんていうのは遠い話になる。そういうことも考えますと、即、全部やめろということについては、私は感情的にはわかりますけれども、理論的にはちょっと無理があるというふうに考えております。

ただ、柏崎刈羽のことについては前々から申し上げておりますように、我々が直接的に柏崎あるいは刈羽、そういう皆さん方の考え方も全然お聞きもしないで、それは再稼働反対だということは申し上げるべきではないと思っておりますので、私はその行動をとるつもりは今のところはございません。

3 BSE検査緩和について

BSEに入ります。20 か月齢これが 30 か月齢に引き上げられたということでもありますけれども、厚労省が見直したわけでありまして。内容につきましては、平成 25 年 4 月 1 日に省令施行することになっておりまして、議員がおっしゃったように、ただ、現在も新潟県の場合は食肉で流通する牛肉については、全頭検査をしております。他県も全頭検査を実施しているということですので、4 月から厚労省の省令が施行されてからの各都道府県の判断を見守らなければなりません、新潟県は続けていくということをおっしゃっていますので、そういう意味では全く心配はいらぬわけでありまして。

4 月から施行される中での 21 か月齢以上の牛の検査が 30 か月齢超に引き上げるということでありまして、頭部——これは舌を除くようであります——それから小腸の一部以外は BSE 検査なしでも食用として利用・流通されるということになるわけでありまして。

平成 25 年 2 月 1 日から実施の輸入措置の見直しにつきまして、従来から輸入が可能だった米国及びカナダに加えまして、フランス、オランダからの輸入ができるようになった。輸入できる対象も現行の 20 か月齢から 30 か月齢以下に引き上げられた。この判断につきまして国内措置の場合、有効な飼料規制、肉骨粉の使用禁止・飼料生産過程での畜種別生産、これが 8 年以上実施されております。過去 11 年以内に日本国内で生まれた牛で BSE 発生がない、こういうことから見直しになったということでもあります。ただし、国内牛の 21 か月齢以上の検査費用の補助については、平成 25 年 4 月の段階でもしばらく継続をする予定だというふうに伺っております。

輸入措置のほうは、評価対象の国でも飼料規制が平成 9 年までに導入されまして、その後段階的に強化をされていること、あるいはいずれの国におきましても SRM、特定危険部位、これはさっき言いました頭部・脊髄・小腸の除去等の食肉処理工程におけるリスク低減措置がとられていることから、安全性が確保されていると判断をされたということでもあります。

厚労省は、そういうことも含めて現在の飼料規制のリスク管理措置を続ける限り、牛肉の国内品・輸入品に関しては安全性が保たれるという判断をした上での決定であります。

非定型BSEでありますけれども、BSEの診断方法の中で定型BSEとは違う場所に値を示すものが非定型BSEというふうに言われておりますが、非定型BSEの発生が多く見られているフランスでも、発生頻度は30か月齢以上の牛100万頭当たり0.4頭ということだそうで、非常にまれだということでありまして、非定型のほとんどは8歳超の高齢牛でありまして、日本で確認された23か月齢1事例を除けば、6.3歳から18歳で確認されていることから、高齢の牛でまれに発生するのではないかというふうに考えられているということでありまして、30か月齢の検査、これは今後も続きますので、問題はないというふうに考えております。

日本の23か月齢の事例につきましては、異常プリオンの蓄積量も定型BSEの1,000分の1とごくわずかでありまして、さらに人によってBSE感受性の高い牛型遺伝子改変マウス——ちょっと専門的な言葉でよくわかりませんが——の脳内接種でも感染性が認められてはいないということでありまして、こうした知見から高齢の牛以外の非定型BSEのリスクは、あったとしても無視できる範囲だというふうに食品安全委員会が評価しているということでありまして。

日本では平成13年以降に、これまでに約1,370万頭のBSE検査が行われまして、21か月齢と23か月齢の牛で2頭の若齢のBSE検査陽性が認められましたが、若齢の陽性牛に関しても、人への感染性は無視できるというふうにされておりましたので、危険性はないというふうに判断をしております。私どももそういう専門的な知見をうかがいながら、これについて特に危険性はないというふうに申し上げたところであります。

なお、この点につきまして再質問等で専門的な部分がありますれば、その際は私が申し上げますけれども、上村家畜診療所長が専門的な見地でお答えいたしますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。以上であります。

○議長 長 学校教育課長。

○学校教育課長 1 生活保護見直し（切り下げ）について

先ほどの議員さんの質問の中に、要保護、準要保護の援助をしている支給率ということでございましたので、お答えをさせていただきます。平成23年度の決算数値で小中合わせて約471人、9.1%でございます。平成24度も、まだ決算が終わっていませんので見込みでございますが、同様の件数になるだろうというふうに考えております。以上でございます。

○議長 長 岩野 松君。

○岩野 松君 1 生活保護見直し（切り下げ）について

国の生活保護見直しについては、生活保護そのものは国が基準も法例もみな決めることですので、という意見でございまして申し上げるべきでないと言っておりますが、確かにそのとおりですけれども、生活保護そのものも確か戦後できた制度だと思いますし、今までの利用者を見ますと、終戦直後を除くと段々利用者が増えてくると見直しというのがあって、またぐっと減ってまたなるという傾向があるようです。

しかし、ここ四、五年は、増えている、30%を超えていると全国では言われておりますが、

それに対しての利用者は、私は非正規雇用や臨時の人たちの労働体系が変わったことによる非常に大変な状況、そして低賃金が横行する中で生活保護のほうがいいのではないかと、みたいな風潮もあったやに聞いております。その人たちが全てだとは言いませんけれども、そういう方たちもあるのかもしれませんが、今、生活保護が増えている状況は、やはり働きにくい状況も大きく作用しております。働く中身の問題も非常に精神的にきついというのは、どうも我々年寄りから見ると少し想定ができていくのですけれども、大変に精神的な負担という状況の中から、耐えられない労働条件ということの方も多いように聞いています。

そういう中での生活保護への対応ですが、市長は国の制度だからということで、それはそれで私もそう思いますが、引き下げに対しての意見はないか、もう1回お聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 1 生活保護見直し（切り下げ）について

生活保護費的な部分は、当然ですけれどもそのときの経済情勢、社会情勢において増減は出ると、これはそうだと思っています。今は非常に厳しい状況でありますから、その中で生活保護受給者が増えているということは、やはり経済状況の悪さ、それから今議員がおっしゃったように非正規労働者という部分もあるのかもわかりません。

ただ、働かないで生活保護のほうが好きという考え方になっては困るわけでありまして、昔は議員おわかりでしょうけれども、失対事業というのがありました。失業対策事業ということで、それは各旧町とかでもやったわけですが、道路の補修だとかそういうことをやってまずは失業しないように、そして生活保護に陥らないようにという施策もやりました。私は子どものころ失対事業に従事している皆さん方を知っておりましたので、こういうこともやるのだなということそのとき改めて実感したわけです。

引き下げについて、引き下げることがいいということの特に思っているわけではありません。ただ、今の賃金実態やそういう部分を含めた中で、最低限度の生活保障だと。それより低く働いている皆さんがいるとすれば、これはやはりおかしなことでありますし、最低基準というものがどこに置かれるかということによっていろいろ違ってくる部分があります。

それから、少ないといいますが、不正受給の問題が非常に大きく取り上げられておりまして、そういう中でのやはりきちんと働きながら頑張っている皆さん方からの反発といいますか、そういうことだってないばかりではないわけでありまして。その時々情勢に応じて、上げたあるいは下げたということは、私はやむを得ないことだと思います。

ただ、下げることによって、本当に生活する糧も権利も失われるということがあってはならないと、このことだけは思っております。ただ、安易にまた生活保護の道も選ばないように、皆さん方にはお願い申し上げたい。そういう感想であります。

○議 長 23番・岩野 松君。

○岩野 松君 1 生活保護見直し（切り下げ）について

次に2番目に移ります。対象人数とかそういうのはお聞かせいただきましたが、先ほど私が言いましたように全国的には非常に増えている。都市部との差もあるということですが、

南魚沼市では、私は生活保護受給者に対しては、審査がしっかりしているというか厳しいのかなという思いもあることもあります。そういう中での特に波及ということでは、私は生活保護受給者だけでないという思いがあります。そういう方々へは基準が下がることによって、やはり影響が出るというふうに考えられるのですけれども、その影響というかそれに対しての給付——3番目も一緒にまとめて言いますけれども——受ける事業もありますし、先ほど市のほうからの答弁でもいろいろ出ていました。生活保護の人も最近是非常に増えていますけれども、それだけでなくボーダーラインが引き下がることによって、また対象から外れる可能性もある。そういう人たちは全く外れると、今度はいわゆる住民税の問題やそういうものも影響が出てきて、医療費、住まいにも影響が出ることも個人的には生まれてきます。

そういう中では、個人だけの問題でないというふうに私は捉えたいと思いますし、最低限の健康的で文化的な生活の維持という概念が、やはりどこに視点を置くかでも大きく違うのかなという思いがあります。今は本当に労働条件が、非正規雇用が増えることによって大変な中で生活している、そういう人たちへの影響が出ないような形の改定にしてほしい。

先ほどの話の中では影響が出るのはいわゆる稼働人口の人たち、それから家族の多い人たちに影響が大きく出るというふうに言われています。一番生活が大変な人たちです。かつてにおいては高齢者加算、母子加算もなくなって、もうその人たちへの余分な——という言い方はおかしいですけれども、補助が減らされている今の状況の中で、これ以上減らすのかというのが私の思いであります。影響を受けるということが生活保護者だけではないという認識に対して、どこくらいまで市長はお考えか、まずお聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 1 生活保護見直し（切り下げ）について

先ほども答弁申し上げましたように、生活保護受給者だけではない影響がこういうところに考えられますということを申し上げたわけです。ですので、そのとおりであります。だから、それ以外にどうこうということではありません。思われるということです、まだはっきりわかりませんから。

いつも申し上げておりますけれども、我が市の生活保護受給率は、県下で一番少ないわけですから誇るべきものであります。これを審査が厳しくてそうなっているということをよくおっしゃいますけれども、そういうことではありません。審査基準はほぼ同一でありますから、市の裁量によってあれこれ、これはだめだ、あれはいいや何ていうことができるはずがないわけですから、私たちの地域はやはり自助、共助の精神が非常に根づいているということだと思っております。実際、そういう状況にあるにもかかわらず、親戚あるいは肉親こういう中で助け合って、そういうことにならないようにということもやっけていただいているところもあるわけです。都市部に入りますと、もうそういうきずなといいますか、人とのつながりというのがほとんどなくなって、非常に厳しい状況になるということもわかりますけれども、そういう誇るべきことだということは、岩野議員からもやはりこれはご理解をいただきたい。私たちが職権をもって、本来受けられるべき人を受けられなくしているなんてこと

は一切ありませんので、これはひとつご理解いただきたいと思っております。

影響が出る部分というのは、さっき言いましたようにあるわけです。これが例えば影響が出て本当にその方が生活できないということが認められれば、それは生活保護という部分もあるかもしれませんが、市として何らかの対応をとりますよ。餓死させるなんてことはしませんから。税金だって今までも同じです。保育料についても、学校給食についても、本当に納められない人、納めなければならないけれども納められない人たちに対して、きちんとした支援をしながら、納められるような方向性を導いていくということでありますから。もうそういうことはわかりませんから、はいどうぞ、お引き取りくださいなんてことは一切やっていませんので、これだけはひとつご理解いただきたいと思っております。

○議 長 岩野 松君。

○岩野 松君 1 生活保護見直し（切り下げ）について

市長のお考えの中でのそういう考えは受けとめました。1点だけ、生活保護の中に影響を受ける就学援助のことでちょっときちんとお伺いしたいのは、就学援助の周知は全ての児童に知らせていると思っておりますし、市報にも書かれておりますが、学期ごとに周知をやっているかどうかお聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 1 生活保護見直し（切り下げ）について

教育委員会に答弁させますのでよろしくお願いします。

○議 長 学校教育課長。

○学校教育課長 1 生活保護見直し（切り下げ）について

就学援助の周知でございます。まず、市報にはもちろん掲載をさせていただいております。新学期に入り入学式が終わりますと同時に、全ての小中学校の児童生徒に申請をするか否かの内容を付して持たせて、保護者のほうにお伝えをしております。学期ごとにとこの部分については、現在やっておりません。以上でございます。

○議 長 岩野 松君。

○岩野 松君 1 生活保護見直し（切り下げ）について

今は非常に生活の状況がくるくる変わりますので、できたら学期ごとにも、もしあれだったらしてもらおうとありがたいなということを申し添えておきます。

2 地域防災計画について

次に移ります。地域防災についてでございますが、もし事故があったときのという想定で市長の答弁の中で、冬季の季節風がこっちへ来るのはちょっと少なくなるので、受け入れ体制になるという言い方をされております。私は福島原発事故は非常に過酷事故だったと思っています。今3.11を目指したのかどうか、メルトダウンやそのときのことなどがいろいろな形でたくさん報道されています。

しかし、東京電力の技術者たちの発言などでも、安全点検とかは40年考えたことがなかったというようなことも言われるのを聞きました。アメリカでも10年に1回ずつはそういう想

定をしてやるのだとそのとき一緒に放送されていましたが、日本ではしてこなかったということです。これからはこの事故にあれして、そういうことはないのだろうとは思いますが、私はやはり再稼働はすべきでないと思っています。

今でも大飯原発が動いているだけで、確かに輸入に頼って賄っている部分が非常に多くなってきています。そういう中でやはり対応ということになるわけですが、2番目の柏崎刈羽原発への考え方ですけれども、ここは50キロ圏で、今までの想定では30キロ圏以内という考え方でしたが、過酷事故になった場合は30キロも50キロもないのではないかと思います。チェルノブイリなどは、もう外国にまで飛来し、雨の状況やそういうもので病気がおきているというデータも今はとられています。年数がたっていますから。そういう中では私はここも逃げなくてはならないのではないかというふうに思っていますけれども、今の想定では受け入れ体制だと言われているようですが、そこら辺の見解をもう一度。できたらそういうふうにしなないでということではできないのかどうかお聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 2 地域防災計画について

先ほども申しあげましたようにいわゆる30キロ圏外、それから風向、これらも含めて私たちの地域は、原子力防災計画の策定を義務づけされる地域外ということです。これを私たちが嫌だと言っても、指針の中では別に地域外ですから。ただ、我々がそれを含めて、過酷事故が起きたときのどういう避難計画を立てるか、これはこれで別に私たちのことですから、それをしてはならないなんてことはないわけです。

ただ、それをあえて「いや、俺らどこは50キロ圏だなんが、とても危ないがだから、そういう計画を立てておきましょう」なんてことは、私はするつもりはありません。ただ、さっきも触れましたように、プルーム通過時にちょっと放射線量が高いとかそういうことも考えなければなりませんので、そういうときにいわゆる屋内退避をまずどうするかと、そのことの計画はきちんと出しいく。そして主には受け入れ体制という部分が相当出てきますので、そのときに受け入れをする皆さん方ばかりではなく、市民の皆さん方の安全も考慮した受け入れ体制を整えなければなりませんので、まずそういう体制を整えるということでありま

す。

ですので、嫌だと言われるかどうかというのは——いわゆるこの指針というかこれは、距離あるいは風向とかいろいろ条件を勘案した中でそういう段階でありますから、我々の地区がそれは距離が間違っているとか、風向きが全然うそだとかであればそれはそうでないと言われますけれども、そういうことの中であえて、いやいや我々のところはとても危険な区域だからなんてことを、さっきも言いましたが言うつもりはございませんのでよろしく願いいたします。

○議 長 23番・岩野 松君。

○岩野 松君 2 地域防災計画について

柏崎刈羽原発、特に市長は相対的な言い方かもしれませんが、感情的にはわかるが理論的

にはという言い方をされます。私は特に柏崎刈羽原発に関して再稼働が許されない根拠もあるかと思えます。50キロ圏内に113万人が生活しています。避難計画とその実行は、ここへ来るといいますけれども5万何千人かと言いますが、不可能なのではないか。我々は30キロが安全で50キロは大丈夫だと思いませんので、さっきそういう質問したのですけれども、中越沖地震でも数千件もの深刻な損傷が出ていると、余り報道されないで少しずつそういうのが出てきているような感じですが、大変な状況で一步間違えば爆発の危険があったと言われています。それは専門家からの指摘があります。

そして、原子力発電所の直下には断層があり、40万年以前というのが覆されたような言い方ですが、40万年以前にあれば活断層であるというそれもされていますので、なれば廃炉になるという条件になります。使用済み核燃料も、もう少しでいっぱいになるというふうに言われています。そういうことを考えるとやはり再稼働すべきでないというふうに、私は提言するのがベターかなと思えますがいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 地域防災計画について

何度も申し上げますけれども、原子力発電をどんどんと増加していこうとか、今あるものを全部一気にまた動かせとか何てことを申し上げていることではない。徐々に原子力という部分からエネルギーの移管をしていかなければならない。それは全くそのとおりだと思っておりますから、考え方はそこでは同じですね。

ただ、皆さんは感情的でなくてでは何なのかと言われます。我々の地域はそれはそれでいかもわかりません。他の、例えば柏崎、刈羽だけのことをとれば、あの地域の皆さん方がどういう苦しみ方をしているか。そこへ他自治体の我々が、100%危険だというふうに認められたわけでもありません。地層であっても活断層であっても今、原子力規制委員の皆さん方がその可能性もあるかと。もし、当然活断層があつてということであれば、それは停止ですからこれは仕方ないです。だけれども、そういうことはっきりしないうちに悪者扱いしてはならないということを私は言っているのです、これは。

小浜だって敦賀だってどこでもみんな同じです。地域の人たちは、良い、悪いは別にして原子力発電所とともに生きてきて、そして今こういう立場になっているわけですから。それを声高にどんと「やめろ、やめろ、再稼働するな」なんてことを、私は言うべきではない、それは専門家の判断に委ねるということだと思います。わからない我々が、どういうことになれば事故が起きるかまで、それだってよくわからないのです。

福島事故も、もしあのとき水が供給されていたらどうなのか。こういう検証を全部終わらせてからきちんとした判断をすべきだということを私は申し上げているわけで、今の論調に私は余り賛意は示すところではありません。論調というか一部の論調、やはりエネルギーというのは国民生活のもとでありますから、これを本当にどう供給できるかというこのことを考えながらいかないと非常に道を誤る。

それから、原発立地地域の皆さん方の気持ちもある程度はやはり酌み取らなければ、あの

皆さんも再稼働を求めているかどうかわかりません。ただ、経済的に非常に困惑している、そのことによって窮しているという部分も出てきています。そうして困っている人たちをこっちへ置いて、我々はそんなところへつくってもらって、安全じゃないからやめてくれなんてことは、余り人道上も含めて言うことではないというふうに、私は判断しておりますのでそういうことは言いません。

○議 長 23 番・岩野 松君。

○岩野 松君 2 地域防災計画について

やはり事故に対する認識が市長は甘いと私は思います。福島の人たちは県民を挙げて、もうあそこは事故が起きたからするわけではないと思いますけれども、原子力はノーの判断をしました。そして湯沢の町長も、大勢の避難されてきている人たちの話を聞いて、とてもやはり原子力発電というのは安全なものでなくて危険なものであるからという立場で、再稼働しない立場に立つというふうに聞いております。やはり福島の人たちの今の状況は、もうあの地域は帰れませんよ、あの事故の後は、それを除染して何とかなんて言いますが、私は難しいと思っています。

そういう認識がここ 50 年間日本では、教育も流布もされなかった、そこにやはり私は認識の違いがあるように思っています。そういう意味ではやはり再稼働はさせるべきでない。燃料棒の問題もありますし、本当にそれは私は声を大にして、感情的でなくて、ああいうことの二の舞に柏崎の人たちをさせたくないのですよ。職がない、それも大変なことです。でも、命があれば生きられるのです。そういう意味では私は再稼働すべきでないという意見でもって、意見があわないということで終わります。

3 BSE 検査緩和について

BSE 対策についてですけれども、新潟県は確かに全頭検査をこれからもするというふうに知事もしゃべったとどこかで聞いたので、ぜひそれにエールを送ってほしい、そういう思いです。しかも、「食の安全から考えれば大したことがない」そして食品安全委員会は「人体に影響はない」という結論を出しているというふうに私もインターネットで引いて見ました。しかし、学者の中ではいろいろまだそれが定まったものではないとしています。数字が少ないから、例が少ないからということでは、私は BSE というものを考えてほしくないというふうに思っています。かかってしまったら本当に微量でも病気になっているのですから、「人体への影響が絶対ない」と、「皆無です」という結論が出るまでは、私はやはり危険であるというふうに考えたいと思いますが、もう一度お聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 3 BSE 検査緩和について

私たちは、原子力も同じですし BSE についてもそうですが、それを完全に肯定したり否定したりする見地は持ち合わせておりません。ですから、専門家の皆さん方がこれは大丈夫だとか、あるいは危険だとか、このことを信じる以外に道はありません。それも感情的に 1%でも 0.1%でもその可能性があれば、それは食うとか、入れるとか。食うなという意味

をおわかりいただけますか。食うなということと、食わないということは違うのですよ。本当にそこまで心配で、一応国の安全基準を満たして出てきたものを、だめなら食べなければいいわけですから、あなたは。

我々はそういう知見を持ち合わせていませんから、こういうことで、ですので安全だというふうに判断をしたというふうに伺っていますと。ですから、それはそれで結構ですということを行っているわけです。

2 地域防災計画について

原子力も同じです。今までの対応がどうかは別にいたしまして、これからきちんとした原子力規制委員会ですか、第三者の全く独立した委員の中でいろいろ議論をしていくわけですから、そういうことをきちんと出る前に、まさに感情的でないと言っても感情的ですよそんなのは。湯沢の町長がやったと、それは結構です。では、魚沼はやったか——魚沼はやったのですね、議会でやりました——長岡はやったか、我々に近いところからやったか、そういうことではありません。それはそれぞれの考え方ですから、あそこの町長がそういうことを言ったから、ここの市長がそういうことを言ったからいいことだ、南魚沼は言わないから悪いことだということではないわけであります。

我々が一番考えるのは、やはり市民の皆さんの本当に安全で安心して暮らせる方法は、どれをとればいいのかということを考えるわけですから、そのときに何のまだ知見も出ていないこういうことの中で、「あれはやめろ」「これは進めろ」ということは申し上げるべきではないということはずっと申し上げている。

3 BSE検査緩和について

BSEも同じです。では議員はどのような資料で、どのような知見で危ないから食わせるなどということをとおっしゃるのですか。専門家がこっちにいますから、どうぞそれに聞いてください。答弁は……（「反問権を使って」と叫ぶ者あり）俺は別に反問はしない。できないから。家畜診療所長にどういうことだか答弁させますから、どうぞ具体的にお聞きください。

○議 長 23番・岩野 松君。

○岩野 松君 3 BSE検査緩和について

では、専門的なお話になっていますので、せっかく見えていますので、ぜひ専門的な意見をお聞かせください。

○議 長 家畜診療所長。

○家畜診療所長 3 BSE検査緩和について

ご指名いただきましたのでお答え申し上げますが、私も専門家ではありません、獣医師であります。ただ、獣医師の立場から見れば、同じ資料を使ったとは思いますが、統計学的に見ても日本の場合に、千三、四百万頭分に、ここ8年以内はもうそういう検査しても出ていないわけですから、私は安全とっております。厚生労働省も安全とは言っておりません。リスクは無視をしていいというわけですからゼロではないと思っておりますけれども、無視をしていいということを行っていますので、それに対する反論は、私はできません。

今ほど市長も話しましたけれども、危険というふうに思うのであれば、牛肉についてはニュージーランド、オーストリア産も含めて国内産を食べるのが筋だと私は思います。あとのもっとより以上難しい専門的なことは、もっと別な方に今度は質問していただきますようによろしくお願いします。（「この中ではあなたしかいない」と叫ぶ者あり）

○議 長 23番・岩野 松君。

○岩野 松君 3 BSE検査緩和について

ありがとうございました。私は危険が絶対皆無であるというふうに、今の専門家の話でも理解しましたし、そういう意味で新潟県は全頭検査をこれからもすると言っていますので、ぜひそこを推進していただきたい。そういう意味でお願いして発言を終わります。

○議 長 質問順位16番、議席番号19番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 おはようございます。今回は2点質問させていただきます。それこそ前の方とかぶっているのでやりづらいなという質問があるのですが、私は私の視点でやっていきたいと思います。

1 子育て支援について

1点目に入りますが、それこそ市内には安心して働きながら子育てができる環境というのはとられていますが、そういう視点でやっていきたいと思いますのでよろしくご答弁をお願いします。学童保育についてであります。現在、学童保育で土曜日に受け入れてもらえるかどうか。土曜日開設についての返事が、3月になってもまだもらえていない状況です。ちなみに3月12日昨日現在でも、受け入れてもらえるかももらえないかの回答をもらっている学童もあるし、回答が出ていない学童もあります。イエス・ノーの返事が出ていない。これは何でか。もっと早く回答すべきではないかと私は思います。というのは、定員オーバーの保育園は毎年12月末ぐらいにはもう調整しているわけです。それで2月に正式に出しています。そういうことがあってみんな安心して保育を受けているわけです。

だけれども、学童保育については職員の配置替え等が決まらないと検討できないということで、現在でも一部のところではまだ決まっていないということです。職員の配置替えを今年3月4日にやったと聞いているのですが、この後にそれこそ学童保育施設の指導員と所長が話し合いをして、私たちの人員で土曜日開設ができるかできないかを決定しているそうです。

土曜日開設をして欲しい保護者は、当然、指導員と所長に開設をお願いしますけれども、指導員もやはり家事や家庭の都合で開設できないという方もいますよね。当然そういう方はいますので、預けられない場合には次のことを考えなければいけないとか、また「すまいるネット」を考えてもらわなければいけない。こういうことがあるのですが、なかなか時間が経過していくとそういう対応も、すまいるネットでもとれなくなっていくますし、市でもとれなくなっていくのではないのかなというふうに思います。

指導員も、預かりたいけれども家事等の都合で預かれない場合は、断らなければいけない。これは本当につらいことだと思います。指導員にお任せしているということで、指導員はい

ろいろな心身の負担が私は出てくると思いますので、こういう点はぜひ解消していくべきではないかと思います。そういう点でこのような3月もっと早くに、学童保育の土曜日受け入れができるかどうかについて考えていくべきではないかという視点で質問します。

前段の解決方法として、旧町に1つか2つづぐらいつつ、確実に土曜日や長期休みなどのときに受け入れができ、朝7時半とかこういうふうに今希望している保護者の方もいるわけです。例えば休みの日、土曜日や夏休みのときとかにそういう方もいますので、そういう受けられる拠点の学童施設があれば、保護者も返事はなくても何とかなるのだろうというような安心感が芽生えてくると思いますので、そういう検討をぜひしていくべきだと思います。それこそ旧町ごとに1つか2つ整備をしていくべきではないでしょうかと思います。まず1点目はこちらでお願いします。

大項目の2番目に入りますが、それこそ何度も、もう市長も、またかなんて思っているかもしれませんが、全天候の子ども広場について。市内保育園等に通う保護者に市でアンケートをとったわけですが、どのような結果だったか。それと、アンケートを踏まえてどのように考えているのか、単純に心情を聞いてみたいと思います。よろしくご答弁をお願いします。

2 東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書について

あと次大項目の2です。これが前の人とかぶっているわけですが、3. 11の事故前までは、多くの日本人は、原発は何重もの安全対策がなされていて絶対安全だと考えていました。しかし、3月11日の事故が起きました。そのときの事故の原因は想定外の地震や津波でということが言われています。私はでも原子力については、現在、オーバーテクノロジーだと思っています。同時に、オーバーテクノロジーだと思っていますけれども、やはり人知で何とか解決してほしいというふうな気持ちを持っています。

そういう飽くなき科学によっていろいろな人間は克服してきたことがあるわけですが、そういうことを考えてほしいという点もありますが、ただ一つだけ言えるのは、今後は原発の安全対策について想定外という言葉はもう通用しないと思います。もう、運転面でも。それと同時に事故が起きたらどうやって封じ込めるか。それこそ消防車の使い方がわからなくて水が入れられなかったとか、いろいろなことがあるわけです。万が一事故が起きたとき、もう絶対外に出さない、さらに外に出さないということをしなければ、私はそこまでの対策がはっきりしなければ、再稼働はするべきではないというふうに思っています。

何て言っているのか私の立場は宙ぶらりんという言い方もおかしいかもしれないのですが、絶対反対というわけではない。けれども、限りなく今の政府のやり方を見ているとちょっと反対かなと、私はそういうふうな立場でちょっとこういうふうな視点で質問していきます。「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定」というのを、市は1月8日だったか9日に結んだわけですが、これはどこまでの効力がある協定なのか、この点についてちょっと私は聞いてみたいと思います。

それこそ協定書を見て私がもう単純に思ったのは、要約すると県内の全自治体と東京電力と連絡会をつくって、何かあったら事故の連絡をして、意見を述べることができるという協

定。例えば市のほうで何か意見があっても、「言ったとおりのことをしますよ」という協定ではないわけですね、約束。「市でこれを求めました、でも市が言ったことは絶対やりますよ」これは話し合いの中で解決していくというのがやはり前提かもしれませんが、でも、私はただ単に協定を結んだ、こういうふうな安全確保に関する表題だけ結んだみたいな感じがして、効力なんて何もないのではないのか。ただ、今回こういう事故がありましたというファックスが送られてくるだけではないのかなというふうな思いがありますので、実際はどういうことなのか、私は市長に聞いてみたいと思います。

また2点目ですが、福島第一原子力発電所の事故以降、市内の側溝とそれこそいろいろなところに泥がたまって、その処理を市のほうは一生懸命してくれているわけですが、その土砂の扱いを、例えば市の施設であれば市が何とかします。でも、市民の例えば駐車場脇の側溝とか、こういうことになるともう市民にお任せということになっているわけです。こういうのでさえ現状では解決できていないわけです。

そういう中で例えば再稼働して、安全性を幾重にもしてゴーが出た、でも事故が起きた、それでも閉じ込めた。それでも事故が起きる可能性は絶対ということはないわけですから、もし、あったときにまた宙ぶらりんになってしまうのかとか、今度は本当に近いのもっとひどいことになってしまうのではないのかなというふうな思いがある。いろいろとこういう点についても、私は協定とかの中で話し合いをしていくべきではないかという思いがあります。

3番目に柏崎刈羽原発で事故時の対応。事故時はどうするのですか。さっきの議員がこれは結構言ったので、まずは軽く言うだけで、あとは市長の出方を見てから自席でやっていきたいと思います。

以上、本当に前の方とかぶってやりにくい点もありますが、逆にヒントになった点もありますので、本当にいい答弁をいただければと思います。

○議 長 牧野 晶君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 1 子育て支援について

派閥のボスであります牧野の議員にお答え申し上げます。子育て支援、学童保育の土曜日受け入れ。ちょっと時間をかけておりました本当に申しわけございませんが、事情といたしますと、加配措置とかということはよくご存じだと思いますので特に申し上げませんが、学童保育の皆さん方の勤務時間帯がフルタイムではないですので、非常に指導員等も——今年は特に指導員が3名退職されるということでこの確保。あるいは加配職員、これはまたお勤めいただく時間が二、三時間です。そういうことの中で、なかなか年間を通じて勤務できる指導員がきちんと出てこないというか、数が少ないということと、対応がちょうどこの時期になるわけです。そういうことの中で3名の新規採用、新規の配置職員による土日の受け入れ対応が遅れております。NPOのほうとしても早急に対応していきたいということを言っておりますので、ご理解いただきたいと思います。いつごろになるのか……（「今週末くらい」と叫ぶ者あり）今週末くらいには何とかご通知ができるようでありますのでよろしくお願

申し上げます。

拠点整備であります。今ほど触れましたように職員の問題もありまして、現在は土曜保育が、「太陽」「にこにこ」「中之島」「石打」の4クラブで一応実施しております。ですので、先ほど触れましたように指導員の確保から、例えば拠点をつくったとしても、そこにいつも指導員が全部確保されるという見通しが立つわけではございませんので、非常に厳しい状況であります。

ただ、NPO側でもさまざまな検討を行っておりますし、NPOと保護者会は一体的な協力体制で運営していただいておりますので、保護者会とNPOとで協議をしながら拠点的な部分をつくって運営ができていけるのか。いわゆる人員対応ですね。そういうことが確認できればそれはそれでいいと思っておりますので、そういう方向ですのでよろしく願いいたします。

今ちなみに土曜保育を申し込んでいる方々は、大和地域で11名、六日町地域で14名、塩沢地域で17名ということをお伺っております。学童クラブの保護者の多くが、この運営は市の保育園や学校教育と同じように行政の義務だという認識をちょっと持っていらっしゃる。ここが認識の違いがあるところでもあります。これはそうではありません。保護者会がそれぞれを立ち上げて、そして今NPO法人になったわけですが、そういうことですので行政対応だということはちょっと認識を改めていただかないと、なかなか自分たちで運営しているのだという部分をお持ちいただかないと非常に厳しい。それに対して行政がご支援を申し上げているということに、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

全天候型子ども広場のアンケートであります。このアンケートは市内の全保育園、幼稚園、27施設の保護者、それから市内3か所の「ほのぼの広場」利用者を対象に行いました。アンケートの内容は、「全天候型遊びの広場」を利用したいかどうか、あるいはこの地域を希望するか、移動手段、平日か休日か、時間帯の5項目について調査をしたところでもあります。

調査対象は2,062人でありましたけれども、その中で回答が1,101人、回答率が53.4%ということでもあります。結果は、利用するが1,016人で回答数の92.3%、希望地域は六日町地域が483で43.9%、希望する日は休日が776人で70.5%、時間帯は9時から5時が9.7%でこれが一番多い時間帯であります。今アンケートが大体結果としてまとまってまいりましたので、希望者を収容できる既存施設、転用可能な既存施設も含めて検討を行ってまいりたいということでもありますのでよろしくお願い申し上げます。

2 東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書について

柏崎刈羽原子力発電所の関係であります。協定の内容について申し上げます。1つ目として、平時の対応として、市町村と東京電力が原子力発電所連絡会を設置する。それから異常時の対応として、異常時には東京電力から市町村に、当然ですけれども通報が入る。また、市町村は住民の安全確保のために必要があると認める場合は、発電所の現地を確認し、相互に意見を述べるができる。3番目として発電所の運転保守に起因して住民に損害を与えた場合は、東京電力が誠意を持って補償する。こういう部分であります。

この中で原子力発電に係る住民の安全確保につきましては、「稼働している」「いない」にかかわらず、発電所そのものに事故が「発生しない」「発生させない」ということが第一義でありますけれども、こういう大まかな内容であります。

この協定には当然ですけれども法的な拘束はありません。これは協定締結した自治体が実質的な権限を行使しているものであって、今回の協定についても県や立地自治体が締結している協定のように、立ち入り調査あるいは運転停止を求めることができるというところの権限までは持ち合わせておりません。

しかし、これまでは立地自治体あるいはその周辺地域に限られておりました柏崎刈羽原子力発電所の安全確保について、それぞれの影響の度合いが異なる県内市町村が一体となって直接的に関わる権限を有したということですので、意義はあるというふうに感じております。

側溝の汚泥等の除去等の問題もありました。これは個人のところで発生したものを市が全然構わないということはありません。高い濃度の部分については、それを除去して市のほうで保管するということが今までもやってきました。一定程度の部分であればそれは例えば土の下に入れてくださいとかそういうことはありますけれども、全然高い濃度が出た部分を構わないで放置しているということではございませんので、濃度によっての部分はありますけれども、もしそういう部分があるようでしたらどうぞお知らせください。

そこで、意味がないのではないかという——この協定はそういうことを意図したものではありませんで、これから事故を起こしてはならない、あるいは万が一起きたときの安全確保、こういうことについて先ほど触れましたように、今までは立地と限られた周辺自治体にしか情報通報あるいは協議等がなかったわけですけれども、これによって全県下の市町村がそのことが共有できるということですので、意味がないとは全く考えておりませんし、大きな第一歩だというふうに私は感じております。

それから、事故時の対応でありますけれども、先ほど申し上げましたとおり市内全域を屋内退避計画区域といたしまして、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置をとることです。緊急時モニタリングの結果によりまして、必要な場合は屋内退避を行う。それからさらに防護が必要な場合には避難をしなければならないわけです。広域避難が必要な場合は、県、市町村、防災関係機関との連携によりまして避難体制を整備しなければならない。それから当市が避難市町村の避難者の受け入れ市町村になる場合にもそなえて、避難所の受け入れ体制を関係機関と連携した中で整備していく。

それから住民の皆さんへの安全対策としては、やはり情報収集・連絡体制の整備が一番ありますので、住民に対しての危険回避の情報、災害対応の局面あるいは場所に応じた情報をわかりやすく迅速に伝達するために、情報伝達体制と設備の整備を進めたいと思っております。

避難訓練は先ほど触れましたように3月23日に湯沢へ避難をしていくという想定で行われますのでよろしく願いいたします。以上であります。

○議 長 牧野議員の質問中ではありますが、休憩といたします。休憩後の再開は11時

20分といたします。

[午前 11 時 00 分]

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

19 番・牧野 晶君。

[午前 11 時 20 分]

○牧野 晶君 それでは再質問をさせていただきます。

1 子育て支援について

学童保育の件です。それこそ学童保育はNPOと保護者会でやってもらうのが原則だということですが、ただ、市のほうもやはりわかっておられる。先ほど答弁の中でもあったわけですが、要は2時間とか3時間ぐらいではなかなか指導員が集まりにくい。そういうふうな現状の中でNPOだけの力、また保護者会だけの力で改善できるかと言ったら、できないわけです。そういうところをしっかりと市も把握しているのであれば、もっとぜひ——私が言おうと思っていたのは、ある地域で遠いところは2時間のために往復1時間近くかけて通う、そういうところになると指導員さんとかなかなか人が集まらない、そういういろいろなことがあるわけです。本当にほかのところでもそうですが、2時間のところに例えば六日町から往復で20分のところもあれば1時間ぐらいかかるところだってあるわけです。一番やはり人口があるのが六日町なわけですから。

そういうところとかの指導員の改善をしていかないと、もう本当に安定的に運営ができていかない点もある。余り市のほうで当然支援とかもしてくれる点はあると思いますけれども、そういうふうなのでNPOと保護者にとというのは、ちょっと乱暴過ぎる。原則はそうかもしれないけれども、もう少し深く関わっていく時代にあると思います。

それと今あるのが、ほかの地域から、例えば新潟とか、長岡からとか、都会のほうから来ている方もいるわけです。嫁に来ているとか、婿に来ているとか、そういう方たちも新潟市とかは先進的わけです。もう行政のほうでほぼ丸抱えでやっているとかそういうふうなところもある。どっちがいいかといえばどっちもいいわけですが、ただ私が言うのは、働きながら学童保育に入れるわけです。子育てしながら働いて学童に入れる。本当に忙しいわけです。その中でもっと市は深く関わっていくべきだと思いますが、そういう視点を踏まえてちょっとご答弁いただければと思います。お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 1 子育て支援について

ちょっと誤解をされているようですが、市は全ての面に深く関わっております。ただ、先ほどお話し申し上げたことは、主体的には保護者の皆さんとNPO法人がやっていくことですので、市が主体になってといいますか主導してやっていくことではないということ。ですから、何かあってもうすぐ市だとかそういうことではありません。それを申し上げただけで、もう相当深く関わっています。それから、経済的といいますか資金面についても相当の出費はしておりますので、他の地域の学童保育と決して勝るとも劣るものだとは思ってお

りません。以上です。

○議 長 19番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 1 子育て支援について

私の聞き方が悪かったわけですが、私は市の学童が劣っているとも思っていないです。ただ、もうちょっと保護者の立場に立ったことをしてほしいということです。市長のほうも今週末に土曜日開設ができる報告があるという話ですが、やっぱり遅いわけです。そういうのを改善していくためには、もうちょっとそれこそ先生の待遇をよくして、安定的に人が入って働ける状況というのをつくっていかねばいけないと思います。また、土曜日や拠点保育の開設についても、学童クラブの保護者と事務局で話したって、結局のところはお金の点でもめてくるわけです。先立つものがなければだめなので、当然やはり市の主導でやっていかねばこれは解決できないわけですから、市も解決していくというふうな回答を私はいただいたと思っています。ぜひ来年は、例えば今年は3月に受け入れが発表とかですが、もっと前倒しして――拠点についても例えば夏休みのあたりで、旧塩沢であればこことこことか、あとは六日町でも、大和でもこことここというふうに、来年からそこでやるからというような方針を決めていくと、「ああよかったな」というふうになるわけです。そういう点はぜひ主導していただきたいと思うのですが、その点もっとスピードアップしてやっていく考えがあるかどうかについてお聞きしたいです。

○議 長 市長。

○市 長 1 子育て支援について

先ほど触れましたように、この問題はいわゆる指導員が確保できるか否かということに大きく関わっていることでありまして、これは市が主導したから指導員が確保できたとか、しなかったからこうして遅れているなんてことではないわけでありまして。市としてもなるべく早く方針は出さなければならないという思いで、皆さんと相談しているわけでありまして。

市がもう前年の8月ごろにここをやります、あそこをやりますということも言ったとしても、指導員等の皆さん方の都合の中でそれができないということもありますので、そういう部分を勘案しながらやっている。今年は特にさっき言いました3人退職がありましたから、確保等について非常に厳しかったということでもあります。極力早めにするということについては、市のほうもそれなりの対応をしておりますのでよろしくお願いいたします。

○議 長 19番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 1 子育て支援について

指導員の話ですが、先ほど言うのを忘れたのですが、こういうこともあるみたいです。それこそ平成24年度は石打学童がやってくれたわけですが、例えば土曜日に学童保育を開設しているその学童に、ほかの学童でやっていないところの先生がたまに応援したらどうですか。やっていないところで、ひょっとしたら1日ぐらい、月に1回ぐらい「いいですよ」という方もいるかもしれないわけです。でも、そういう検討でさえ、すまいるネットは「するな」という話をされたというふうに私の耳に入っているのです。私はそういう

ふうに聞いています。ちょっと今、石打学童とこういう場で具体的に言ってしまっていて悪いですけれども、それはなぜかという事務局のほうでそういうふな声があったなんて話を聞いているので、ちょっと言わせていただきますけれども、もっとしっかりと連携をしていくべきだと思います。

保育所とかはやっているわけです。よその保育所が土曜日とかに開設しているところに、ほかの地域から保育所の先生が応援に来たりとかしているわけです。そういうふうにしたたり、いろいろな知恵を出してぜひ——指導員にも指導員の生活があるので、私は指導員を悪者にするつもりもないですし、指導員の待遇とかいろいろな方向を考えながら、ぜひ開設できるようにしていけばいいなというふうな思いがあります。早急にまたいろいろな点でぜひ検討していただければと思います。

全天候型子ども広場については、アンケートの回収率が半分だったというのはちょっと残念ですが、回収した中では「必要だ」という方が多いということで、市のほうもまたさらに力を入れていくのだと思います。ここの子育て支援についての質問は終わります。

2 東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書について

2番目の協定書のほうになりますけれども、第一歩だということはわかりました。第一歩だというのはわかるわけですが、では事故があったときの——事故がないようにいろいろなことをお国のほうも当然やっていくわけです。安全対策のハードルを上げていくわけです。専門家が判断していく、これはこれでいいですけれども、私は私で本当に慎重にしてほしいし、限りなく再稼働も反対と言っていいぐらい反対なわけです。

それでもお国が決める可能性があるのですが、あえてちょっと言わせてもらいますけれども、稼働しても事故が起きました、そのときに、要は福島原発事故の中で市でも問題がいろいろ出たと思うのです。ああ、こここのところのクリアができなかった、それこそ先ほどの汚泥の問題だってそうです。泥の問題だって今はクリアしていますけれども、地域の側溝とかいろいろなところの側溝の放射性物質のごみが出ました。でも、今の状況だとそれをどこに持っていくか。いろいろな市が対応をしてくれていますけれども、それを東京電力に引き取ってもらうとかそういうふうな話は、私は今のうちから協定の中とかでしておかなければだめではないのかなと思います。

要は、「事故が起きない」とあなた方は言うけれども、「もし、あったときはどうするのか。」「泥から放射性物質が出てきたら、あなた方が引き取ってくれるのか」というふうな話を私はすべきだと思います。私が再稼働に限りなく反対という立場の中でこういうこと言うのはおかしいかもしれませんが、やはりいろいろなことを考えていくのも議員の使命だと思いますので、そこのところのご答弁をいただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書について

先ほど申し上げましたように、協定の中に異常時の対応として——いわゆる事故になるか

ならないかは別にいたしまして「異常時」何かあるわけですね。そういうときには東京電力から市町村に通報がまず入ります。そして我々は住民の安全確保のために必要があると認めるときには、発電所の現地を確認して、相互に意見を述べることができる。我々は法的な権限は持ち合わせておりませんので、今、議員がおっしゃったようなことも含めて、もしこうなった場合は、こうだ、ああだという意見をきちんと言える。それを拒否するか否かまではここに書いてありませんし、100%これを認めなければならないということまで書いてありません。それは法定外でありますので。ですから、そういう体制をとっていくということです。

そして今でも我々は基準値以上の放射性物質の件については、畔地の浄水場はおかげさまでいろいろの面で全部引き取っていただきました。そして、総務課のほうはまだ全部決まりはついておりませんが、いろいろの面の補償料もいただいたところでもあります。当然そういう事故によって放射性物質が飛散をして、そのための影響を受けた。あるいは処分等についても、これはもう第一義的には柏崎刈羽は東京電力ですから、東京電力がきちんと引き取る、始末をします。これがもう第一義的でありますから、別にそこに何ら齟齬はないと思っています。

ただ、それを引き取ったとしても、今、国のほうでいろいろ進めておりますけれども、放射性物質を含む蓄積場といいますかそれが決まっていけないものですから、引き取った場合になかなかどこへ持っていけばいいのだと、この問題があります。今ちょっとそれが停滞をしているということでありまして、当然、事故の責任、原因者からこれは引き取ってもらう。これは当たり前のことだと思っておりますので、わざわざこの中に書き込む必要はないというふうに私は感じております。

○議長 19番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 2 東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書について

市長の言っていることはわかる点も多少はありますけれども、でも私は違うと思います。例えば今、事故が起きたわけです。事故が起きてここに例えば放射性物質が来ました、それを東京電力に預かってよ、引き取ってよと言っても、東京電力は今の段階で引き取ってくれないわけです。お金はくれるけれども、引き取り先は自分たちで探してくださいという方針です。

そうではなくて、やはり今度は福島とは違って近いわけです。ひょっとしたら事故を起こしたときにえらい量が出るかもしれないのです。そのときに事故を起こしたときの対応をしっかりとして——市のほうだっているいろいろなのがあったわけです。福島事故の中で市のほうで対応しなければいけない問題点がいっぱいあって、それをこういう協定の中で解決しないでどこでものを言っていくかについて、私はわからないわけです。法的根拠がないからしないというのは、私はちょっと話が違うと思う。やはり東京電力も、あとそれこそ柏崎も、刈羽も周辺自治体も、私たちは私たちで再稼働に——市長の立場であれば、柏崎の方のことを考えると再稼働については余り言いたくないというかもしれないです。けれども、私たちの立場

は、そういうのもありますけれども、私たちの中でもこういうのが問題だから、そういう問題を解決して再稼働を決めていきましょうよという姿勢のほうが、私はいいと思うのです。そうではないですか。

それがやはりしっかりした話し合いですし、それが、本当に事故が起きたときの対応、それが市民を守るとかそういうことに私はつながっていくと思うのです。本当にこの泥の扱いについては、市の中でもすごい苦悩があったと思います。それを私は感じているので、このところをしっかりと東京電力——東京電力が引き取りますと言っても口だけかもしれないですよ。決まらないからまだできないと言うかもしれないです。でも、柏崎刈羽でもし事故があったら、泥を引き取る場所はどこへどういうふうにして持っていけばいいかということまで選定先もやはり話し合いをして、そしてちゃんと南魚沼の土地を守っていく。これでこういうことは、視点は、私は大事だと思いますけれども、どうでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書について

ちょっと認識違いですけども、今、国は 8,000 ベクレルという基準を定めております。これ以上のものについては責任をとって全部引き取る。取るが、今その貯蔵施設をつくるというところの中で、それができていないわけですよ。例えば福島の方で除染をした土やそういうこともまだどこにも運び出せないです。これを早くつくらなければ、今、議員がおっしゃたように東京電力が引き取ると言っても、引き取っても置き場所がないわけですから。これはやはりいわゆる初めての事故の中での対応ということですから、当然想定をされていたものであれば、それは国も東京電力も怠慢だと言わなければなりませんけれども、まさに想定外ということでありましたから、それで今、整備を進めているところであります。

ですから、位置さえ決まれば当然これは引き取ってもらって、そこへ全部持って行ってもらう。そういうことですから、時間的にはかかるかもわかりませんが、その間はそれぞれ当該市町村が責任を持ってやはり安全に隔離しておかなければならないということだと思っております。それを無視をして、そら引き取れと言っても物理的にはなかなか引き取れないわけですから、新潟県もやはりそういう立場ですね、必ず引き取ってもらいますと。

そういうことですから、それを早く処分する場所を決めていただく、こういうことだと思っております。場所がなかった場合どうするかということも、やはりいずれは考えなければなりません。どこの市町村も、いやいや貯蔵施設を受け入れますなんてところはまずないわけですから、そういうことはやはり考えておかなければなりません、そういう状況だということはお存じだと思います。

それから、例えばこれは今、30 市町村、県内の柏崎、刈羽を除く全ての市町村で、同じ内容で協定を結んだわけです。そこに南魚沼だけはこういうことだ、あるいは長岡はこういうことだなんてことを含めれば全然収集がつかみませんから、まずはこれが第一歩だということをおっしゃりから申し上げているわけです。画期的なことだと思いますよ。しかもほかにはやっ

ていませんから。一步前進というふうに受けとめていただかないと、もうやることなすことみんなだめだ、だめだと言っていたら前に進みませんから、そういう協定ではないと。いわゆる包括的な部分ということでもあります。そういうふうにご理解いただきたい。

○議 長 19 番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 2 東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書について

市長が言っていることと私はちょっとずれている点がありました。福島事故が起きたときのごみは、だって、もし何かあったときの置き場も決めていなかったわけです。今一生懸命決めているわけです。でも、柏崎刈羽で事故があったらそのことは何とかしっかりと——例えば島新田のごみの焼却場で灰が飛んでいきました、もし何かあったら市は引き受けますよね。そんな施設ではないですけども、もし何かあったら市は引き受けるでしょう、そうですね。例えが飛躍し過ぎかもしれませんけれども……ちょっとこのことは飛躍し過ぎたので飛んでおきます。

今、柏崎刈羽の事故が起きたら、再稼働するのだったら——うちの市は福島事故のときに問題があったのはこれだったのだから、こういうことの解決を先送りしないで今決めるよという、私はどこの自治体も同じことを思っていると思いますよ。ただ、それを言い出すのはやはり嫌かもしれませんけれども、そういうのは私は重要だと思います。そうではなくて宙ぶらりんで——この協定だって私は評価している点もあるのです。評価している点もありますけれども、評価していない点も私は感じています。

ひょっとしたらみんなで話し合いをすれば声がかくなるかもしれないですし、ただ、同時にあるのは、護送船団というか多数の意見で市の声が届かなくなる、そういうふうにも思っているわけです。いい協定でもあるし、危険な協定でもあるというそのところは私は思っていますので、協定をまるっきりなしというつもりはないです。けれども、そのごみ問題等は、総務部長、副市長だって当然いろいろ悩んだと思いますし、下水道課長も企業部長もすごい悩んだことです。そのところの解決を「こういう心配があったのだからこのところの問題を解決して、ぜひ検討していくべき」というふうに言うのは、私は大切だと思います。やはりこのところはもう 1 回だけ回答をいただきたいです。

○議 長 市長。

○市 長 2 東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書について

基準値以上の放射性物質の処理というのは、何も柏崎、刈羽ばかりではないわけです。全国的にある原発の部分は全部対応しなければならないわけです。そこで、それは国が責任を持ってやるということですから、そこに我々が、いやいやそういうことがあったら私たちのところのここへ捨ててくれなんて言いませんよ。それがはっきりしなければ協定には加入しませんなんてことは言えるわけがないではないですか。協定に加入しなければ一步遅れですから。こういうことから徐々に進めていかなければだめだということを私は申し上げている

わけで、評価しない部分はあったとしても、必ず一步前進、そういうことですから。しなければ何の前進もありません。情報も入らなければ情報もとれない。そこを重視して、今回はこういう形になったわけであります。

各市町村がそれぞれの立場の中で、だからさっき言ったように、我々のところより近い皆さんもいっぱいいらっしゃるわけです。我々より心配なことはいっぱいあるでしょう。しかし、それを全部個々のエゴをむき出してやってしまえば、これはもう収集はつきませんし何の協定もできません。そういうことがやれるのは、今の法律の中で定められている県内の立地自治体と県だけです。それを全市町村に広げたわけですから大きな前進です。

そして、さっきから何度も言いますけれども、放射性物質を含む基準値以上のそういう物質についての貯蔵場所が決まっていなわけですから、それが決まらない限りは協定しませんなんてことは言えるはずがないではないですか。大体それは国の責任にもなりますし、そういうことであります。ですから、我々が貯蔵物質をみんな受けますと言えらるぐらいであれば、さあどうだという話もできますけれどもそれはだめですから、そういうことにはなり得ない。余り急に飛躍をしないでいただきたいということを、私は申し上げている。

○議 長 19番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 2 東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書について

堂々巡りになるのもうこれでやめますけれども、市長はそれこそ中間処理施設の場所が、先ほどの前の前の答弁で、「決まるわけではないですよ」と答弁したのです。ごみの行き場を決められるかと、俺らところ何てやだよというふうな、その中で国が決めるというのは、片や自分は決まらないと思っているけれども国が決めると言った、と私は聞こえたのですけれども、私の認識は間違えていますか、どうでしょう。

そのこのところの矛盾があるので、これは言わないにしようと思ったのですが市長もなかなか強く言ってくるので、私はちょっと聞いてみたいと思います。場所は決まると思いませんか。その地域の方たちに、もし言ったら決まると思いませんか。こういうことを原発立地自治体と東京電力と一緒に話をしてしなければ絶対決まらないです。私は福島のごみとは違うことを言っているわけです。柏崎でもし何かあったら、そのときのごみはこうするべきではないですか。それを今から決めておくべきではないですか。新潟県全体で話しましょうよと言っているのです、そのこのところを間違えていると言われたらちょっと困ります。

そのこのところ答弁があれば言ってほしいし、なかったらなかったで、放射線のことになりますけれども、市内学校は平成24年度に3回検査をやったわけです。ただ、ホームページを見ると保育園とかは2回ですよ、校庭とかの。子どものほうが受ける影響は大きいというのに、その中で何で……

○議 長 牧野議員、一問一答式で。

○牧野 晶君 はい、わかりました。やめます。その答弁をお願いします。

○議 長 市長。

○市長 2 東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書について

全く認識の違いと言いますか、今この状況の中で栃木県だとかいろいろなところを候補地にあげて折衝していますね。だけれども、折衝に入る前からとてもではないけれども、それはだめですとおっしゃっていることが、いっぱい報道等に出ているではないですか。喜んでその施設を受け入れようなんてところは、なかなか出ませんと。出なかったときにどうするかということも考えなければなりませんということを言ったわけです。

受け入れてくれるところがあればそれはそれで決まりですから、どこの原発で出ようがそれはそこへ全部集積をするということになるでしょう。外国ではそうしているわけですね、使用済みの燃料棒等も含めて。それから今、青森県の六ヶ所村ですか、使用済みの燃料棒のということで受け入れをして、やっているわけですがけれども、原発が全部廃止になったときに、じゃあその問題はどうするのだと、複雑な問題がいっぱい出てきます。

ですので、そこまでを全部南魚沼市は南魚沼市の考え、湯沢は湯沢の考えでやっていたのでは、これは事は進みませんということを申し上げている。包括的な中で市町村は同じ意識をまず一つは持ちましよう、その第一歩と。東京電力もそのことについてきちんと対応してくださいということを言っているわけです。この中に個々具体的なことを、今のそれはどうするのだ、あれだ、これだなんてことを書き始めれば、これは全くこういう協定はできるはずもありませんので、まずはそういうことを徐々に進めていくための第一歩だと。そういう評価をしていただかなければ、これで全部終わったから、はい、何てことを言っているわけではありませんから。ですので、そういうご理解いただくというふうに私のほうからはお願いするほかございませんので、今後その質問があってもなかなか答弁にはなりませんのでよろしくお願いいたします。

○議長 19 番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 2 東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書について

第一歩だというのであれば、しっかりと二歩、三歩の中で、この話をぜひしていただければと思いますので、そのことを踏まえて今回の一般質問はこれで終わりにします。

○議長 長 質問順位 17 番、議席番号 16 番・関 昭夫君。

○関 昭夫君 議長から発言を許されましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

六日町の市街地をどのようにするのか

この議会でも中心市街地の活性化ということで、15 番議員から一昨日質問がありました。私も 6 年ほど前に同じように中心市街地の活性化に向けてということで、市長の考えを伺っております。そのとき、確か六日町と塩沢の市街地がつながると。実際に当時もかなりつながっていましたが、今現在を見れば、そのころに言っていたとおりにどんどんなっているなというふうにも思っております。

ただ、六日町の中心市街地に当たる部分がなかなかこの6年間を見ても、大きな変化がなかったというふうに感じております。住んでいる方には大変失礼な言い方であるかもしれませんが、残念ながら仲町にお住まいの議員の方には大きなお世話だと言われるかもしれませんが、残念ながら昔は、六日町はいいところだな、俺も住んでみたいな、というような感じを持っていたのですが、今は全然そういう魅力を感じなくなっている。この中心市街地、南魚沼市の当然顔でもあるなというふうに思っています。商店街もあり、また温泉旅館等もあり、本来であればここににぎわいがあってしかるべき場所ですが、それが残念ながら感じられない。

そういうことが、やはり市街地の通りを歩く人がなかなか見えない。歩いている方がいる、あるいは見ても銀行の出入り、あるいは郵便局の出入り程度。昨日もたまたま行き会った人と、「六日町の中は誰も歩いていないども、なじよになっているがっぺかな」というような話がありました。私はやはりにぎわいのあるところに人が寄ってくる。そしてここに住んでこの中で生活してみたいなど、やはり思うようなことになるのだろうというふうに思っていますが、なかなか現状ではそこまでいっていないなど。あるいは、これからどんどん歯抜けで、住民がいなくなっていくのではないかなという危惧を感じております。

にぎわいのある商業施設、一昨日の市長の答弁にもありましたが、大きな商業施設が郊外に立地をしております。またその大きな商業施設の回りにはアパートができたり、あるいは新築された住宅ができたりというようになってきております。どんどん新たな住民は郊外に立地をしているというように感じております。

この中心市街地の大きな問題は、地盤沈下という脆弱な地盤にありまして、やはり冬期間の消融雪の問題、そしてなかなか昔であれば十分な道路だったのかもしれませんが、現状で言えば、狭小な幅員の狭い、あるいは曲がりくねった道路の問題等々、あるいは十二沢川はこれから大きな投資で改善が図られますが、やはり浸水という問題等々が絡んでいるのだろうというふうに思っております。

住環境としては大変不利な中にあるこの六日町の中心市街地であります。これからも南魚沼市の中心として栄え、今後住みたいと思うような地にするには、どうしたらよいかという部分を、市長がお考えになっているところをお聞かせいただきたいと思っております。

6年前も中心市街地のことでやはり同じようなことをお聞かせいただきましたが、この6年間の住民への働きかけ等々も含めて、お話を聞かせていただければと思っております。また、最初にも言いましたが、つながりつつある塩沢・六日町の17号線沿いも含めまして——あるいは東泉田、291号線のバイパスの整備が進んでいます。あの周辺も非常にアパート、人家も増えてきています。それから、やはり冬期間のことを考えると、という部分があるのかもしれませんが、鎌倉沢川の右岸側、要は塩沢側のほうから西泉田にかけて開発されたり、あるいは人家の新築があったりというような部分もあります。また、こういう周辺部に当たる地域の将来像としてどのようなお考えをお持ちなのか、あわせてお伺いさせていただきたいと思っております。以上で壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議 長 関 昭夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市長 関議員の質問にお答え申し上げます。

六日町の市街地をどのようにするのか

市街地がなかなか活性化をしていかない、あるいは空洞化が進むその理由の大きな部分は、まさに議員がおっしゃったとおりであります。一番はやはり冬期の消雪の問題であります。そして2番目としては、まさに昔市街地であった部分の道路等の狭隘な部分が非常に多い。救急車も入れないとか、消防車も入れないとかというそういう部分が相当数まだあるわけでありませう。これらが一番だとは思っております。

水が使えないということの中から、その区域外の東泉田とか、あるいは庄之又側の下側というか新潟方面だとか、あるいは今おっしゃった鎌倉沢から塩沢方面だとかそういうほうに、事業所も含めてやはりどんどん出ていくという状況が見えるわけでありませう。そこで、一番最初に何とかしなければならぬのは、その水の問題といえますか、冬期の消雪の問題だというふうには認識をしております。

道路関係につきましては、ようやく整備方針も固まったり、あるいは整備が進んだりということができておりますので、道路そのものについてはそう悲観はしておりませう。例えば、そういう道路ができたにしても、冬期の除雪、消雪、このことが解決しなければ、なかなかそこに住もうとか、新たに入ってこようということにはなり得ない。

それから商店街の活性化が失われたということも、十分この原因の中の一つにありますし、皆さんが魅力を持たないという部分です。ですので、その部分については兼続通りとかという自主的な動きもありますので、図書館建設等を契機にして、何とか昔のにぎわいを取り戻すような商店街に仕立てていきたい。その協力をまた商工会も含めて、地域住民の皆さん方からお願いしたいということでありませう。

水の問題は、ご承知のように今、水道水を使ってという部分もしておりますけれども、まだ温水的な部分のごくできあがらない。温度がなかなか上がらないということでありませう、この後もその会社といえますか、あれは独立行政法人みたいになっているのですけれども、ここでもう少し改良を加えて再びまた改良機を——もう雪は余り降りませうけれども、雪が降る、降らないは関係なく15度まで上がっていただければ十分間違いありません。10度から15度くらいにきちんと上げられるという方向を今は目指して、もう1回、あるいはもう2回になるかもわかりませうが、改良機を今、作製中でありませう。このことをちょっと期待しておりますけれども、もしそれがなかなか機械としてだめだと、機能しないということになったときに、水道水を加温しないで流していたときもずっとあったわけだ。その実験結果等も踏まえて、私は個人の家の前、あるいはほんの少しの回り程度は、例えば加温をしなくてもある程度水の流れる状態をつくってやれば、相当融雪といえますかが進むものだというふうには考えております。機械が開発できなかったというときも含めて、もう少しこの実験、調査を進めさせていただきたいと思っております。

それが全く両方ともだめだというときに、さあ、どうするかということでありませうが、地下水をこのままどんどん制限区域を外して掘っていくということになりますと、地盤沈下の問

題が出るわけでありまして。地盤沈下を防止する方法は、やはり水を使わないことだというふうにもう結論づけられておりますので、その辺をどう対応していくか。これは非常に大きな問題であります。

新政権に対しましても、前から言っておりますけれどもこれはもう災害でありますので、災害関連の中で何か抜本的に解決する方法はないのか。夏の期間に貯水を相当量しておいて、それを配水するとかという方法も考えられないことではないわけですので、ありとあらゆる方策を打っていかなければならないと思っております。ただ、めどがついておりませんので、すぐにこれをやって、このことで中心市街地の活性化がよみがえるという部分はいまだ見いだせておりません。非常に難儀な道のりでありますし、長い道のりにはなるだろうと思っております。

100%このことだということではなかなか答えが出ませんが、まずは商店街の皆さん方、いわゆる駅前通りから兼続通り方面に向けての商店街の活性化、これはその地域の皆さん、あるいは市、商工会、これらがきちんとして取り組めば、ある程度の回復は期待できるというふうに私は考えておりますので、その方向をまず今きちんとしていこうと。

そして、基本的な問題の道路については、おおむねめどは立ちます。あとはその水問題ということになりますので、その辺をどうリンクさせながら、一日も早い活性化とするための基盤だけはこれは行政として責任がございますので、きちんとしていかなければならないと思っております。

ある方が、水を使えないということで、やはり駅西側に事業所を出したいということがあったけれどもそれを断念したとか、そういうことがやはり相当続いておまして、非常に苦慮しているというところであります。明快な答えがぽんとすぐ出ませんが、また再質問の中で具体的な部分をお尋ねいただければ、それなりのご答弁を申し上げたいと思っております。総括的には、そう先が見通せて明るい状況だというふうには認識しておりませんのでよろしくお願いいたします。

○議 長 関議員の質問中ですが、昼食のため休憩といたします。休憩後の再開は午後1時ちょうどといたします。

[午前11時59分]

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

[午後1時00分]

○議 長 16番・関 昭夫君。

○関 昭夫君 六日町の市街地をどのようにするのか

市長からの答弁が半分で終わってしまいましたのでちょっと残念だったのですが、本来であれば一つずつ一問一答ですので、後半の部分はまた後で質問をさせていただきたいと思っております。

まず、中心部分の話ですが、非常に難しい部分をあえて外から見たようなことで話をさせてもらいましたけれども、課題は商店街もそうですし、あと温泉旅館も一番目立ちそうなところの温泉旅館が今、閉まったままという状況もあります。雪まつりがちょうど前で行われているわけですが、電気がつかない大きな建物があるみたいな形は、やはりイメージとして悪

いなという感じもしています。また、話に聞くと、温泉井戸も大分老朽化しているような話もあります。やはりそういうトータル、いろいろな部分で問題点があるのかなという感じを受けております。

その温泉旅館の話ですが、実は昨年話ですが、たまたま天神平というか向こうまで行く機会がありまして行ったところ、水上温泉はまだまだ活気があるなど、車の出入りも非常にありましたし、たまたまお客さんがいるシーズンだったので、通りを歩いている方もいらっしゃいました。その奥の湯檜曾の温泉街に昔行った旅館があったものですから、どうなっているかなというふうに見たら廃業されていました。ただ、湯檜曾の温泉街は何件も廃業になっていまして、ゴーストタウンみたいな感じの建物もあった。そういう関係で、旅館の前にあった土産物屋さんとかそういうところもみんな店じまいしている。多分住宅だったんだろうなと思うところも、実は戸締まりがしてある。そんな感じの印象を受けました。一番奥でぽつんと離れているところだけは車もとまっていたし、照明もついていたり、にぎやかそうには見えましたが、やはり主要な部分の産業が衰退すると、地域にもものすごく影響があるんだなという感じも受けました。

商店街が元気になるには、やはり住民がいなくてはいけない。住民がいるためには住環境がよくなければだめだ。やはり空洞化というか、その地域の空洞化が進むと、おのずと商店街も寂れていく。3日ほど前でしたか、3.11の関係で、住宅地の集団移転等で非常に苦労しているという報道がありましたが、その中で住宅移転の場所を決めて、工場とか商業施設とかを集積する場所を決めたところ、ところが、住宅地のほうに商店の方たちは移動したいという思いがやはり強い。小さな商店ほどそういう傾向がありますし、実際にそういう部分が決まったらコンビニエンスストアとかというものは、もう既にそちらに移転を開始しているというような状況もあるという報道がありました。後の部分につながるのですが、やはり中心部に住民がきちんといる、それも生活環境としてよくなければ、商店街の活性化にもつながらないのだろうというふうに思っています。

今、市長の答弁の中でも、商工会青年部等が一生懸命頑張っていると、いろいろな工夫をされているというお話でしたが、その辺にも期待はしていきたいなと思っていますし、一昨日の15番議員の答弁の中で、駅前、市役所を中心としたグランドデザインというお話がありました。非常にすばらしいデザインを示してもらっているというような話がありましたが、やはりそういうものが例えば仲町、伊勢町、あるいは上町、大和町も含めてですが、この中心市街地としてどういうグランドデザインが描けるとか、あるいは具体的に案として、こういうまちづくりどうですか、というようなことを示していかないと、恐らくなかなか住民が動くところまでいかないのかなという気もしています。その辺についてお考えがあればお伺いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 六日町の市街地をどのようにするのか

まさにそのとおりでありまして、何とかしろ、何とかしろだけではなかなかだめなわけで、

当然こういうことはどうだと具体的な提示をしながら進めていくことだと思っております。ご承知かと思えますけれども、今、あのワークショップを駅前の方でやっています。当然まあまあ相当先になるかもしれないけれども、理想的な案を示しながら、どこからでは具体化していくかということをやったり協議していかなければならないわけでありまして、おっしゃるとおりであります。

そのことにつきまして、いわゆる駅前部分についてはランドデザイン的なものは、おおむね示されているわけですが、兼続通りに入って仲町あたりから上町側のほうですね、あるいはこちらの田中こちらのほうについては、道路的な部分についてはある程度のことは出ているわけですが、ではどういうことになるのだということになりますと、それはまだ我々も考えあぐねているという部分もありますし、非常にそういう姿はまだ表せていないということでもあります。

一つの救いは先ほどもちょっと触れましたけれども、兼続通りということを発想して、そして自分たちもこうしてやっていこうとそういう動きが出たと、これは歓迎すべきことでありますけれども、そのランドデザイン的な部分というのはまだ出ていないというのが現状であります。さあ、それをでは示せという部分になりますと、これはもう市役所の職員自体がそれをするということは、非常に無理であります。コンサルということになるのでしょうかけれども、コンサルはですね、余り私は多用化したくないという思いもあります。これについては庁内で、当然でありますけれども、図書館開館後の街の姿というのも当然構想しなければならないわけがあります。詰めていかなければならないと思っておりますが、今はまだそういう方面についてまでの具体的な部分は持ち合わせていないのが現状であります。議員のおっしゃるとおり、そういうことをきちんとやっていかなければだめだということは十分自覚をしているところであります。

○議 長 16番・関 昭夫君。

○関 昭夫君 六日町の市街地をどのようにするのか

答弁をいただきました。先ほども言いましたけれども、難しいことは十分わかっていますが、難しい、難しいで送ってくるといつになっても——私が6年前に質問して、余り変わったというふうに感じないという話をさせてもらいましたが、結局また大きな変化がないまま、ずるずると進んでいってしまうような気がしています。

批判は当然出てくるかもしれませんが、やはりある程度のことは道路の部分が計画として描けているのであれば、やはりその辺も含めて、どんとした形で提示をして、そこに住民の意識を向けてもらうことが大事かなというふうに思いますが、もう1回お願いしたいと思えます。

○議 長 市長。

○市 長 六日町の市街地をどのようにするのか

ご承知のように、寺浦下水路がああいう曲折し、そして常に浸水等の危惧があるということで、以前もいろいろの話が出ていたのですけれども、なかなかその方向性としてまとまらなかったわけです。やはり中心になる方が、とにかくやろうということ立ち上がっていただきま

して、私どもに法線を全部示したりですね、対応策を示したりして、ようやくこれが緒につくと。これは大きなことであります。

ただ、それは 291 号線沿いではなくて、こちら側ですから裏側という変な話ですけども、そういうことになるわけですが、そういう手法を用いながら全体を網羅したということではなくても、限られた区域内、区域内でそういうことをきちんとやっていくということだと思っております。今それ以上の部分を持ち合わせているということではありませんが、例えば 291 号線沿いにつきますと、昔はご承知のように、まずはあその道路改良をやろうとそういう話を何度も行政側から持ちかけているのですけれども、出ては消え、出ては消えでそのままずっとこうなっている。

だけれども、沖町のあの部分までは、泉田のほうからくる道路の関係で何とかめどが立つところですけども、それを結ぶ間ですね。鎌倉沢を越えたあの部分がなかなか、ただ、では道路改良だけやって何になるということも含めると、非常に難しい部分があります。けれども、特養施設等もあそこに誘致ができたこともありますので、人の流れとしてはある程度それをまた持ってこられるという、そういう可能性は持っているわけでありますので、その辺も含めて総合的な検討を早く進めなければならないと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議 長 16 番・関 昭夫君。

○関 昭夫君 六日町の市街地をどのようにするのか

ぜひ進めていただきたいと思えます。具体的な部分の話で、一番最初に解決しなくてはいけないのは、冬期間の消融雪というお話がありました。その中で水道水を利用しての実験等をやっているという話もありましたし、また、どうしてもうまくいかなかった場合には、2 度、3 度とは言いながらも、そのままだでも何とかなるのかなというようなお話もありました。私もちょっと考えてもいなかったのですが、実際には水道水を利用して六日町の中心市街地のある程度の消融雪に利用するとしたら、どの程度の水量がいるものなのかという部分で試算をされているのかどうか、その辺をちょっとお聞かせいただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 六日町の市街地をどのようにするのか

今、実験としてやっております駅西の部分では、25 ミリのパイプで水を取り出しまして、それを満水に流した場合に、では時間はどのくらい流れるとか、そしてそれを前提として、今の水道水の余力の中で何戸くらい対応できるかというのは計算してございます。井戸を持っていない、あるいはそれを欲しいという全ての家屋に対応できるという水道水は、今の部分では対応できない。今、その 25 ミリから 24 時間分で、戸数としては 100 戸足らずなのです。しかし、常時そういうことではありませんので、その辺を含めてちょっと詳しい検討内容につきまして、水道事業管理者に答弁させますのでよろしく願いいたします。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 六日町の市街地をどのようにするのか

今現在、実証実験をしているところにつきましては、25ミリで水道管から引き出しまして、流している量が毎分40リットルから大体50リットルということです。それだけの水量があると、今の実験の場所で相当あそこが広いので、全て融雪ができるという話にはなりませんけれども、少なくとも半分以上、あるいは3分の2くらいまでが一定の水温が上がってくれば融雪できるだろうということになる。あそこの3分の2なり半分ということになると、普通の家で比較をしますと、2軒、3軒分だろうというふうに思っています。

私どもが水量として試算をしたのが、24時間水を流し放しだということでやると、六日町の市街地の100軒くらいがせいぜいだろうということです。ですので、24時間流し放しということはほとんど普通の場合はないですので、今の想定ですと24時間でなかったとしても、せいぜいやはり200軒から300軒程度が今の浄水場の能力から言えば精一杯だろうというふうに思っています。冬場はどうしても浄水場の水とあるいは非常用水源そういったものを使ってやらないと、今の地盤沈下区域内を全て網羅するというのは非常に難しいというふうに思っています。以上です。

○議 長 16番・関 昭夫君。

○関 昭夫君 六日町の市街地をどのようにするのか

非常に水道施設は大きいわけですがけれども、余力となるものが今の答弁の範囲ということでした。私、話を聞きながらずっと思ってきたのが——水道ビジョンで将来的には浄水場を廃止してでもという話もあります。廃止するかどうかは別にしても、当然規模は縮小されていくということにはなるのだと思いますし、これからそれに代わる井戸水等で緊急水源を利用しながらということなのだろうと思います。そういう話になっていくと、果たして消融雪に供給するだけの余力が、今現在はあったとしても将来的にあるのかどうか。10年、20年先にいけば、地下水がまた掘れるのだよという状況ではないわけですので、これから先ずっと、というふうに考えていくと、当面の解決策としてはそういうことも考えられるとしても、ずっとそれに対応ができるということでは決してないということにはなるのだろうなという気がしています。

ただ、たまたま朝方、23番議員に、この水道水の利用を町の中の方々は非常に期待しているんだよという話を聞かせてもらいましたので、やはりここをしっかりと対応していかないと大変なことになるのかなという気もしています。何といても市長が言われたみたいに、冬場の対応これがこの中心市街地の住環境の一番のネックといいますか、そこにあるわけですので、しっかりした対応が必要だというふうに思っていますが、もう1回お願いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 六日町の市街地をどのようにするのか

今の水道ビジョンは、消雪水にこの水を使うということを前提として組み上げてはございませんので、これが使えるというめどが立ちましたら、当然ですけれどもその施設分についてはどんどんと縮小していくという方向を、ある一定水量を確保できるところで縮小はやめるとか、あるいは冬期間だけはこういう対応を取るとかと、そういうことが出てきますので、全くそれを100%前提にした水道ビジョンではないというふうにご理解いただきたいと思います。

これを前提にして水道ビジョンを立てますと、なかなかそうでなかったときにどうなるということになりますので、これはちょっとこちらへ置いてビジョンを立てさせていただいているということをご理解いただきたいと思います。実験的にやった中で、これは使えるという方法が出ましたら、さっき水道事業管理者が言いましたように、冬期間だけはその緊急水源を使うとか、あるいは配水を六日町地域の坂戸、あるいは小栗山方面の配水池に量を増量して集中させるとか、いろいろ方法は考えられますので、そういうふうにご理解いただきたいと思っております。

○議 長 16番・関 昭夫君。

○関 昭夫君 六日町の市街地をどのようにするのか

水道水の利用につきましては、これからも研究を続けていっていただきたいと思います。ちょっと突飛な話ですが、町の中の住民の方の中には、「もう井戸を掘ってもいいのではないか、地盤沈下などみんな一緒になって下がるのだし、俺はかしがったり何かするわけではないから掘らせてもらったほうが、下がるだけ下がればもうそれ以上下がるのではないか」という意見もありますが、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 六日町の市街地をどのようにするのか

まさにそういう説を唱える方もいまして、下がるのだということをおっしゃっている方もいます。現に下がってはいるのでしょうけれども、毎回申し上げておりますように、橋に添架をした下水管であれ水道管であれ、その橋は橋脚等で全部基礎をやっているわけですので、くいも打ったり、下がるわけではないわけでありまして。なぜそこで破断しないのだらうと、これは今もって不思議であります。

それから、水道は圧で送りますから、若干ゆがみは出てもわかりませんが、下水は1,000分の3とか1,000分の1とかという非常に緩い勾配なのです。それがちょっとどこかで地盤に変化が出たり、管が破断しないにしても勾配が変わったりしますと、余り流れなくなるわけです。どうしてもそれは出ます。それが出ていると、これは本当に不思議中の不思議で、何とかこれを解明できないのかということ、技術屋のほうに言っていますけれども、お手上げであります。何とか解明できるといいのですけれども。

ですので、100%ある程度まで下がったら下がるということ、それを否定することはできませんけれども、いずれにしてもこれだけ毎年——また確か今年も全国一くらいになると思うのですけれども——水をくみ上げると下がる、水をくみ上げると下がるという状況が出ていますので、ある一説には、「もう、下は大谷石を掘っているところと同じで、本当に空洞で蜂の巣だらけだよ」と言う人もいます。いろいろの方がいらっしゃいますのでわかりませんが、まだ掘っても大丈夫だということをきちんと理論的に実証できない。その反対のほうが多いわけですね。反対のほうが多いもので、なかなかそこに踏み切れない。それが本当にあと3センチや5センチ沈んで止まるのだということであれば、さあどんどんやってくれということになるかもわかりませんが、その辺はまだきちんと実証できておりませんので、安全・安心の

ための策だというふうに今のところはご理解いただきたいと思っております。

○議 長 16番・関 昭夫君。

○関 昭夫君 六日町の市街地をどのようにするのか

これもFMを通じて市民の皆さんに流れますので、市長の言葉が市民にも届くのではないかとこのように思っております。

いろいろな工夫をしながら、中心市街地の部分はまた積極的に取り組みをしてもらいたいのですが、先ほど答弁をいただけなかったその周辺部のことです。良い悪いはともかくとして、17号線沿いは市街地がつながりつつあります。もうつながったと言っていいくらいになったと思っております。そういう部分もあつたりしまして、最初に言いましたように、人家あるいはアパート等が大分その周辺部に広がり出しています。確かに庄之又側と言いますか、美佐島・庄之又側のほうにも大分増えているという感じも持っていますし、事業所などは結構向こうにあるというふうに思います。

例えば人家が増えていくと、コンビニも実際に西泉田に何年か前にもできていますし、あるいはこれからもそういう傾向が進んでいくのかなと。必然的に郊外に家を建てられた方は、大型の商業施設にどうしても車を利用していくということになっていきます。また、今のところ、無秩序に建てられているわけでは決してありませんけれども、きちんとした形で道路整備や何かまで含めて十分なことができていない中で、人家が増えたりいろいろする部分も当然出てきているのかなという危惧もしています。

これは従来あった集落内等々で、空いている土地に建つということにもなるのでそういうことが起きるのだと思いますが、新たに開発されてできているところなどは、きちんと道路も市のほうの指導で道路幅員等も確保されたり、いろいろしているのだと思います。これから周辺部へ住宅が伸びていく場合がまだ十分考えられますし、先ほど沖町等で道路の新設改良が行われるわけですが、当然それに伴って、そちらも開発が進むということにつながっていくと思います。そういう部分でそちら側のそういう周辺部、これからどういうまちづくりとか将来像を描いているのか。最初に答弁がいただけませんでしたので、そこをお聞かせいただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 六日町の市街地をどのようにするのか

国道17号線沿線を中心にしてその傾向が進んでいるということでありまして、私はこれは歓迎すべきことというふうに思っております。ただ、乱開発的に、将来的に問題のあるようなことは起こしてはならないわけでありまして、例えば一般住宅の場合もそこにいわゆる建築しようという場合は建築確認がありまして、17号線を使わないで、ではどこかの市道なりあるいは農道みたいなところを使うとかということも含めて、全て前面道路の問題があつたりする。そういうことで、建築した後に問題を起こすようなことにはならないように指導をしているわけでありまして。

では、17号線沿線をずっと大和のほうまで含めて、どういう形で発展をさせていけるかとい

うことになりまして、やはりこれは事業系の皆さんからおいでをいただくことだと思っております。ただ、そのための誘導策だとか、あるいは規制策だとかということは、一部一部には都市計画の用途地域が入っている部分がありますけれども、それ以外に規制をかけたり、あるいは団地を造成して誘導したりというところがありませんので、これはなかなか市の施策として、そういうふうな誘導策やあるいは規制策を設けるとするのは難しいような気がします。17号線沿線という、あるいは291号線沿線、そう住家のない部分での事業所の進出は大いに歓迎するというくらいで今私はとどまっています。

そういう中で、議員おっしゃったようにそこにまた施設が、あるいは商業施設も含めて出ると、利便性を求めて一般住家はその近隣に出てくる。そういう際の対応策というのはきちんと考えておかなければならないと思いますので、都市計画課等ともまた改めて、特に17号線沿線についての協議、対応はしてみたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議 長 16番・関 昭夫君。

○関 昭夫君 六日町の市街地をどのようにするのか

積極的に誘導策とかという部分には否定的なようなお話でしたが、「いや、否定的ではない。」と叫ぶ者あり) 例えば、宅地開発をすとかという意味ではありませんが、たまたま用途地域、都市計画区域の見直しとかいろいろな話が4番議員からもありましたけれども、今言われたような地域の部分で農振のかかっているようなところをこの見直しの部分で含めて農振を外しておくとかそういう手立ても、逆に言うとそういう進出等々に有利に働く。それにはやはり市の姿勢として、どういうまちづくりなんだよという部分を示さない限りは、なかなか難しいのかと思いますし、一旦決めてしまうと、なかなか農振が外れない部分でもあります。ここはそういう部分を含めて、やはり誘導策というわけではありませんけれども、何がしかの手を打っておくのも逆に言うと住家ができる、あるいは事業者が進出してくるにもいいのかなという気がします、その辺についてももう1回お願いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 六日町の市街地をどのようにするのか

現在も確か17号線沿線、ほかにも主要幹線はあるのかな。大体農振の指定はそこから50メートル離してしてあります。ただ、その農振地域でなくても優良農地だということで、農転が非常に難しい。今メディカルタウンで農振除外も含めてやっていますけれども、本当にこれは役人が悪いのではなくて法律が悪いのですけれども融通がきかない。難しいものであります。ですから、そういう二度と同じような轍を踏まないということはやはり考えておかなければなりません。

ただ、沿線全部をそういうことということにはなりませんので、ある程度接続の間でまだちょっと空いている部分があるそういうところについて、こうだよというくらいのことやはり考えていかないと、おいでいただくという皆さん方に2年待ってくれ、3年待ってくれなんというわけにはいきませんので、そういうことは十分考えていかなければならないと思っております。今の都市計画の見直し等の中でもきちんと議論をして、検討をしてみたいと思っ

ております。よろしくお願ひいたします。

○議 長 16 番・関 昭夫君。

○関 昭夫君 六日町の市街地をどのようにするのか

幹線道路沿いの例えば 50 メートル云々はわかりますが、例えばの話ですけれども、291 号線、それから畑新田、竹俣、17 号線、あのかいわいの新和コンクリートの工場や何かがありますあそこら辺の田んぼを全部除外しておくということはどうでしょう。

というのは、なぜそういう話の理由、例えば今、地盤沈下地域に対して有効な手立てがない。将来的にはこちらに市街地を移すのだからの話でやるか、あるいはどうしてもそれができないのだとすれば、中心市街地の地盤沈下に対して有効な支援をしていただきたいということで、やはり国にも働きかけ、変な話ですけれどもそういうようなことでやりとりをしない限りは、なかなか国の支援も得られないのかなという気もします。また、そうすることで、先ほど来の事業者や何かの利便性を図れたり、あるいは住宅の広がりがある一定の範囲内でおさまったりということにもつながるかもしれません。ちょっと突飛な話ですが、今の話を聞いて感想があればお聞かせをいただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 六日町の市街地をどのようにするのか

私も議員と同じように考えまして、例えば例として先ほどからあげておりますメディカルタウン構想、これは 100% 確実だということは別にして、必ずあの周辺に進出があるわけです。そうだからこのくらいはという話をするのですけれども、具体的に出来ますというデベロッパーの方の計画図から始まって全部そろえて、それが 100% 進出するということを見せてもらわない限りはだめですと。しからば、では市がそういう造成をして、そこに市が主導して責任を持って進めるのはどうだ。これもその程度ではなかなか。はっきり申し上げて非常にその農振というのが邪魔になってきました。これもさっき言いましたように、県の担当や国の担当が悪いということではなくて、法律でもうそういう縛りをかけてしまっているものですから、当然職員になればその法律を簡単に破るわけにはいかないということでもあります。

一番望むことは、ある一定程度の農振除外や農地転用については、もう市町村に任せてくれと、これはずっと市長会でも話を出してやっているのですけれどもなかなかだめでした。改めてそのことは申し上げなければならぬと思います。ですので、例えばこの地域をということで、5 ヘクタール、10 ヘクタールを農振からあらかじめ除外しようということはまずでき得ないと、そういう現実に直面しております。

地盤沈下対策につきましては、そこがうまく絡まればそういうことも含めてまた話もできますし、今の市街地を空洞化させていいわけではありませぬので、結局今ここに住んでいただく、またしかもこの中にもおいでいただくということになりますと、そういう手法ではだめなわけで、地盤沈下をどう制圧できるか。水さえ使わなければいいのだと言われればそれまでですが、そういうことではなくて冬の環境の利便性も含めてどうできるかということ、きちんと国なり県なりに、こういうことをしてもらえばいいですよということを申し上げていかなければな

らないと思っておりますのでよろしく願いいたします。非常に農振除外については、一層、あれは平成 21 年か 22 年に農地法改正になりましたので、なお一層厳しくなったということをご理解いただきたいと思っております。

○議 長 16 番・関 昭夫君。

○関 昭夫君 六日町の市街地をどのようにするのか

農地法の改正といいますか、私に言わせれば改悪だなというくらいだと思っておりますけれども、それは十分承知しています。

また、今ほどの答弁でありましたように、そういう部分もぜひ努力をしていただきたいと思っておりますし、それこそ大きなお世話だと言われたいような質問になるように、ぜひ市から、市長からも、また職員からも頑張っていただいて、市街地の活性化に向けた具体的な動きがあるように期待をして終わりにしたいと思います。

○議 長 質問順位 18 番、議席番号 13 番・関 常幸君。

○関 常幸君 先日は議会初日の前日にもかかわらず、押合大祭に市長、議長を初め、大勢の皆さんからおいでいただき感謝申し上げます。私も毘沙門様には五穀豊穰、災害のない一年であることと、東北大震災で被災された方が一日も早く我が家に戻るようお願いをいたしました。

ご存じのように、押合大祭は平成 16 年に国の重要無形文化財に選択されまして、平成 21 年に国の事業で押合大祭が、学術的な見地からの記録報告書が発行されました。昨年度からは映像として記録で残すための撮影が始まり、この 3 月 3 日にはカメラ 9 台が回り、撮影が行われました。来年度は 2 年間にわたって撮影してきた映像を 30 分の普及編、120 分の記録編に編集いたします。その報告書と映像をもとに押合大祭が国の重要無形民俗文化財に指定されるように、さらにご指導いただきたいと思っております。そしてその映像を全国に発信し、県内外から南魚沼市を訪れるようにしたいと思いますと思っております。

さて、先に通告いたしました 2 点について質問いたします。

1 農業振興対策について

最初に農業振興で 3 点伺います。TPP と J A 合併、そして産米の品質についてです。TPP と J A 合併については同僚議員が取り上げましたが、新たな視点で市長に質問いたします。

TPP についてであります。日本は太平洋戦争に敗戦をして、その戦後の荒廃から立ち上がりました。今日の日本の発展があるのも一にも二にも自由貿易のおかげであり、これからも自由貿易が日本の繁栄のために不可欠であることは論を待ちません。しかしですが、米作りと地域農業の将来を考えたとき、TPP は農業の根底を揺るがす大きな問題であります。TPP のありようによっては日本農業の将来はありません。昨日の腰越議員の質問でも TPP に参加すれば、米は 90% が輸入米に置き換わり、田んぼが日本からなくなります。

初日の岡村議員の質問に市長は、「関税撤廃の例外は確保できた。選挙公約違反ではない。そして交渉に参加し、かなわなければ抜ければいい」と話されました。確かに 2 月 22 日のオバマ大統領との会談の記者会見でそれらのことを受けて、選挙公約である関税撤廃の例外を確保で

きたと表明をしております。額面どおりに受け取ればそういうことになりますが、この3月に入り、国会で多くの議員がTPPを質問し、その政府との論戦や新聞報道等から市長の話す関税撤廃の例外扱いが難しいのではないかと思います。

今、TPPに参加しているのは11か国、シンガポール、マレーシア、ベトナム、ボルネオ、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、アメリカ、ペルー、チリ、メキシコであります。この3月7日と8日の衆議院予算委員会でTPP交渉に昨年参加したカナダとメキシコの問題が取り上げられ、政府に質問しておりました。政府に再三質問、30回くらいしつこいくらいの質問でありましたが、政府はコメントする立場にないとの一点張りでありました。

その質問の内容というのは、カナダとメキシコは昨年6月に参加をしております。後からの参加国、カナダとメキシコは既存の参加国間で合意したルールに対してということですので、大して変更や修正を追加する権利がなく、拒否することもできないとされている、そのことについての事実関係の質問であったわけであります。

また、3月9日の新聞では、TPA大統領貿易促進権限ということが載っておりました。米国は憲法で通商交渉の権限は議会が持っているのですが、大統領に他国との交渉権を議会が一任するそのことをTPA大統領貿易促進権限と言っております。ところが、その権限は2007年に失効しているわけで、TPPは失効後に唯一の自由貿易協定であるわけであります。これは何を言っているかという、交渉の決定権を持たない大統領との会談や声明で担保されているということは、不透明、すなわち関税撤廃の例外を確保できたということが保証されていないということを表しているわけであります。

そして、自民党議員の半数以上がTPP交渉に慎重な対応を求めています。このように、TPPは内・外とも揺れ動き、不透明なことが大変多い。不透明がゆえに政府はTPPに参加した場合のメリットやデメリットに関する新たな試算さえ示しておりません。選挙公約である聖域なき関税撤廃を前提条件とする以上、交渉に参加しないという担保が揺らいでいる以上、安倍首相は拙速に交渉参加の是非を判断すべきでないと思いますが、市長の見解を伺いたいと思います。

そして、市長が岡村議員の質問に答えていた、「交渉に参加し、かなわなければ抜ければいい」ということではありますが、自民党の第4グループで議論した中でもそういうようなことが今日の新聞にも出ておりました。一般的な外交ルールでは一旦テーブルにつけば、抜けることはできないというのがルールで、常識であるそうです。私、この件については、市長の答弁を聞いてある代議士の政策秘書に確認をいたしました。今私が言ったとおりの返答が返ってきて、「北朝鮮のような国であれば抜けることもあるだろう」というような表現をしておりましたので、テーブルにつくと、抜けられないのだというようなことでの認識を私は持っていかなくてはいけないのだろうと、そういうことですので、非常に大変な状況になっているというようなことでもあります。

次に農協合併であります。1月29日の経済委員会に2JAからおいいただき、米国情勢とJAの販売戦略について話を伺いました。魚沼コシヒカリ日本一のトップブランドの産地と

して、同一管内にコシヒカリの生産技術、販売戦略が二通りあっていいはずはありません。農業情勢は内圧、産地間共生や、外圧、TPPに代表されますが、さらに厳しさを増しており、魚沼コシヒカ리를核として、さらなる発展、産地の強固な地盤確保のためにも、2JAの合併は不可欠であります。合併しなくてこのままであれば、近い将来、普通のコシヒカリ産地になるのは明らかであります。

JAの合併については平成18年12月と平成22年9月に質問しており、市長も合併の必要性は十二分に認識しており、両JA組合長にも呼びかけておりますが、合併には至っておりません。最近では合併の声が両JAで小さくなっていると感じていますが、何が合併の障害になっているのか、市長に伺います。

米の品質の問題がありますが、平成24年産米の1等米は個体検査で42%、カントリーを合算して62%ですので、本当に品質は悪かったわけでありませぬ。私もこんなに品質が個体で50%以下を割るなどということは余り経験したことがありません。昨年の秋からトップブランドの日本一のコシヒカリは返上だなどと思ひました。それは農協からも農家からも品質が悪いことへの産地としての危機意識が見えないし、また品質低下の問題意識も低いと感じたからであります。12月議会の市長の所信表明でも平成24年産米の作柄と品質低下の要因については触れておりますが、トップブランド産地としての危機意識が記述からはないなど感じていました。

また、2月7日に地域農業再生協議会が開催され、産業建設委員を代表して委員として参加しております。その資料で平成24年産米の品質低下は7月中旬以降の少雨高温が続いた結果だと天気のせいにしておりました。最近では、もう異常気象は当たり前、異常気象に左右されない高品質高食味の米をつくるのがトップブランドの宿命であり、当たり前であるのに、品質低下を天気のせいにしておられます。米の主産県、北陸・東北では同じような気象条件でも安定した品質を確保しているわけです。新潟県は栽培管理や技術指導が適切ではなかったのかと、そして農家にトップブランド産地としての危機意識が薄くなっているのではないかというふう感じております。

本議会の市長の所信表明にそれらの表現も一切ありません。南魚沼市の基幹産業は農業、その日本一のコシヒカリが今まさに崖っぷちにあると私は思っております。市長の見解を伺います。

2 中学生の学力向上について

大きい項目の中学生の学力向上であります。1月31日の臨時議会で新教育長の就任挨拶を聞き、教育行政に対する熱意とハートは前教育長に勝るとも劣らないと拍手を送り、井口市政をしっかりと支える大きな柱だなどと思ひました。子どもは地域の宝です。教育なくして国はありません。任期4年間、大変なこともあろうと思ひますが、持ち前のパワーで頑張ってください。私どもも応援は惜しみませぬ。

さて、中学生の一番の目的は、昨日の山田議員の質問にあり教育長が答えていた、生きる力、「徳・体・知」をつけることとあります。すなわち、自己実現を図るために確かな学力をつけることだと思ひます。ところが、意に反して遠山教育長が就任した8年間、市の平均でなくあ

る学校のNRT、標準学力調査の結果であります、毎年数値は下がり傾向で中学1年よりも2年、3年と数字は下がっております。

私はそれで勇退するに当たり最後の指導をいただきたいという意味からも、学力向上について12月に質問いたしました。学力向上のために教育委員会が取り組まなければならないとして6項目をあげました。内容については割愛いたしますが、先に申しましたように、NRTの数字でしかありませんが、学力が全国や新潟県を下回っており、なかなか結果がついてきておりません。新教育長としての方針、考え方を山田議員の質問でお聞きしましたが、その答弁に議員席からも拍手が起きました。そこで、市長に伺いますが、市内各中学校の学力の現状と学力向上対策について伺います。以上で壇上からの質問を終わります。

○議 長 関 常幸君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 関議員の質問にお答え申し上げます。

1 農業振興対策について

TPPについてでありますけれども、これは一般的なルールにのっとって例外なき関税撤廃ということ的前提にしますと、非常に問題があるということは私もずっと前から申し上げておりました。少なくとも農業分野の米については、交渉、いわゆる撤廃ということの全く圏外だと。交渉という部分に入らないということが、私は前提としてTPPということについては否定をしませんということを申し上げてまいりました。

TPP反対という皆さん方は、まだ信用がならないという部分も含めて、絶対交渉参加すら反対という立場を貫いているわけでありまして、私は自分がその感触を直接オバマ大統領やそういう皆さんと会って確かめたわけでありません。客観的に見させていただいて、それこそ議員がおっしゃるように、交渉に参加すれば脱会はルール上といたしますかできない。北朝鮮ならできるとこういう話ですが、例えばではオバマ大統領が権限がなくて安倍首相と会って、ああいうお話をして、「俺は権限がないのだからあ那时的話は話だよ」ということで逃げおおせるなどということはありません。ですので、石破幹事長も昨日のJAの反対集会に出席をしております、「農業は絶対を守る」ということを明言しているわけでありまして、私はその言葉を信じながらそうしてやっていく。自民党政権になる前でもそうでありました。そういうことが貫徹できれば当然TPPは交渉参加すべきだと。

それから、抜けられないと、これは見解の相違でありますけれども、いろいろ申し上げますが、交渉に参加をするということでもあります。その中で、自国の利益にかなわないものが出ればこれは撤退も当然あり得る。これは国際的に認められないなどということはありません。

ですので、どなたに伺ったということは別にいたしまして、これは見解の相違でありますので余りここで議論はしたくありませんが、そういうことをずっと申し上げてまいりました。例外品目として米、砂糖、小麦あるいは牛乳だったですか、こういうものがきちんと確保できるという見通しが立つ以上、交渉には参加すべきということはずっと前から申し上げておりであります。決して農業を無視しているということは全くございませんので、それがやはり

日本国の総体的な利益にかなうものだろうという思いで申し上げてまいりました。ただ、これが100%どうだということではありませんので、交渉参加も含めて、国の対応を今のところは注意深く見守っているというところであります。

2 J Aの合併についてでありますけれども、これは本当に私も関議員も考え方は同じだと思っておりますが、合併をして早く一市一 J A、そういう体制になっていただきたいと思うのは、もう全く同じ考えであります。

何が障害か。これは片方から最初持ちかけたときに片方が断って、そして状況が変わってきた中で、今度は断ったほうがまた最初持ちかけたほうに今度は持ちかけているという構図が一度ありました。そこで、非常に感情的な部分の対立といいますか、それはあったというふうに私は推測をしております。

体制的に合併ができないということはないと思いますけれども、1つは塩沢さんが湯沢町さんを編入した——編入と言いますか加えたことの中で、これをどう J A魚沼みなみさんのほうが考えているのかというのは、ちょっと私は確認をしておりますが、それももしかすれば障害の一つなのかもわかりません。

それから経営体質の違い、これも大きく私はあると思っております。ですので、この辺はやはり町村合併だってみんな同じ運営体制ということではなかったわけでありまして、もろもろの障害や障壁を乗り越えて大同団結したということでもありますから、両 J Aにもそのことを強く望んでいますし、またこれからも働きかけはしていきたいと思っております。

これは市長が働きかけをしたからできるという問題ではございませんけれども、極力努力はしてまいりたい。結局、一般の組合員の中で、どれほど大きな感情的な部分やそういうことの対立があるということではないと思っております。やはり、役員の皆さん方の考え方に相当大きな違いがあるんだなということは、前組織では確認をしておりますけれども、今の組織の中ではそれはやや薄らいだだろう。今度また役員改選等もありますのでどういう体制になるかわかりませんが、 J A魚沼みなみは今年の5月ですか、またそれらを機に、両 J Aに対しましてきちんとした話をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

米の品質向上対策でありますけれども、要は結果として異常気象が原因であったことは間違いないわけでありまして。ただ、それにのんべんと、ああ、異常気象だったから仕方なかった、ということで今そこを収めているところではなくて——ご存じのように例年ですと3月に市内1か所で開催しておりました農業者大会、これを生産者大会と改めまして旧町単位に市内3か所で今開催しております。新潟大学農学部教授の高橋先生等を講師に招いて、高温下における米の品質低下のメカニズム、あるいは気象変動に負けない高品質米生産、これらについての取り組み方ということも一生懸命勉強しながら、平成25年産米の生産に対して取り組みを進めているところでありまして。

それから、異常高温下の栽培技術の早期確立ということに向けまして、振興局、両 J Aこれらと連携を密にしながら、農家への情報伝達体制強化に取り組むことは市としてもやってまいらなければならないと思っております。

崖っぷちだ——非常に厳しいという状況は認識はしております。ただ、今、市内の農家の農地所有面積は平均で1.1ヘクタールくらいだそうですありますが、この1.1ヘクタールという部分、下は0.1ヘクタールからあるわけでありませけれども、本来農業を生業としてやっていらっしゃる專業農家というのが非常に少ないわけです。ですので、例えば米に対するその誇りだとかそういう部分、あるいは価格が例えば低下したときの危機感だとかそういうことは、一般に兼業でやっていらっしゃる方は專業の方よりはやはり意識的にはやや薄いものだということは私は感じております。

そこで、人・農地プランも含めて農地の集積化を図りながら專業農家の育成に当たっていくという方向を今出しているわけでありませけれども、そこが進んでいかないと、自分で勝手に——勝手にという言い方は悪いですが、特に販売目的でもなくて隣近所あるいは親戚や子どもたちに分けてやる程度、あとは自分で食べられればいいという意識でつくっている人と、本当に価格を維持しながら、人様に食べてもらうのだから高品質の安全・安心の米をつくらなければならないという意識を持っている人の差は、私は大きいと思っております。それは少ししかつくっていない人がその意識がないということではありません。一般的には希薄だろうというふうに考えているところでもありますので、そういう部門も含めて、意識の向上ということについては、市も挙げて取り組んでいるところでもありますのでよろしくお願いいたします。そんなところでもあります。

2 中学生の学力向上について

教育関係でありますけれども、内容が専門分野にわたっておりますので、まずは教育長に現状等も含めて答弁させますのでよろしくお願いいたします。

○議 長 教育長。

○教育長 日ごろ、関議員におきましては、大和中学校の学校評議員として大和中学校の学力向上へご尽力いただきまして感謝申し上げます。なお、なかなか期待に応えられなく、謝罪する部分もあります。

2 中学生の学力向上について

それでは答弁をさせていただきます。答弁の流れとして、今年度行われた学力調査の結果についてご説明します。次はその結果について、教育委員会としての分析をさせていただきます。最後に3点目として、その分析の結果、今後どう取り組むかについての流れでご説明させていただきます。

それでは1点目です。学力調査の結果についてです。現在、南魚沼市では3方法で学力調査を行っております。まず、関議員の質問のNRT、全国標準学力調査についてご説明しますが、この調査はかなり前からほぼ全ての学校で実施している調査です。中学校だけでなく小学校も含めて説明をさせていただきます。今年度の結果を見ると、小学校では学年によって差があるものの、おおむね偏差値51~52程度で維持しております。中学校のほうでは全学年50を上回っている学校もありますが、市全体としては48~49程度で50を割っております。

次に全国学力学習状況調査です。平成24年度においては管内の抽出校は小学校4校、中学校

2校です。データが少ないため、これをもって市内の小中学校の実態等を表しているのかどうかについては甚だ疑問であります。あくまでも参考値として考えるべきと考えます。なお、来年度は全校で実施することとなっております。

抽出校だけの分析ではありますが、結果を見ると小学校では、国語・算数の両教科において知識問題、活用問題とも残念ながら、全国、県よりもやや下回っております。一方、中学校では国語は国・県とほぼ同程度ではありますが、数学がやや低いです。しかし、理科については高くなっております。

3つ目の方法はWeb配信問題による調査です。これは新潟県内の小中学校の学力向上のために、新潟県が独自に実施しているシステムです。これは小単元が終了するたびにを行う小単元テストのようなもので、教えた内容が理解され、定着しているかどうかという調査を行います。定着度が低い場合は、補充学習などをして実施対応しております。この状況、管内中学校の今年度のWeb配信問題の結果を見ると学校間格差が見られます。

それでは、この結果を受けて分析させていただきますが、中学校について分析します。6つの中学校がありまして、順位を付けての説明はしない方法で、頑張ったところについてどういうふうに頑張っているかご説明します。

1点目です。学校の組織的な取り組みによって差が生じております。成績のいい学校とそうでない学校は常に同じような状況です。これはWeb配信のテストですが、常によかったのは城内中学校であります。ここは校長先生を中心に教師がチームを組んで、学力というものについて子どもの気持ちを盛り上げながら向かったことが成功の原因だと思っております。

2点目です。学校の状況が安定している学校がよい結果が出ております。NRTの試験です。これは塩沢中学校でございます。塩沢中学校は三、四年前ですかすごく荒れた状況でありましたが、去年、総務文教委員会から行って見ていただいたのですが、学校が非常に安定しております。この安定の仕方は教師主導ではなく、生徒たちが立ち上がって自分たちの学校をよくしたいということでクラスが安定しております。これは非常にヒントとしてというかこれからの対策として重要な見解だと思っております。

その他全体を見ますと、学習の質と量の両面からの取り組みが6つの学校でもまだまだ足りないのではないかとこのように分析しております。

それでは、その分析結果に基づいて、今後どういうふうに取り組みたいかということでございますが、やはり1点目は子どもたちが学校で安定する状況をつくっていききたい、これがまず第一だと思っております。授業内容がしっかり定着する学級はほぼ例外なく、児童・生徒同士や教師との関係が良好です。一人一人にとって居心地のよい環境になっています。市ではQ-U調査によってこの状況を調査しながら各学校で適切な手当を講じながらやっていきたいと思っております。

2点目です。先ほど言いましたように、授業の質を上げたいと思っております。これまでの基礎・基本の徹底から、より応用力・活用力に目を向け、子どもたちの持っている可能性を最大限に引き出す授業展開をしていきたいと思っております。授業に活力が生まれ学習集団全体を

引き上げる効果を期待したいと思っております。

次に家庭学習の時間を増やすことと、家庭学習の質を上げることに取り組みたいと思っております。中学校においては教科担任制であるため、宿題の量にばらつきが現在出ております。この宿題の量を調整して、毎日一定量の宿題を確実に出すようにし、さらに宿題の評価に直結した内容に変えるなどして、やる気を引き出すような工夫をしていきたいと思っております。そのためには、学習指導センターがおととしの秋に教育委員会と同じ事務室に入りました。ここには3人の指導主事があります。英語、数学、国語です。この先生方の学習指導を活用し、各学校の教師の教師力をアップしていきたいと思っております。

次です。先ほども城内中学校の例を出しましたように、教師のチームワーク、学力に向かう一体としたチームワークが必要だと思っております。教育委員会では中学校担当1人、小学校担当1人ということで、校長先生クラスの管理指導主事2名を配置しております。それぞれ中学校担当、小学校担当、中学校担当の指導主事には校長面談を今までもやっていたのですが、新年度からさらに回数を重ねながら学力向上を最重要課題に位置づけて、その進捗状況や成果を報告させることで、教員評価にも反映させていきたいなというふうに思っております。

最後に先ほど説明しました、年間でも多くやっております県よりのWeb配信の問題等を積極的に活用して、日々の勉強に活用していきたいなと思っております。定期的にWebシステムの参加状況を確認するとともに、正解率が低い場合には学校へ個別の指導を実施していきたいなというふうに思っております。先ほど関議員が言われましたように、学力アップすることについては子どもたちの自信につながります。自己有用感・自己肯定感につながります。教育委員会の仕事としては、精一杯学力を上げて子どもたちが自信を得るよう頑張っていきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議 長 13番・関 常幸君。

○関 常幸君 1 農業振興対策について

TPPの件であります。今週末にも安倍首相は判断するのではないかとということで、自民党でも相当議論をされておりますし、流れとしてはそうなるのかなという感じは私も持っているところでありますが、本当にやはりそういう中でも非常にいろいろ不透明感があるという形でもありますので、やはり私どもは米だけではなくて、昨日の腰越議員が話しました6項目ですね、非常にそこらはやはり常にこれから今まで以上に監視していかなくてはいけないだろうなというふうになってきております。

そういう中で市長に1点だけお聞きしますけれども、TPPはご存じのように全部国の垣根を取り払うと昨日も話をされましたが、私はやはりTPPではなくて、FTA、これは2国間で相当やれる問題であります。今のアジアと日本はこれから外交をきちんとやっていかなくてはいけないのですけれども、そここのところが東アジアとの経済連携、RCEPとって、ASEANにプラス6が入ってやっていこうという、私はそういうところがやはりTPPに入ったときに関係が悪くならなければいいがなと、そう思っているところがある。そんなのが非常にありますので、その件についてひとつ市長がどのように思っているのか、ちょっと1点だけ聞

かせてください。

○議 長 市長。

○市 長 1 農業振興対策について

今のTPPの中で日本がここに参画をしたい、しようという一番の目的は、やはりアメリカ市場だと思うのです、私はですよ。東南アジア関係これらについてはFTA、個別のことで対応していくという考え方ではないかというふうに私は思っておりますので、例えばこのTPPに参加をしたから、東南アジア系の国と関係が悪くなるということについては、特に私は考えられないと思うのですけれども、そこまで専門的にはちょっとわかりません。そんな状況です。

○議 長 13番・関 常幸君。

○関 常幸君 1 農業振興対策について

TPPの問題から次にいく前に1件です。今のISD条項も非常に大変な問題であります、今、韓国はFTAでこれを結んでありますが、韓国は今の政権になってこれをもう1回再交渉しようということに議会でなりましたよね。このところも非常に私どもは見えていかなくはいけない。それくらいにまだ国民的なものになっていないなというところがあるのもどうなのかなというふうに思っています。

それで、次の農協合併のほうに移らせていただきますが、ぜひ、今市長に言ったようなことでいろいろありますが、これから4年間でぜひ、市長の大きな柱として、今までの選挙のときには余りこの問題は入ってきておりませんでしたけれども、これからはこれを市長の政策に自分の中で入れてもらいたいと思うくらいに、私は大変な問題、大事な問題ではないかと思うのです。ですので、今まで市長がきちんとこの問題でテーブルについてもらって、やはり市長も話していく。私はこれからも遠慮しなくて、この問題について組合員のため、市のためになるわけでありますので、市長も当然行き過ぎ以上のことなどしなくてオープンにした中で私はしてもいいのではないかなと思うのですが、そのことについて市長の考えをお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 1 農業振興対策について

私がこの問題を軽視しているというところではありませんが、ただ、公約としてとか約束事としてこれを掲げるといことはなかなかできづらい。市が直接的な権限を持つ部分ではありませんので、それについては推進をするくらいの程度は申し上げてもおります。ただ、選挙のときに申し上げたことは特にありません。

そこで、合併について、遠慮をしたということは私は余り自分では思っていないんですが、ただ遠慮もあったかもわかりません。余り人の懐に手を突っ込むなという部分があるのかもわかりません。ただ、ご承知のように、今のJAの前の役員体制のときは、これはもう手が付けられなかったのです。話をしてもけんもほろろ。けんもほろろならいいけれどもこうされたわけですから。ですので、その後体制も変わって今は3年か4年、もう4年過ぎるのかな。今度また新しい体制になるわけですけれども、今の両JAの体制は非常にある意味思慮深く、あるいは温厚で、前の人の方がそうでないということではありませんけれども、よりそういうことだと思

っておりますので、いい機会だと思っております。

ただ、魚沼みなみのほうはもう任期が1回終わりますから、ここの新しい理事の方、あるいは組合長、どうなるかわかりませんがその皆さんが選出された時点では、当然ですけれども私のほうから積極的に両JAに働きかけをしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

○議 長 13番・関 常幸君。

○関 常幸君 1 農業振興対策について

この農協合併なくしてはやはり地域農業、市の農業が安定しないわけでありますので、ぜひ今市長が話した中で進めてください。それで、私は市長1人ではなくて、何々係なんて付けなくてもいいですけども、市長のほかに農協の、例えばどうでしょう合併特命担当みたいな、例えば副市長だとか、総務部長だとかそういう人たちに、事前にですよ、いろいろしてもらおうとか、そういうのを1回とか2回ではなくて——やはりどうしてもこれは、私は市長の任期の中で成し遂げてもらいたいくらいに大きな問題だと思うのですよ。いろいろな問題がありますよ。そうですので、市長ではなくてそういう人が出ていって、では各農協の総務部長とかそういう人と会って探ってもらおうとか、私はそういう意味からも大事ではないかなと思うのですが、ぜひそのことについてお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 1 農業振興対策について

この合併という高度な問題に対しては、事前に事務方で協議を重ねるということはまず不可能であります。やはりトップがある程度決断をして、例えば合併する方向でやりたいという言質を引き出したときに、市の総務部長であれ、副市長であれ、農協のほうの専務理事であれ——専務理事は理事ですから、職員のほうの部長級であれ、では、どういう形でやっていくかということを含めていくことが重要であって、最初から——私は自分の信念と言いますか今までのやり方として、市長室に例えばおいでになったときに、どうしても事務方がいてきちんとメモを取っておかなければならないという部分については同席させますし、まあそういうことが必要のないときは1対1で会うこともあります。例えば、県とか国とかに行くときも、おおむね秘書係は同行しますけれども、そうでないこともあります。

ですので、1対1で話をして、非常にある意味誤解を招いたり、その危険性もあるという場合もそれはいろいろの中であるわけです。それは必ず誰かを同席させております。そういう面ではですね、セキュリティという部分で。それを促進する意味でも、ある程度の話が合意というか、あうんの呼吸でもいいのですけれども、両組合長、あるいは専務理事あたりと「何しろおい、真剣になって考えようや」という方向を引き出すのが私の役目だと思っておりますので、そういう部分が出てきたときに、今度はその特命担当でも何でもしながらやっていくものだと思います。

今、いわゆる事務方を隠密に、あるいは特命担当にしてまず話を始めるということは、これはやっても全く無理だと私は思っておりますので、そうでないよという状況があったらまたお

知らせください。よろしくお願いたします。

○議 長 13 番・関 常幸君。

○関 常幸君 1 農業振興対策について

担当については一つの手法でありますので、私はそれくらいに大事ですという意味で話しているわけでありまして、ぜひ市長。今まではそういう状況でありました。役員は代わってきておりますので、まず私はここで市長からやってもらえるのだという期待を込めて、次の合併を成し遂げる話し合いをしてやれるのだという期待を込めて次の質問に移ります。

品質の問題であります。市長話されましたが、非常に技術的な問題も含めて私がここでただ 1 点強調したいのは、その危機意識なのです。そして市長は前段の中で兼業農家が多いからと言って、これはもう 10 年も 20 年も前から同じ状態なのです。だから、そういう中でも兼業農家であっても、米作りに対しての危機意識を持たないと市内全体としての意識の高揚にならないわけでありまして。

私はそのところを話しているわけでありまして、そういうことから例えば先般の生産者大会、大和会場で当初は 50 人くらいしかなくて大変だからということで、私も(有)ウラコウで役員をしております、60 ヘクタールやっているわけですが、そういう中で大勢行ってしまいましたが、大勢来てくれました。大勢来てくれても百三、四十人なのです。生産者は 1,000 人からいるわけでありまして、あとの 9 割の方がそういうことについて、知り得ないわけです。だから私はもっともっと、この問題について発信をしていかななくてはいけないと思うのです。

その大会は生産者協議会が主催でやっておりましたが、部長も来ておりました。私はやはり市長の挨拶とかがあってそこで訴えてもいいのではないかと。その代わりに部長は市長が来られないうえですね、そういうのがあってもっと危機意識があったのではないかと。同じように農協の組合長からも挨拶ありませんでした。私の考えですのでそういうところがどうなのかなと感じた。非常に会は私も有意義に聞かせていただきました。そのことについては私も感じたところですので、ここで質問ですが、そういうことも含めて、今後どのようにそういう危機意識というものを発信をして周知していくのか、そのことについて市長の考えをお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 1 農業振興対策について

生産者大会について 3 回、確か 3 日、10 日、今度は 17 日ですか、これが私のほうに来たのはつい最近です。3 日に至ってはもうほんのすぐ前。そこで私も日程を見ましたらなかなかそういう状況でなかったものですから、それで産業振興部長に出てくれということになったのではなかったか……違うのか。(「塩沢のほうは農林課長」と叫ぶ者あり) まあまあいいけれども、その代理としてでしょう。そういうことだったので、それはご理解いただきたいと思っております。

本来、こういうことを申し上げては失礼ですけれども、本当に私はその大会ということに当然秘書係も含めて知らないでいた中に、ぽんと出てきたものですから、急に日程調整ができないということでありまして、相当事前にお知らせいただければ、当然出てご挨拶くらいはという思いはありましたけれども、それは事後の祭りでしたのでそんな状況であります。

危機意識を共有する、あるいはきちんと皆さんから持っていただく方法とすれば、やはり今議員がおっしゃったように、例えば 1,000 人いる中で 100 人しか出ない、ここが問題だと思うのです。大会に出たからいいという意味ではなくて、やはりその皆さん方にきちんと伝える方法というの必要なわけで、これは一にも二にも周知を徹底するという以外にありませんので、JAそして私たちがそのことをきちんと実践していくことだろうと、あるいは農業団体の皆さん方にもそのお願いをしていかなければならないと思っております。

本当にこのままずるずるとこういう状況が続きますと、ほかの産地に 1 位の座が、一番おいしいという座が 1 年や 2 年で奪われると思っておりますが、北海道を初めとする皆さん方は非常に熱心に取り組んでおりますので、このままずるずると行った場合は、大変な状況も生まれるということは私も常に認識しております。また改めて、去年、平成 24 年の二の舞を踏まないような、そして気象変動にもある程度耐え得るような体制づくりの強化にまた努めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議 長 13 番・関 常幸君。

○関 常幸君 1 農業振興対策について

私も農協の担当には話をいたしました、今はメールを持っていない人は誰もいないのですね。あれを今は 300 で 700 にしたいと言っていました。生産者の半分にはすぐ農協の情報が入るようにしていく、それだけでもものすごい危機意識になると思うのです。待っているのではなくて、メールに入れてくれと。それくらいに今の米作りが置かれている立場は大変なのだからということ、ぜひ市のほうからも農協と協議して、申し込みを待っているのではないそのような私は状況下にあるわけでありまして、これはぜひ話しかけてもらいたいと思います。これは要望として聞いてください。

2 中学生の学力向上について

次、学力問題であります、非常にわかりやすく簡潔に説明をいただきまして、ありがとうございました。まさに、昨年 12 月議会で遠山教育長が 6 項目の話をいたしまして、私も遠山教育長が余り触れなかったことを 6 項目の中で話をいたしました。例えば、受験学力に配慮した教科書の選定なんてことを話したのです。そして、先生方の授業の質を高める、このことも話しましたし、意欲という、学ぼうという意欲という問題を非常に強調していたのを、私の記憶にあるわけでありまして、そのことが今の答弁の中、今後の取り組みという中で出されてきております。

私も学校評議員として、今の城内中学と塩沢中学校は本当にそうだなと。そういう状況のところ、雰囲気の良いところが学力が伸びているのは、まさに私も実感として感じているわけでありまして。学力を付けるというのが一番の目的で、管理指導主事もそういうふうなことでありますので、ぜひ、この線に沿ってお願いしたいと思っております。

そこで、私はやはり一番は授業だと思うのです。私、たまたま今回 3 月 3 日に国際情報高校の先生方が作戦会議を始めてから 20 日後でしたか、10 人くらい初めての方を含めて私の家に来て、一杯飲みながら話したのです。そうしたら、たまたまその中の若い先生です、うちの娘が

教えた高田高校の子が赴任してきていまして、全然わからなかったのです。聞いてびっくりしたのですが、その子がこんな話をしたのです。「私は一時間授業に出るときに、2時間勉強をしていかないと授業ができないのです」というふうな中でしていたそうです。それを聞いていたちょっと中堅の先生が、「2時間は普通だ」と。「3時間しないと、その子どもの能力は引き出せない」という話を聞かせてもらったのです。やはり私はそこなのだろうなというふうに、やはり授業をしっかりと大切にしていける先生。そのことが今の今後の取り組みの中で、話されたので、ぜひそういう中でしてもらえればと思います。そのことに授業の質を上げるという形の中でも、1点だけ教育長にお願いしたいと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 2 中学生の学力向上について

まさにそのとおりだと思っております。それで、先ほども少し説明しましたが、南魚沼市としては、割愛ということで、県の先生方、校長先生クラスが2人、学習指導センターには3人、それと支援教育担当ということで1人、6人の先生方を割愛していただいております。お金は言いたくないのですが1人1,000万円として6,000万円。ほかの自治体にこれだけの手厚い加配をしている自治体はございません。

人数だけいけばいいというものでもありませんから、その授業の向上、教師力の向上に向け、先ほども説明しましたように、北辰小学校から学習指導センターを大和庁舎に移しました。日々、打ち合わせしながら学校へ切り込んでいきまして、教師の教師力のアップをしながら、子どもたちに生きる力の大切さを並行して切々と訴えながら、両面から精一杯やっていきたいというふうに思っております。以上です。

〔「終わります。」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質問順位19番、議席番号7番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 それでは通告書によりまして、一般質問をさせていただきます。

1 豪雪対策の拡充について

大項目の1番目、豪雪対策の拡充についてというふうなことで質問をさせていただきます。今年の冬はご案内のように3年続きの豪雪でありました。市民の皆さま方には本当に毎日、毎日除雪に大変ご苦労されたことと思います。特に今年のシーズンにつきましては、昨年12月9日からでしょうか大変な大雪となりまして、今年に入ってから断続的に豪雪がありました。それにまた2月の末、大雪となり、非常に長い期間での雪との格闘が続き、これは全員の方ですけれども本当に難儀をしたのではなかろうかなというふうに思っております。

昨シーズンは1月31日に災害救助法が一部地区に適用せられて、同日、市でも豪雪災害対策本部を設置してまいりました。今年はこれが約1か月後といいますか、2月22日に災害救助法が一部地区に適用となりまして、同日、豪雪災害対策本部を設置し万全な体制で、特に要援護者世帯等の除排雪に対応してきたところでございます。

今冬、高齢者等要援護世帯住宅除雪援助事業は246戸というふうに聞いてまいりました。その方々を認定しまして、上限時間が24時間以内、事業費としては約200万円強というふうなこ

とで進めておるようでございます。調査によりますと、このような豪雪の中、1月末で既に約2割、50戸の方が24時間を超過しておると。2月21日までさらにこの方が多くなっているということとかが予想されるわけですがけれども、最初にその実態はどうなっているのかをお聞きしたいと思います。

災害救助法の適用以降、2月22日から3月3日までの10日間は、16時間が延長されまして、40時間以内となり、12月の作業実績まで遡って個人負担、400円だと思いますがこれはなく、既に使った方がいるかもしれませんが、その方には還付されるというふうなことを聞いてまいりました。

災害救助法適用までの間、その住宅の大小にもよりますし、その地区にもよるわけですが、5回前後は除雪の必要があったのではなかろうかなというふうに考えられます。1回の除雪時間は大体6時間前後だというふうなことです。トータル5回としますと30時間になってしまいます。当然、超過分は全て実費負担というふうなことになるわけですが、そうなりますと、どうしても自分で無理をして屋根が上がったり、また我慢をして軒先が壊れたりというふうなことで重大事故につながりかねません。

2月25日の第1回の豪雪対策本部会議の資料を見ますと、2月22日現在の人的被害は重傷が11名、軽傷4名、合計15名というふうにありました。建物被害も5棟が報告されております。いずれも12月中の被害であり、この援助事業の世帯の方はなかったようでございます。

このようなことを踏まえまして、高齢者等の要援護者世帯の安全・安心を守るためにも、24時間以内を30時間、36時間、40時間というふうな形で上限時間を延長をはかってあげないと、重大な事故につながる可能性があるというふうなことでお聞きをしたいと思っております。

今までもずっといろいろな話があったわけですが、今、異常気象などという言葉ではなくて、これが常に起こり得ると。豪雪もそうですし、雨もそうですし、高温もそうですしそういったことがいろいろ考えられるわけですから、そういった災害が起きることを想定して、このことについて市長の考えをお聞きしたいと思います。

2 子ども・若者育成支援センターの活動について

それから2番目のほうに移ります。子ども・若者育成支援センターの活動についてであります。ある新聞報道によりますと、東大の教授の調査で20歳から50歳代の未婚男女で仕事も通学もせず、連続2日間ずっと1人か、また一緒にいたのは家族だけだった人を孤立無業者と、そういうふうに定義をしているそうでございます。その数が2011年時点で162万人にもものぼっておると。2006年の調査では112万人というふうなことがありましたけれども、4割強増えてきているというふうなことが書いてありました。孤立に陥りますと、職探しの意欲が失われがちで、今は家族が支えていても近い将来、経済的にも厳しい状況に陥るといふふうに指摘をされております。当然、そうなりますと、生活保護費など社会保障費が増えるというふうなことにもなるわけですので、今のうちに訪問支援など対策が急務であるというふうなことを指摘をしておりました。

政府は15歳から34歳までで通学も仕事も職探しもしていない人をいわゆるニートというふ

うに位置づけているそうでございますけれども、2012年の平均では63万人だったそうですが、カウンセリングや就労支援を実施しているがなかなか就職難でニートの高齢化も進み、課題となっているというようなこともあわせて指摘をしておりました。

我が市でも、子ども・若者育成支援センターを立ち上げ、今年で確か2年目になると思えますけれども、本当に少ない人数の中で日夜頑張ってもらっております。なかなか打ったところが腫れるような実績が上がってこないわけで、本当に地道な活動をされていると思えますけれども、特に若者、15歳から39歳の引きこもり・ニート・高校不登校等々の実態、またその対策についてお聞きをしたいというふうに思います。若干調査をしてきましたが、今一度この引きこもり・ニート・高校不登校等々の実態と対策についてをお伺いいたします。壇上からは以上でございます。

○議 長 黒滝松男君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 黒滝議員の質問にお答え申し上げます。

1 豪雪対策の拡充について

豪雪対策の拡充についてということであります。ご存じのように市の高齢者及び要援護世帯住宅除雪援助事業、これでは原則1戸につき利用時間24時間以内というふうに定められておまして、積雪の状況により、特に市長が必要と認めるときは増加することができるというふうになっております。ですので、例えば今回、災害救助法が適用されるところまでいかなかった、けれども市内では非常にこういう皆さん方が大変な状況だということであれば、担当のほうから当然、時間の延長とか、そういうことも含めて、伺いが上がってくるわけでありまして、それは当然そういう方向で決裁をしていくということであります。

今回、3年連続でありますけれども災害救助法適用になりましたので、さっき議員おっしゃったように、24時間が40時間こういうことの中で対応してきてまいりまして、当然ですが利用者負担はゼロということで実施してきております。

24時間の考え方はですね、1回大体平均的に4時間（「4時間……」と叫ぶ者あり）4時間なのです。四六、二十四でいわゆる24時間以内。確かに考えますと自分でも屋根の雪おろしを5時間、6時間しなければならない状況というのは確か余り、そうなりますと相当大きい家あります。ですので、まあ1回4時間といえ、おおむねですよ、おおむね。ただ、その問題は回数ですね、とりあえずは6回というふうにしてあります。けれども、豪雪時、雪に応じてそういうことはちゃんと別に認められるというふうに定義してありますので、そこは抜かりなくやらなければならないと思っております。

豪雪時に合わせまして最大時を計算いたしますと、非常に多くなるのですね。6回が確か10回くらいになる。これを平常時と合わせてやっつけてしまいますと、とてもとてもこの程度積もってもおろし、おろしという状況が出ますので、非常に多いときに合わせて時間設定をして、それでも対応をしきれない場合は特別というふうに認めて実施していきましょう。そのほかに災害救助法が適用になれば、その時間の延長も出ますし、災害救助法がとけるまでの間はずっとやっつけていけるわけです。そういうことをご理解いただければ、そう不満の出る制度ではない

と思っているのですけれども、またその辺、実態等がございましたらお知らせいただいて、改善できるものは改善していかなければならないと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

2 子ども・若者育成支援センターの活動について

2番目の子ども・若者育成支援センターの活動については、教育長に答弁させますのでよろしくお願いいたします。

○議長 長 教育長。

○教育長 2 子ども・若者育成支援センターの活動について

それでは、子ども・若者育成支援センターの活動について答弁させていただきます。

二、三年前まではこの引きこもり・ニート・高校不登校については義務教育以降ということで、小さな自治体とか市町村では担当ではないということで、この部分の対策がなかなか取れてきませんでした。子ども・若者育成支援促進法ができて、南魚沼市としてはいち早くこのセンターを立ち上げて取り組んでおります。自慢するわけではありませんが、先進地というふうに思っております。

それから、市では残念ながらニート・引きこもりの実態調査については実施しておりません。実施しておりませんというなかなか難しく調査ができない現状です。平成24年度、横浜市が実施した調査結果としてニートが対象人口の4.98%、引きこもりが対象人口の0.72%という報告があります。これを活用させていただいて推計しますと、当市においてはニートが756人、かなり多い数が推定できます。引きこもりが109人くらいになります。高校不登校数についても押えておりませんが、高校不登校の皆さんが小中学校で不登校を経験し、子ども・若者育成支援センターを居場所として現在利用されている方が6名います。ということが推定した現状と実際のセンターに立ち寄っている子どもの数です。

それでは、次に対策としてどのようなことを考えているかと言いますと、最終的には社会的自立と就労を目指しておりますが、なかなか難しい状態です。まずはきっかけの相談に来ていただく。その後居場所をつくり、社会参加支援をし、就労体験をしていただいて最終段階の就労支援の段階を踏んでいきたいと思っております。ただ、なかなか緩いペース、個人のペースに合わせながらそれぞれの個に合わせた形で目標を達成することを目指しております。

平成25年度の具体的な取り組みについては、ニート・引きこもりの若者に居場所活動のプログラム開発と、就労前の支援、社会参加支援ということで展開したいなと思っております。まず、相談窓口としては、二日町のセンターには3名いますし、専門相談ということで城内の夢想舎と連携しまして、週1回ここから専門の相談員に来ていただいております。なお、先の答弁でも説明しました平成25年度から臨床心理士ということで採用します。この方は子ども・若者全てに担当していくわけですが、この採用した臨床心理士をフルに活用し、ニート・引きこもりの皆さんに対して支援していきたいなというふうに思っております。以上です。

○議長 長 7番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 1 豪雪対策の拡充について

最初の豪雪対策についてを再質問いたしますが、1月末で約2割の方というふうに話をしましたが、その後2月21日といいたいまいしょうか、豪雪対策本部が立ち上がるまでの24時間をオーバーした方の割合というのがわかりましたら、まず最初にお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 豪雪対策の拡充について

担当福祉保健部長に答弁させますのでよろしくお願ひいたします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1 豪雪対策の拡充について

そのときと余り変わってなくて、今現在ですが、24時間超えは50人、22%となっています。

○議 長 7番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 1 豪雪対策の拡充について

今現在22%、変わっていない。ではこのことはわかりました。

先ほど市長が話をされましたけれども、24時間で足りなければ、市長が認めればというふうなこの話があったわけです。このことについては民生委員の方も、私もちょっと勉強不足でよくわからなかったわけですが、余り知られていないのではないかなというふうなこと。うちの集落でもこういった方がいるわけですが、自己負担でやったというふうなことを聞いております。

そのことがまず1点と、4時間という話がありましたけれども、市のほうの調査によりますとこれは今年のデータだと思いますが、1回の除雪時間は5.9時間、6時間というふうに聞いてきました。そうすると仮に6回としますと30時間になるというようなことで質問をしたわけです。もちろん雪の量にもよるわけですが、大体4時間から6時間くらいが普通ではなかろうかなというふうな、そのことはいいわけですが、どうしてもやはり24時間はオーバーしてしまうとその方が22%というふうな今答弁がありましたけれども、拡充をさせてやらなければならないのではと思ひました。

市長が認めればということがあるわけですので、そんなことの周知といひますか、担当のほうもその辺のことは、私が聞きに行ったときも余りそういった話はありませんでした。そういったことをきちんと民生委員等を通じて周知をしていかないと——せっかくそういういい、市長が認めればというふうなことがあるというふうなことですけれども、周知されていないのではなかろうかなというふうに思われます。その辺についてお聞きをさせていただきたいと思ひます。

○議 長 市長。

○市 長 1 豪雪対策の拡充について

過去、いつの年だったかこれを適用したことがあったよね。特に必要と認めた、市でやったことがあるのです。ですので、周知されていないということについては、私はここでどういふふうに申し上げていいのかわかりませんが、担当部課長のほうでどういふふうに民生委員の方や、あるいはこの要援護世帯に該当される方にご説明申し上げているか、ちょっとここで答弁

をしてもらいます。それを参考にしてまた改善すべきときは改善していかなければならないと思っております。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1 豪雪対策の拡充について

民生委員さんを通じて連絡もしていますし、個別にも連絡をしているはずなのですが、それがいつの時点だったかという点もあります。「市長が認めれば」という部分の説明は、これは一律にやるということです、個別の人に市長が認めれば24時間よりいっぱいしますよというそういう説明はしません。当然、24時間をオーバーして、市としてもっと延長しなければならないというときは、一斉にこちらで決定すると皆さんに連絡しているという状況です。

○議 長 7番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 1 豪雪対策の拡充について

そのことを今年には民生委員なり担当者なりに説明をしたということですか。したということですね、はい。ちょっとでは、うちのほうの集落の民生委員なりそういった担当の方が——担当といいますかその方と、それから実際の要援護者の方がそのことを見落とししていたかもしれません。それをもう1回確認します。両方を見落とししたということはちょっと考えられないのですが、自分で実費でというふうなことを話しておりましたので、こういった質問をしているわけです。そういったことがきちんと伝わっていなかったのかもしれませんので、それは再度また確認をさせていただきます。

それでもう1回戻り、4時間の6回というふうなことですけれども、本当に1回の量にもよりますし、そういったことで難儀をしていることには間違いありませんし、事故でそういった方もおられるわけですから、決してそういったことがあってはいけないというふうな考え方の話です。また、こういった異常気象で大雪が続くというようなことが予想されるわけですので、そういったときにはまた万全な体制で臨んでいただきたいというふうなことをお願いしまして、2番目のほうに移らせていただきます。

2 子ども・若者育成支援センターの活動について

2番目のほうは今、教育長からる説明をいただきました。先ほども話をしたように少人数の中で本当に一生懸命やってもらっております。ただ、プライバシーだとかいろいろな問題もありまして、なかなかすぐにニートや引きこもりが解消されるかというようなこととなりますと、非常に難しいといいますか、時間がかかるというようなことを聞いてまいりました。1回そういったこととなりますと、その倍以上の時間がかかるというようなことも聞いてまいりました。これからもまた、そういった担当の方がいるわけですし、平成25年度からは専門の方も配置をするというようなことを聞きましたので、ぜひ、こういった方を一人でも救い上げていただけるように、また今まで以上に頑張ってくださいというふうなことを要望いたします。

このことは、質問事項には入れておきませんでした。先日、「夜回り先生、命の授業」というようなことの講演会がありまして、議長も行ったわけですが、私も行ってまいりました。私は初めてこの方の講演会を聞いて、本当にちょっと目頭が熱くなるといいますか、感動

を受けてまいりました。非常にいい講演だというようなことで思っております。

そこで、ちょっと残念だったのは、子どもたちの参加と申しますか、生徒たちの参加が余りなくて、先生は生徒たちにいろいろな質問等々もしたり、こうして講演会を進めておったわけですけれども、ぜひ、各中学校で生徒、保護者に先生の話聞かさせていただけるような講演会等々をやっていただければというふうに思います。このことは、もし見解がありましたらお聞きしますが、通告書にはありませんので、そういったことをやっていただければなおありがたいと。非常に有名な先生で忙しいと思いますけれども、この南魚沼市を気に入っているようでございますので、お願いすればまた来ていただけるのかなというふうに思います。所見がありましたらお聞きして質問を終わります。

○議 長 教育長。「ちょっと俺がしなければならぬ」と叫ぶ者あり) 市長。

○市 長 1 豪雪対策の拡充について

豪雪対策の拡充ということですが、ちょっと申し添えなかったかもわかりませんが、データ、今までの実績、これらをまた1回検証しまして、4時間6回というのが、これはちょっと現状にそぐわないというようなデータが出ますれば、それはそれでそういうことも含め、時間の延長とかを含めて、また見直しの検討を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。あとは教育長にお願いします。

○議 長 黒滝議員、直接市長のほうへ質問してください。市長から教育長にお願いしますので。「わかりました。答弁・・・の話をしていましたので、すみません」と叫ぶ者あり)

○議 長 教育長。

○教 育 長 2 子ども・若者育成支援センターの活動について

私の間違いでした。すみませんでした。落ち着いて答弁したいなと思います。

水谷さんの講演について、昨年度も1回来ました。今年ということで私も2回聞かせていただきました。それで、より多くの保護者とより多くの子どもさんに聞いていただきたいというところは思っておりますし、今後また来るチャンスがあったらそういう体制をとりたいなと思っておりますが、なかなか困り感のある家庭の方は、ああいう講演会に出てこないのですよね。その対応として、だんぼの部屋という場所をつくって、そこで悩みの言える場所もつくってあります。

そうは言っても、もったいない講演ですから、今後やる場合については気をつけていきたいなと思っております。あの中でやはりニート・引きこもりの予防対策としては、家庭の部分が大事だと思うのですが、その講演の中でも言われたのですが、「皆さん、子どもの前で平気で夫婦げんかしていますよね。これは虐待ですよ」と。「子どもたちを褒めたことがありますか、やらないことを責めていませんか」というのがありました。ほとんどの保護者がそうでした。やはりその辺を変えていかないと、ニートだとか引きこもりということで取り返しがつかないと表現していいのかわかりませんが、問題が出てくるのだと思っております。

それで、ニートの方を北海道で、生産ということで使っている方のこういう話がありました。彼らは優秀で一流大学を出て、一流の会社に勤めていた、そういう人が数多くいると。そうい

う人たちがなぜそういうところに陥るかという、自分は何を目的に、何のために勉強をし、人のためにどれだけ役立ったかというものがなかったと。ということで、最終的に自己肯定感をなくし、こもってしまうという話がありました。

南魚沼市では、何回も答弁させてもらいましたように、生きる力を子どもたちに、丁寧に何回ともなく理解していただく地道な活動をしていきたいと思っております。以上です。

〔「終わります。」の声あり〕

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開は3時20分といたします。

〔午後3時01分〕

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

〔午後3時20分〕

○議 長 なお、岡村雅夫君から家事都合により、午後4時から早退、桑原圭美君から家事都合により、一時中退の届出がありましたのでこれを許します。

○議 長 質問順位20番、議席番号10番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 では、発言を許されましたので、通告にしたがいまして一般質問をいたします。

昨年の市長選挙で市長は3選を果たしまして、この4年間の重点課題4点を掲げまして取り組みの決意を示しました。その4点の重点課題のうち、今回は防災と雇用の2点について、提言も含めさせていただきまして質問をしたいというふうに思います。

1 防災・減災体制の強化と充実

1点目ですが、防災・減災体制の強化と充実であります。東日本大震災から2年が過ぎまして、テレビで放映される、なかなか進まない被災地の復興の状況を見ますと、改めて災害の大きさと、それに備えての危機管理の重要性を感じたところであります。当市の防災計画はどこの自治体もそうでありますけれども、災害対策基本法に基づいて策定されておまして、災害発生時に実施すべき対策や役割分担等を規定してあります。現在、震災対策編・風水害対策編、そして資料編、これに加えて、原子力災害対策編を近く追加されることが今議会の冒頭での施政方針の中で述べられました。

しかし、阪神淡路大震災、中越地震、東日本大震災等を経験しまして、このように災害時に地域住民の安全・安心を確保する地域防災計画も当然重要であります。それと同時並行して災害時の限られた人員、限られた支援の状況にあっても、中断により社会的影響が大きい行政サービスは中断させられない。また、中断しても可能な限り短時間で復旧させることの重要性が認識されるようになりました。災害時も業務を継続して行われる業務継続計画の策定の取り組みが広がってきたわけでありまして。そういう観点で質問をさせていただきたいというふうに思います。

1点目ですが、災害時も中断することができない業務の継続のための計画——これを業務継続計画と言っているらしいのですけれども——の策定の考えはあるかということでありまして。このことは総務省からも作成ガイドラインも示されていますけれども、当市はま

だ策定されていないようではありますが、今後策定の考えはあるかお聞きをしたいと思います。まず、確認でありますので、ある、ない程度で結構であります、あるならその策定の方針といたしますか、スケジュールあたりはどうなっているのかお聞かせいただきたいというふうに思います。

2点目であります。業務継続計画が今ない中で、災害が起きたときを想定した現状の対応でございます。その中でも最も重要だと思われる何点かを具体的にお聞きをしたいというふうに思います。

1番目でありますけれども、情報システムがダウンした場合の危機管理の現状は、ということです。今、全ての業務の情報がシステム化されておまして、情報システムがストップすれば、市役所機能が停止してしまうほどであります。このことは東日本大震災でも役場、市役所、庁舎がなくなっても、住民の安否確認・把握、被害状況の把握等、いろいろな面で管理されている情報が不可欠だったわけでありまして、災害時に備えた情報のバックアップや、そういう状況下での運用をどう考えているのか、お伺いをしたいというふうに思います。

2点目でありますけれども、水道水源を1か所に頼る当市であります、水源から給水が不能になった場合の水確保の対応であります。一昨年の豪雨災害では水源が濁りまして、浄水能力が低下して断水するという事態になりましたが、いろいろな原因でそういう事態が今後もあり得ることを想定しておかなければならないわけでありまして、また、現行の水道ビジョンによれば、管路の耐震化率は非常に低いようですが、地震によりまして管路破損、そしてまた給水不能という場面も起こり得るわけでありまして、そうしたときの代替の水源の確保と給水方法はどうか、概要でいいですのでお答えいただきたいとしたいと思います。

施政方針によれば、水道ビジョンの見直しの中で、こうした危機管理の面も検討することになっているようではありますが、災害は明日起こるかもわからないわけでありまして、きちんとした計画書がなくても、この部分の対応策は現状でも持っておられると思いますので、現状の対応と、現状での限界と、そして今後の対策の方針について細かいことは結構ですので、お伺いをしたいというふうに思います。

3番目ですけれども、医療の災害時連携。特に透析医療の連携・対応であります。災害に遭っても医療は当然中断することはできないわけでありまして、むしろ医療がどう対応できるかが減災には大きいわけでありまして、市立病院において、現状の災害時に最低限の医療継続のための対応や市内近隣の医療機関との連携体制はあるのかということろ聞いてみたいと思います。また、その中でも、透析医療が維持できなくなった場合は、その対応は簡単ではないわけでありまして、透析医療の全国ネットワークもあるようではありますが、災害時に備えて、事前に、独自に、他県も含めた広域的な自治体、または医療機関との災害時連携の協定を提携するなどの対策も必要ではないかと思っておりますのでその点もお伺いをしたいと思います。

4番目ではありますが、業務継続を意識した防災訓練の実施ということでありまして、水害、地震、火災等を想定しまして、災害から市民を守る、または災害復旧という観点で、毎年防災訓練が行われています。しかし、災害時では限られた人員、限られた資源の中で対応しなければ

ならないわけでありまして、災害時にはまず何を優先して業務の継続をするかが重要になります。そのことを意識した防災訓練の実施が今、業務継続計画がまだ未策定であったにしても必要ではないかと思っておりますのでお伺いをしたいと思います。

中項目の3点目ではありますが、日常の交流も含めた他自治体との災害協定と防災グリーンツーリズムの推進をということでもあります。市は埼玉県坂戸市と災害協定を締結いたしました。このことは、改正災害基本法でも自治体連携の必要性を言っているわけでありまして、大変いいことではありますが、災害時にお互いに救援したり、されたりというような関係は日常の交流があつてこそ救援活動がお互いに円滑にできるものだというふうに思います。

2008年に新潟県は防災グリーンツーリズム宣言を行っていますが、さらにこの協定が防災グリーンツーリズムの推進に結びつけば、災害時だけにとどまらない効果があるわけでもありますので、そういう災害協定を複数の自治体と進めるべきではないかと思っておりますが、この点もお伺いをしたいと思います。

2 雇用をどうつくるか

大項目の2点目ではありますが、雇用をどうつくるかということでもあります。雇用問題と産業振興はどこ自治体でも、いつの時代でも永遠のテーマでありまして、重要課題でありますので、簡単ではないわけでもあります。こういうような言い回し、実は1年ほど前も同じような質問をいたしました。この雇用の確保は市民の声アンケートでも市民が望む第一番に上がっていますし、その声を受けて市長も3期目の重点項目の一つとしているわけでもありますので、質問するほうも大変これは難しい問題でありますけれども、市民に代わってその考えを聞いてみたいというふうに思います。

具体的な1問目であります。市長が重点課題とする、若い人たちが将来に希望が持てる雇用確保とは、どういう状態と言いますか、姿と言いますかを想定しているのか。どういうことをイメージしているのかというのが、わかるようでなかなか難しい表現でありますので、まずそのことをお聞きしたいというふうに思います。

そして第一歩として平成25年度事業・予算の中で、雇用促進または産業振興にどう取り組むのかであります。

旧西五十沢小学校のグラウンドに製造工場の拡張も予定されていますが、それだけではないと思いますので、本当にまず概略、考え方、方向性で結構ですので、その辺をお聞きしたいというふうに思います。

2点目であります。市はメディカルタウン構想を掲げました。その実現のために都市計画、用途地域の見直し等を進めているところでありますけれども、それだけでは基幹病院への医師、その他医療スタッフの雇用は確かにあるでしょうが、企業集積もそれによる雇用の創出もなかなか難しいわけでもあります。この構想をさらに具体化して魅力あるものにしていかなければ、健康医療関連の企業、事業所の集積も雇用にもつながらないと私は思いますけれども、どう具体化して進めるのかお伺いをしたいと思います。

また、その実現のために、提言として私の意見も述べさせていただければ、人口減少・医師

不足の地方における医療の確保と充実、その取り組みを通しての地域の活性化または再生、そういうようなコンセプトで総合特区制度に挑戦してみてもどうかということで、提言をさせていただきたいというふうに思います。

基幹病院の具体的計画と新潟県の健康ビジネス連峰政策、そしてこのエリアに健康・保健・スポーツなどの健康関連の施設や情報の集積を行政主導で行い、魅力あるメディカルタウン構想を立てながら民間の企業、事業所を呼び込む。そのために、先ほどもちょっと農振除外が難しいという話が出ましたが、ネックになっている農振除外と特別な措置を盛り込んだ特区申請をしてはどうかということでもあります。そういうふうに考えていますので、このことについてもご所見をお伺いしたいと思います。

3点目でもありますけれども、障がい者等の就業支援をどう進めるかでもあります。障がい者等とさせてもらいましたので、具体的には2点お聞きいたします。

平成25年4月から障がい者の法定雇用率が引き上げられますが、市内の状況とそれに向けた取り組みや支援はあるか聞いてみたいと思います。関連しまして、総合支援学校卒業後の働きの確保に向けた取り組みはどうなっているのか。また、生活保護費も平成25年度から削られますが、障がい者や母子家庭の影響も懸念されます。そういう障がい者や母子家庭への就業支援はどう考えているのかお伺いをしたいと思います。

以上、大きくは2点お聞きいたします。細かい質問ですので、質問している部分だけコンパクトな答弁で結構でありますのでよろしくお願いをしたいというふうに思います。答弁によりましては再質問をさせていただきます。

○議 長 佐藤 剛君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 佐藤議員の質問にお答え申し上げます。質問される方はコンパクトに質問できますけれども、答弁するほうは極力コンパクトにやりますが、若干の部分はお許しいただきたいと思っております。

1 防災・減災体制の強化と充実

防災・減災体制の強化の中での業務継続計画、この策定の考え方はあるか、ないか。あります。今現在、平成21年度に新型インフルエンザの対応が求められた際に、業務継続方針として1回策定しましたが、これは新型インフルエンザ対応に特化したものであります。自然災害等の関係については今は正式に策定しておりませんが、昨年度、骨格部分となる素案を作成して、本年度、県と協議をしたところであります。今後は優先業務の洗い出し等各業務の分析などについて調整をして、素案を添削しながら業務継続計画の策定を進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

情報システムのダウンの際の部分であります。今、市が保有する情報システムは50程度であります。そのうち市民の情報を扱うものが36システムということになっております。市の庁舎のサーバー機能、各室のサーバー機能というのはご存じであれば余り言いませんけれども、本庁舎のサーバー室で24時間運転を行っております、そのデータのバックアップは世代管理――これは1日が1世代でありまして、南魚沼市は7世代管理になっております。月曜日から日

曜日、これを行いながら、磁気ディスク・テープへの二重のバックアップを行っております。

また、庁舎の火災あるいは崩壊を想定して、大和庁舎に同様のバックアップを伝送する仕組みを構築しております。本庁舎の機器が不能になった場合、他の場所にサーバー機能を構築して、バックアップデータを復元するということによって、使用不能となった前日に戻すことが可能となっておりますので、大体対応がおおむねはできているということでもあります。ただ、システムを動かすためには端末の電源とネットワーク回線の復旧が当然必要になりますので、サーバーだけの対策では不十分と言えるかと思いますが、防災対策は経費を惜しみなくつぎ込んでいけば万全の体制がとれるのですけれども、これはなかなか現実的ではございませんので、経費を抑えた中で最大限の対策ができるように努めているところであります。

サーバー機器を外部のデータセンターで運用するクラウド、これについても今検討を行っているところであります。状況としてはそういうところで、とりあえずは何とか大丈夫だろうと。ただ、先ほど触れました電源とネットワーク回線の復旧、これらについての検討が必要であるというところであります。

水道水を1か所に頼るこの危険性ということでもあります。まさにそのとおりでありまして、これは広域水道開始以来、初めて一昨年の大水害で汚濁によって機能が低下したということで、断水が発生したわけでありまして。たまには大きな水道管破裂的なことがあったかもわかりませんが、これはほとんど断水とかそういうことには、今まで私の経験では、記憶ではなっていない。一昨年初めてだと思っています。

それを踏まえて、平成24年、本年から対策を講じておりますが、現時点では緊急水源の既設4か所のほかに調査の結果、水尾、上田の水源が活用可能となりましたので、平成25年度予算で緊急水源につきましたの設備、既設管との接続工事これらを行って、利用可能な状態に今していかなければならないと思っております。

それから災害対策につきましては、改訂ビジョンの最重要課題の一つでありますので、平成25年度予算におきまして、災害時、畦地浄水場が不能状態として、市内どの位置にどの程度の能力の水源が何箇所必要かこれを調査して、調査結果に基づいて順次緊急水源を整備するという計画にしているところであります。

地震等の管路破断も想定しまして、優先すべき病院、あるいは福祉施設、これらの給水に必要な加圧給水車の導入も今検討しているところでありますのでよろしくお願いいたします。

なお、大規模で例えば東日本大震災の被災地の中心部とか、あるいは阪神淡路大震災のようなときに、緊急水源が使えるなどという状況にはなりません。ですので、そのときには単独ではとても対応できないということの中で、全国あるいは県水道協会との協定による応援体制によって急場をしのぐ、あるいは自衛隊の給水車の出動を要請して急場をしのぐということになるかと思っております。

医療連携と透析であります。今、大和病院では緊急時に備えて、非常用発電機を2機設置しております。食糧、あるいは飲料水の備蓄もしているところであります。医療機器等が壊滅的なダメージを受けない限り、最低限の医療は提供できるように準備はしております。また、

不幸にして被害が甚大で大和病院単独での対応ができないと、こういうときに備えまして、インターネットを利用した県の広域災害・救急医療情報システム、あるいは災害医療コーディネートチームに参加して、医師会を初めとするさまざまな組織と連携を図っているところであります。

透析につきましては、現在、近隣の医療機関や関連組織と連携をとっておりませんが、物資の備蓄等を含めた連携体制の構築を進めていく必要があるというふうに考えております。特に良質の水を大量に使用するということから、独自の備蓄ではちょっと限界がございますので、地域全体でバックアップする体制づくりが急がれる。これは当然、今建設を進めております基幹病院これらも含めた中で、最低でも魚沼地域全体、これはもう当然きちんとした対応をとっていかなければならないわけですし、それ以上にまた大規模ということになりますと、県全体あるいは国ということの中にも、こういう連携システムをきちんと構築していかなければならないと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

阪神淡路大震災を教訓にいたしまして、厚生労働省の指示により日本透析医会を中心にしまして、大規模災害時のインターネットによる情報ネットワークを構築、そして日本透析医会と各都道府県の災害拠点病院の医師と対応について協議を行っております、物資の提供、あるいは施設の貸与、ボランティアの派遣等を受けることができるようなシステムづくりは、これは現在できているというところでございます。

業務継続を意識した防災訓練の実施を。これはおっしゃられればもっともということですが、今の防災訓練につきましては、初期対応、緊急時対応を主にしてやっておりますので、業務継続を意識した防災訓練となりますと、その後の対応ということになるかと思えます。時間的に考えても1日あるいは午前中のこの訓練の中では、非常に難しいということだと思っておりますし、業務継続のための訓練ということになりますと、内容的にはほとんどが図上訓練ということにならざるを得ません。市町村防災研究事業を行っております消防科学総合センターこれらの教育機関、あるいは県の協力も必要となりますけれども、訓練の必要性は認識はしておりますので、県や関係機関と協議をしながらちょっと検討できる部分は検討していきたいと思っております。

グリーンツーリズム、防災グリーンツーリズムであります。これは県がこういうシステムを構築したわけでありまして、この1月に県主催で南魚沼市を会場に第5回防災グリーンツーリズム交流会が行われました。このときには埼玉県の蓮田市、新座市から参加をいただきました。

ただ、私たちはご承知のように首都圏となりますと、先ほどお話しいたきました、埼玉県坂戸市、あるいは埼玉県の深谷市、千葉県いすみ市、これらと防災協定、災害時応援協定を締結しておりますので、やはりこちらを優先させなければならないということが今の状況だと思っております。県内の中ではこの災害時応援協定は、燕市、十日町市、魚沼市、長岡市、湯沢町の5市町ですとかで協定をしておりますし、首都圏以外では山形県の米沢市とこの協定を結ばせていただいているところでもあります。

防災グリーンツーリズムというのは非常に考え方としては、いい考え方でありまして、日常から慣れ親しんでいるところに避難ができるといいますか、そういうことのメリットということとは非常に大きいことだと思っておりますので、それらの防災グリーンツーリズム交流会には毎年参加をしながら、交流を深めていければと思っておりますのでよろしく願いいたします。

2 雇用をどうつくるか

雇用の関係で、若い人たちが将来に希望が持てる雇用確保、まさにメディカルタウンがこれの目指すところでありまして。今現在の市の就業構造につきましてはご承知のとおりでありますし、そしていつも申し上げておりますように雇用の関係については、有効求人倍率は年間を通して1を下回ることは余りないのです。特に南魚沼市は。

ですから、雇用がないということはないわけでありましてけれども、ある意味ミスマッチであります。若い皆さん方が望むような職種がない。あるいは最高学府を出て、その能力、技術を生かすような部分が少ないと、ここが一番の隘路だと思っております。メディカルタウンの中ではそれらを意識しながら医療関連産業、あるいは健康関連産業、こういうものを集積をさせたいということで県とともにメディカルタウン構想を立ち上げたわけでありまして。

メディカルタウン構想の部分については、後ほど申し上げますのでよろしく願いいたします。こちらを先に言ったほうがいいですかね、メディカルタウンのほうを先に申し上げますが、これはアメリカのミネソタ州のメイヨー・クリニックをモデルにして、そういう形をつくり上げていきたいとことで、先ほど触れましたようにその医療観光、あるいは健康関連、ですのでクアハウスとかそういうことを整備して、小さいところでありましてけれども年間数十万人の方が滞在し訪れていると。そこには医療も含めて、それぞれの産業が集積しているという、そういう形を目指すのがメディカルタウン構想であります。

そしてこれが、今議員がおっしゃっていただいた総合特区制度などの活用によってやってはどうかということで、我々もありとあらゆる手を考えているわけですが、総合特区での規制緩和につきましても緩和された例は見当たりません。農振除外は。ですので、ここに頼ることはちょっと難しい。

それから、静岡県長泉町、これもいろいろやっていますけれども例外ではなくて、農振除外にかかる規制緩和は認められていないのですね。全国で他の事例でも緩和例がない。しからば、どうするかということでありまして、これは市がやはり主導してある程度この事業を進めていかないと、非常に可能性が少ないということになってきましたので、小規模の土地区画整理事業、あるいは各種事業を検討して、市が主導して地域だけを指定して、さあどうぞ、デベロッパーの方おいでくださいでは、その前提となる農振除外ができませんので、その辺を市が前面に出てやっていく方向を今検討し、県と協議を進めているところであります。

なお、4ヘクタールを超えますと北陸農政局の許可、2ヘクタール以上が県のということになりますので、今は2ヘクタール、あるいはそれ以下をまず第一段階としては目指して進めていこうと。まずはどうしても農振除外だけができなければ、これが突破できなければ、まさに絵に描いた餅に終わってしまいますので、そうならないように、今、全庁を挙げて取り組ん

でいるところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

障がい者の就業支援であります。法律で雇用義務、障がい者の法定雇用率ということが定められまして、民間では2%以上ということに4月1日からなるわけであります。現行は民間企業が1.8がこれ2になりますし、我々地方公共団体、国も含めて2.1が2.3になる。都道府県等の教育委員会は2が2.2になるということでありまして。それから従業員の、民間の場合では、従業員56人以上が50人以上というふうに厳しくなるというか、緩和されるというか、厳しくなるところであります。いっぱい対象になるということでありまして。

それから200人超の事業主は法定雇用障がい者数に不足する人数に応じて、障がい者雇用納付金が徴収されると、非常に厳しくなります。金額は1人当たり5万円。労働者200から300未満の事業主は平成27年6月までに月額4万円というふうになるわけでございます。

今現在、我が市は何とかこの2.3を上回る。上回ると言っても数字として出るほど上回りませんけれども、2.3以上の雇用率になっておりますので、この対象といいますかこれでいろいろ言われる部分はないわけでありましてけれども、それにしてもなかなか障がい者の皆さん方の雇用というのは、簡単には進まないというのが現実であります。

そこで、総合支援学校の中での取り組み、一般的な支援学校での取り組みは割合といっぱいあるわけですがけれども、私どものところでの特色といたしまして、地域資源を生かした現場での実際的な作業学習の実施——現場というのは企業、商店、施設であります。

それからサンテックスクールと連携した資格の取得、ホームヘルパーの2級とか、コンピュータサービス技能評価試験、これらに向けた学習とマナー講座による技術向上、社会性の育成、これらが私たちの市の総合支援学校の特色であります。こういうことを駆使しながら、一人でも多くの障がいを持たれる皆さん方からやはり社会に参加をして、職を得ていただきたいという思いであります。

それから、ハローワーク南魚沼では、障がい者に対しますジョブガイダンス、あるいは就職面接会を実施しておりまして、今年度は35人中4人が就職をしていただきました。4月以降は50人以上、56人、先ほど触れました企業を順次訪問していくという予定になっております。

それから、障がい者就業・生活支援センターあおぞらでも、魚沼圏域の就労コーディネーターとして、障がい者の雇用を促進するため、年間300社程度の企業訪問を実施しているところであります。そういうことを網羅しながら、とにかく雇用の促進・支援を一生懸命やってまいりたいと思っております。

障がい福祉事業では、市内では魚野の家とセルフこぼし工房で就労移行支援、あるいは就労継続支援B型を実施しております。

それから、地域全体として特別支援学校、総合支援学校の卒業生も含めて、就労系サービスの利用を希望する人数に対して、当面、就労系事業所全体での定員不足は今のところはございませんけれども、個別の事業所単位で見ると、希望者に対してセルフこぼし工房と魚野の家ではB型の定員が不足しているというところであります。4月にはご承知のように、桐鈴会の工房とんとん、これは定員14名で開設いたしますし、セルフこぼし工房も定員5名を

増員する予定でありますので、当面不足はないだろうと思っておりますのでよろしくお願ひ申し上げます。

取り急ぎ相当コンパクトに答弁したつもりであります。漏れがありましたらご容赦願ひます。以上であります。

○議 長 10 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 ありがとうございます。では、ちょっと項目が多いですので絞って再質問をさせていただきたいと思ひます。

1 防災・減災体制の強化と充実

まず防災のほうですけれども、業務継続の計画につきましては策定予定あり、そしてまた既に着手をしているということですが、ちょっと認識が違ったところがあったかもしれません。ただ、災害時に予想されるということは、庁舎がなくなったり、機器が動かなくなったり、外部と連絡が取れないで対応の準備ができなかったりと、いろいろ、さまざまなことが予想されるわけであり。したがって、認識されているとおり、きちんと計画的に最低限の人数で、最低限必要な業務継続の目標を立てて達成することが大事だと思ひますので、進めているように計画の策定を急いでもらいたいのです。こんなことを今急に言われてもあれでしょうけれども、大体進めているということですが、いつごろをめぐりにそういうものをまとめられるのかをちょっと聞いてみたいと思ひます。

○議 長 市長。

○市 長 1 防災・減災体制の強化と充実

今、担当のほうでは平成 25 年度中に素案をきちんとまとめたいと、素案ですね。ですから、そのスピードで言いますと、平成 26 年度に成案ができるか否か。まあできてそれをきちんとやっていたかというところ。遅れば平成 27 年くらいにずれ込むかもわからないという状況だというふうに認識をしております。なるべくスピードアップはいたします。

○議 長 10 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1 防災・減災体制の強化と充実

予想外に早い策定計画なのでちょっと驚いたのですけれども。業務継続計画は性質上、外部委託ということは私には考えられないわけで、職員の中で進めていくと思うのですけれども、平成 25 年度中に素案をつくるというのは、私が今回質問して業務継続計画の端っこをちょっとかじっただけでもこれは大変な計画なのですが、今年度中に素案をつくるというのはまた大変だと思ひます。昨日でしたか、12 番議員から危機管理課をとという話がありましたけれども、私はそこまではいらぬと思ひますが、策定ができるまで、特に担当といひますか係、専門でつける係をつけて、そして全庁的な対応といひますか計画の対策を練らなければ、なかなかスケジュールどおりには進まないと思ひます。その辺の考え方がありましたら願ひします。

○議 長 市長。

○市 長 1 防災・減災体制の強化と充実

昨日も触れましたように、専門的にそこに職員を配置しただけでは、結局今議員おっしゃっ

たように、全庁的な部分が必要になってきますので、なかなか専門のところ任せしておくというわけにはいかないという、当然であります。ですので、防災主幹を中心にして、それらを取りまとめていくということでありまして、防災主幹というのは総務課の中にきちんと配置してございますので、大変な作業にはなりますけれども極力督励をしながら、なるべく早く素案をつくって、そして成案にまとめていく作業を進めていきたいと思っております。

○議 長 10 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1 防災・減災体制の強化と充実

今ほど示していただいたスケジュールで、班で対応するというのは大変だと思いますけれども、重要なことですので、ぜひ、スケジュールに沿った形で進めていただきたいと思っております。

情報システムについてちょっと聞いてみたいと思っておりますが、今、話を聞きまして、情報システムについては多くのシステムがあり、そしてまた大和庁舎のほうにバックアップを取っているということでありました。

国から示されていますガイドラインにありますように、業務が中断したり、中断した業務の早期復旧を実現するためには、同時被災するあたりは避けたほうがいだろう、ちょっと遠隔地のほうに置いてバックアップを取ったほうがいだろうというのが、ガイドラインの中身だと思うのです。私も実は災害時の人員の数とか、そういういろいろの対応の中で、職員が情報システムの対応をするのは大変だと思うのです。やはり、総務省のガイドラインに沿って、ちょっと遠隔地に置いて、それも災害時の対応も業者にお任せするようなシステムに変えていったほうが私はいいのではないかと思うのですけれども、その辺、先々の考え方がありましたらお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 1 防災・減災体制の強化と充実

これも先ほど申し上げておりますように、クラウド化についても検討をしておりますので、その経費の問題とかそういうことも含めながら、きちんとした検討を進めてまいりたい。ただ、これをクラウド化するとか、しないとかという結論はまだ出しておりませんが、それらについて検討を進めているということをお知らせいたします。

○議 長 10 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1 防災・減災体制の強化と充実

情報システムに関しまして、もう1点だけちょっとお聞きしたいと思うのですけれども、先ほど市長が言いましたように、防災対策は考え出したらきりがいいことでもありますし、金さえかければ何でもできますけれども、そういうわけにはなかなかいかないわけでもあります。したがって、全ての災害に対応できるということまでいなくても、平常時のシステムがある程度の災害にも耐え得る状況は、やはりここは災害時対策本部ができるわけですので、特にここはそういう対応ぐらいはしておかなければならないというふうに思うのです。例えば、中越地震の際、山古志村では非常用発電は2時間しかもたなかったということですよ。災害にもよりますけれども、それだと困るわけで、災害対策本部となるこの本庁舎に、災害時のそういう電

源も含めて対策というのは整っているのかというのをちょっと聞いてみたい。

○議 長 市長。

○市 長 1 防災・減災体制の強化と充実

私たちの地域で考えられる最大といいますか、大規模な災害になる可能性があるというのは、まずは地震、これがいつ来るかということでもあります。水害は一昨年経験いたしまして、大変な水害でありましたけれども、庁舎機能が喪失するほどのことにはなっておりませんし、ちょっと考えづらいことでもあります。雪害については、そういうことはそう考えなくていい。あとは風ですかね。そういうことがどうくるのか。市役所庁舎が吹き飛ばされてなくなるなどという風はないとは言えませんが、まず考えなくていいのではないかなと。

そうなりますと、やはり地震対応でありまして、非常用電源は変な話ですけども、燃料さえつぎ込めばいつまでも回っているということではありますが、これは満タンで4時間、常に満タンにしておいて4時間は回ります。ですので、燃料さえある程度確保ができれば、この倍、あるいは何倍というふうに回っていきます。全くそういう補給手段も絶たれてということになりますと、この庁舎は4時間ということが言われておりますので、それらをどう対応できるか。灯油等の備蓄もしなければならないのか、そういうことも含めて検討をしていかなければならないことだと思っております。

○議 長 10番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1 防災・減災体制の強化と充実

時間もなくなってきましたので、ちょっと水道の関係に移らせてもらいたいと思います。現在、多分非常用の井戸が2基か3基あるわけですし、そして平成24年度以降で新設4か所を予定しているというような答弁がありました。そしてまた上田水源も平成25年度から使えるかどうかの調査も含めるというようなことです。そうしますと、非常用水源が7基か8基、9基か、そのくらいになると思いますけれども、今、予定されている水源といいますか非常用の井戸、または水源で、市内全域を賄えるのかということが一つ。そしてまた、これらの対策というのは、期間的——時間ですよ、期間どのくらいでそれを整えるような計画になっているのかというところだけ、これはまた水道ビジョンの中で詳細が決まるのでしょうけれども、今の見通しで結構ですが、ちょっと教えていただきたい。

○議 長 市長。

○市 長 1 防災・減災体制の強化と充実

先ほど、ちょっと私の言い回しが悪かったのかですが、今は緊急水源というのは井戸が既設で4か所あるわけです。それから、調査をした結果、水尾と上田の前の水道の水源の活用が可能となったということで、平成25年度予算でこれの接続工事を行う。ですので、当面6か所が出ると。それから、平成25年度予算において、一方では畔地の浄水場が不能状態としてそれを前提として、市内のどの位置にどの程度の能力の水源が何箇所必要かを調査して、調査結果に基づいて順次整備をしていく。ただ、これが調査結果によりまして、例えば非常用水源が10か所も必要だということになりますと、1年や2年ではなかなか簡単ではない。2か所、3か所

程度ということになりますと、まあまあ1年か2年かければ整備ができるということです。この調査結果に基づいて——平成25年度に調査いたしますので、その結果に基づいて、施工年次をなるべく早くやっていくということの中で確定していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長 10番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1 防災・減災体制の強化と充実

水道関連でもう1点だけということで、非常用水源を順次増やしていくということでありませぬけれども、調査によってはちょっと時間も費用もかかるかもしれないということです。そこで私はちょっと提言であります。そんなこんなしているうちに災害も来るかもしれませんし、今おっしゃったように、その対応だって今日、明日に体制が組めるものでもないわけでありませぬ。災害時、現在民間の事業所とか個人とか、そういう方の井戸がありますよね、そういうものを活用する協定を事前に結んでおけば、今すぐにも対応できる体制が組めるのではないかと、いうふうに、私は質問の項目を考えながら今あれしたのですけれども。

それには年に1回か2回の水質検査をしなければなりませんけれども、一応そういうところで各地のいろいろなところに水源を確保しておく。もし、水源が不適合であっても、今回調査なり——質問には上げませんでしたけれども、被災地ではトイレが非常に深刻な問題になっていますよね。下水道の水関係にも、そういう井戸が協定として結んであれば利用できるわけですので、そういう民間の事業所とか個人の井戸の活用、協定を結んでの井戸の活用というのは考えられないのか、ちょっとお聞きをしてみたいと思います。

○議長 市長。

○市長 1 防災・減災体制の強化と充実

考えられないことではないと思いますけれども、そういうときに、いわゆる水道が非常用水源も含めて使えないというときに民間の井戸が使える状況かと言われると、これはちょっと厳しいと思うのです。今も非常用水源、井戸が4つあるわけです。これも使えない、そういう状況に陥ったときに、では民間の井戸が使えるかと言われると、まず不可能だろうと、そういう問題が私は一つあると思います。

それから、例えばそういう協定を結んでやったにしても、今度はその井戸と水道管を接続しておかなければならないわけですね、送水管に。これも民間の井戸で、いわゆる非常用水源としてどんどんと水を送れる、その能力を持っている井戸というのは、そういうっぱいはないような気がします。それはちょっと私はわかりませぬ。そういうことはまた、水道事業管理者のほうに調査はしていただきますけれども、やや非現実的だと思います。

そういう場合は、さっき触れましたように、給水車、あるいは全国の水道協会、こういう皆さん方のご支援を仰ぐというのがより現実的かなというふうな感じがしております。局所的であれば何とでもできるのですけれども、市内全体がそういう状態に陥ったときに、果たしてその井戸が使えるかということになりますと、それがわからないものですから。確か今、市で持っている井戸より相当浅い井戸がほとんどですね。ですので、まずちょっと無理だろうと思わ

れますけれどもこれはわかりませんので、担当部、企業管理者のほうで調査はしてみますのでよろしく願いいたします。ということで、企業管理者お願いします。答弁はいいですので、調査をお願いします。

○議 長 10 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1 防災・減災体制の強化と充実

ちょっと質問している部分の勘違いもあるかもしれませんが、そういう問題もあるということで私もでは認識いたしました。ただ、ほかの自治体ではそういう例はあるのですよね。そして、やり方だって管に通さなくても、数があれば一つのところから、蛇口がいっぱいあるようなそういうところを設置すれば、そこに行って水はもらえるわけですから、いろいろな方法が私はあると思うのです。まさに緊急事態ですから、管に通さなくたってそういうのが——給水車といっても、給水車など多分1台か2台しかないと思いますよ。それよりも、そういうものがあつたほうが、私はいいと思います。研究していただけるということですので、研究をしていただきたいというふうに思います。

ちょっと次に行かせてもらいますが、医療の関係です。透析医療の関係についてだけちょっとお伺いしますけれども、六日町病院に透析患者さんが100名くらい、大和病院が40名くらいいるそうです。週3回くらい治療されるのでしょうかね。三、四時間かけて透析を行わなければならないわけですが、今話がありましたように、透析については全国ネットワークがあるようであります。その活用もいいわけですが、だけれども、広域的な災害になりますとそれもなかなか難しい。どこに行ったらいい、どういうふうにしていったらいいというのがある。そういう面からすると、私は事前に、独自に、例えばあるのですよね。そういう候補が、ずっとお付き合いしている長野県あたりに、そういう病院もあるのですから、そういうところと透析の連携の協定を結んでおいても、全国ネットと合わせてしておいたほうがいいのではないかと思いますので、その辺だけもう1回お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 1 防災・減災体制の強化と充実

私がおの病院関係の中で、議員おっしゃったように、どこの病院とそういう友好関係的であるかというのをちょっと存じ上げておりませんので、病院事務部長に答弁をさせたいと思うが、いなかったか——医事課長にでは答弁させます。

○議 長 医事課長。

○医事課長 1 防災・減災体制の強化と充実

一応、そういう協定自体を考えているという形はないのですけれども、要は地域医療研究会というか、かつて昭和54年ですか、それを立ち上げた黒岩先生あたりが中心になっているのですが、その方々との連携という形でやる方向はあるかなということですが、

それとあと、本当に近隣という形の中では、要はこの中越というか魚沼ブロックで、例えば市が云々という場合については、小千谷総合さん。小千谷総合の十日町診療所、六日町病院、小出病院、それと大和病院という形で、透析の方々が一応ネットワークを組んだ中でその話は

普段しているという話は聞いています。そういう形の中で対応をしていかざるを得ないのかなと。最終的には全国ネットやはりこの中で近隣の県というか、指示が出たところが対応する形になるかと思しますので、それに頼らざるを得ないのかなというふうに思っております。

○議 長 10番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1 防災・減災体制の強化と充実

ますます時間がなくなりますので、防災訓練の関係ですけれども、ちょっと趣旨はわかるがなかなか難しいというようなことで、今初期緊急対応ということなので、やっていることが違うというようなこともあるのですけれども、これも総務省のほうで示したガイドラインでは最初から業務継続計画をつくるようですが、最初から完璧にはできない。こういう訓練を繰り返しながら、問題点を探りながら、私は計画をつくっていただきたいのです。

ですので、できるところからでいいと思うのです。市の防災訓練があるわけですので、そういうところにも、できるところからそういう部分の業務継続という観点での防災訓練を検討してみてもらふことを、ちょっと要望もしておきたいと思えます。答弁はよろしいです。

2 雇用をどうつくるか

雇用の問題に入りたいと思えます。若者が将来に希望を持てる雇用を確保ということで、要はメディカルタウン構想の実現だ、ということでもありますので、それについては後でまた触れます。私はやはり南魚沼市の雇用となれば、産業振興が前提となれば、産業振興、そしてそれから生まれる雇用確保ということだと思ふのです。そうすると市の場合では、私は産業振興ビジョンが一番その大元になるというふうに感じているのです。産業振興ビジョンがそういう位置づけでいいのか、まずちょっとお聞きをしたいと思えます。

○議 長 市長。

○市 長 2 雇用をどうつくるか

何て言いますか、議員が意図した質問と私の受けとめ方が違ったということ以外の何ものでもないと思うのですけれども、私はこれから市の産業として、どういうことが若い皆さん方の就業場所として希望を持ってここで働けるという方向を見いだせるかということ、これはまさしくメディカルタウン構想の実現だというふうに申し上げたわけでありまして。現存いたします市の産業、これを何て言いますか、振興させようという産業振興ビジョンを否定しようとかそういうことではない。それは当然そこでやっていただきますが、今、現実として、大学を卒業して専門分野を生かせる職業というのは市内に余りないのです。これはご存じだと思います。研究室だとか、研究だとか、そういうことをきちんと進めていかないと、やはり若い皆さん方がここで就職しようという気運は、相当そがれるということをおし上げたかったわけでありまして、ここに特化して、これだなどということをおし上げたつもりではありませんので、そういうふうにご理解いただきたいと思えます。

○議 長 10番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 2 雇用をどうつくるか

私もそこを特化したというわけではないのですけれども、私は一番に産業振興ビジョンがや

はり産業振興・雇用には重要視していますし期待もしていますので、ちょっとそういう質問になったわけです。その産業振興ビジョンですけれども、平成24年度見直し、25年度改訂ということの予定になっておりましたが、平成25年度予算で23万円くらいですか予算がつきました。私はそのくらいの予算で、市のこれからの産業振興をどう見極めるのかと、雇用をどうつくっていくのかというのは、非常にちょっとわからないところがあるのです。そこでちょっと聞きたいのですけれども、産業振興ビジョンの見直しの方針ですよね、そこをちょっと聞いてみたいと思うのですけれども。

○議長 市長。

○市長 2 雇用をどうつくるか

今、担当で考えている部分について、産業振興部長のほうに答弁させますのでよろしく願いいたします。

○議長 産業振興部長。

○産業振興部長 2 雇用をどうつくるか

ただいま平成24年度としまして、産業振興部のほうで委員を出しまして、そこで今検討しているということでございます。ですので、これからの企業それから雇用、それから新産業とか農業とか、そういう部分。幅広く考えまして6次産業化ということを言われておりますので、そこらについても検討していきたいということです。それから予算については、前回もやはり大学の教授を呼んでこの程度の予算でやりましたので、庁内でしっかり検討をして、委員とまた協議をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長 10番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 2 雇用をどうつくるか

前回も多分、私も記憶にありますけれども、そのくらいの予算で産業振興ビジョンができたというふうに思います。その辺の予算で大学教授の意見も聞きながらできるというのであれば、私はそれで安く上がればそれでいいと思うのです。産業振興のビジョンですから、どういう資源があって、どういうふうに生かして、どういうふうにやっつけようというところの分析も、やはりきちんとそこをしないのだめだと思っております。予算内でできるということですので、私は期待しています。ぜひ、その辺は積極的にやっていただきたいというふうに思います。

メディカルタウン構想について、最後にちょっと質問をさせていただきますが、私は総合特区で挑戦してみてもどうかということを出してみました。長泉町も農振除外はならなかったということですが、今、地方は先ほど言いましたように、人口減、医師不足そしてまたいろいろな面で活性化がなくなっている。そういう中で医療を核にして、そしてまたその活性化していこう、そしてまたまちづくりをしていこうというのは、地方ではどこも待ち望んでいることだと思っております。

それについて、一番のネックになるのはずっと出ている、先ほども出ましたけれども、やはり農振除外なのです。それにも絡むことができれば、全国どこの地域もそういうきちんとし

た計画があれば、特区事業としてはいいのかなというような気もありまして、ちょっと考えてみたのです。けれども、なかなか可能性がないということです。今度は市が主導でその構想の具体化に取り組む、そして農振除外に向けるということですが、では、そういうふうなことにしないのであれば、メディカルタウンを具体的にはどういうふうなことで考えているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

もうちょっと魅力的なことにならないと、仮にそれが農振除外になっても、なかなか企業の皆さんは来ない。だから、あのエリアをもうちょっと魅力的な構想を描いていただきたいというか、そこら辺の考えがありましたらお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 2 雇用をどうつくるか

先ほど触れましたように、市が前面に出て、その農振除外も含めてやっていけるという範囲は非常に少ない面積であります。4ヘクタール、5ヘクタールには至りません。ただ、それも全体的な計画がある中で、まずはこの部分ということを出さなければ、計画的には何でもいけれどもとりあえず1町歩ここを外してくれと、これではだめなわけです。今議員がおっしゃったように、メディカルタウン構想のおおむねの何か住ゾーンとか、あれはもう少し具体化をして、ここにはまあまあ、ある意味、医療関連産業を集積させようとか、ここにはやはり商業施設を集積させようとか、そういう具体的な部分を示した中で、まずはこの部分。

例えばいろいろ言っても基幹病院が開院しますと、患者さんも含め、あるいは医師、看護師、そして患者さんのご家族、あるいは見舞いの方たちで相当の人が来ることになりますので、まずはやはり商業施設的な部分が必要だろうと。県は県で看護師さんの寮とか、あるいは研修医の宿泊施設、これらは整備をしていくわけでありますから、それらと合わせて市もまずは商業施設的な部分を第一義的に誘致をしていこうと。そのためにはこれだけの面積が必要で、市が区画整理等をやることも辞さない、というくらいの気持ちでやっていかないとだめですので、それが認められればまさに全国で初くらいだと思いますが、その突破口を開こうと。

例えば特区ということをやっても、何せそれぞれの省庁のたらい回しみたいになって、ようやく最後は認められるということです。時間がかかりますし、今までこの農振がその特区で外れたという例もないということを伺いました。とてもその方向はだめだろうということで、そういう方向であります。ですので、具体的な開発計画を示しながら、現実的なことについては当面はここですと、そういうことの段階を経て、農振除外にもということは今想定しているわけであります。

○議 長 10番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 2 雇用をどうつくるか

ありがとうございました。一番そのメディカルタウン構想のところについて、どう考えてもなかなか私がうまく構想が成り立っていないところがありました。あげく、その特区はどうかということにちょっと到達したのですけれども、それもだめとなれば、行政が主体になると、そう踏み切っていただければ、これほど心強いことはないわけであります。

地元のほうも、今言いましたような商業活動も含めまして、せっかく基幹病院を中心にメディカル構想というのを打ち出したわけですから、できるだけそれによって地域が活性化するように商業も、そしてまたいろいろなところで頑張っておりますので、ぜひ、その市の主導での構想実現に向けての取り組みを進めていただきたいというふうに思います。

そして最後に、障がい者、母子家庭の——そうだから社会的弱者とは言えないでしょうけれども、高齢者も含んでなかなか厳しい世の中に、社会になってきているようでもあります。先ほどいろいろな面での市の支援等を聞かせてもらいました。大変ありがたいことでもあります。そういうふうな項目として上がっても、具体的にはどうかとなると、また別のところもあるかもしれないけれども、そういう状況も把握していただきまして、若者だけではない、障がい者、高齢者、全ての人が働きやすい環境づくりに努めていただきたいことをお願いしまして質問を終わりたいと思います。

[資料配付を行う]

○議 長 牛木芳雄君から会議規則第 157 条により、議場での資料配付願がありましたので、これを許可し、議員各位及び執行部に当該資料の配付をいたしました。

質問順位 21 番、議席番号 21 番・牛木芳雄君。

○牛木芳雄君 議長の許可をいただいて資料を配付させていただきました。後ほどご覧をいただきたいと思います。一般質問を行います。

1 「田んぼダム」の取り組みについて

田んぼダムの取り組みについてであります。農業の持つ多面的機能、このことはよく使われていますし、農業者もそのつもりで自信と誇りを持って日々生産活動に従事しているところでもあります。そして、多くの市民、国民がこのことを理解し、食料の自給率の向上とともに、農業の保護政策に対する税の投入に理解を示しているものと私は信じているところでもあります。その農業の持つ多面的機能の大きな一つに、水田の持つダム機能これがあります。そして、この機能に大きな期待が寄せられているのも事実であります。

現在、市内の水田がその役割を果たしているのも、これも紛れのない事実であります。その機能が、六日町地区、とりわけ市街地においてその機能が十分に発揮できているかということ、場所によってはその効果が少ないところもあるのではないかというふうに私は見えています。特に昭和 30 年代の前半に人力で区画整理をした地域については、長時間雨水を蓄えておくという、こういう機能が著しく低下をしているわけであります。一昨年 7 月に南魚沼市では大きな水害に見舞われました。この中で市街地の 35 ヘクタールが浸水して大きな被害を出しました。最近、たびたび十二沢川の溢水に悩まされているわけであります。このことによりまして、新潟県では平成 15 年度から河川改修を進めているわけでありました。

そしてこの豪雨を受けて、県では改修事業を緊急かつ集中的に投資をして、平成 24 年度から平成 28 年度に、5 年間で行うというふうにしております。そして、短期間にその投資的効果を高めようと、こういうことでもあります。市役所前の平手川橋から上流 520 メートルの間であります。市道野際病院線の手前のところまでだというふうに思っています。

この開始は市街地の一番重要な部分であります。重要な部分であります、それとて、その先の部分についてはまだ具体的に示されているわけではありません。現在、この整備が完成しても、栄町の町内の皆さんにはまだ多くの水害の危険からの解消にはつながらないわけであり、近年、豪雨が多くなりました。そして雨の降り方といいますか、降り方がメリハリを持ってきたというふうに思っています。降るときは一度に降る、降らないときは降らない、こういうことだと思います。そして、集水域の宅地化、あるいは舗装化の面積が多くなってきたのも、氾濫の原因だということが言われています。

そこでであります、最初に申し上げましたように、この地域を水害から守るためにも、水田の持つダム機能を最大限に活用する方法の一つとして、集水域の水田の区画整理と田んぼダムの活用であります。私は昨年の議会の中で、田んぼダムのことについて、その認識を市長に投げかけてみました。しかし、市長は従来の水田の機能で十分果たせる、こういう見解でありましたし、私とは全く視点、観点の違う見方をしていました。私は今回、新たな提案をしているわけでありまして、この機能、この事業を行政で取り入れてみたらどうか、こういうことであります。

今、日本の水田農業は競争力を強化しようとしています。このためには、やはり水田の大区画化が欠かせません。そして、このことによってコストの低減につながるわけであり、加えて、良質米を生産することによって、競争力の強化につながるものであります。しかし、米価は年々下落傾向にあります。この中で、大きな負担に耐えられない農家もたくさんあると思います。そこで、未整理の水田を大区画化にして畦畔を大きくして、そして崩れないように頑固にして、そしてこれが水田のダム機能、上質なダム機能を発揮すれば、大きく役割を果たすのではないかと、いうふうに思います。

政権が昨年代わったわけであり、現政権では公共事業、あるいは農業土木事業を増やして、景気浮揚を図ろうとしています。まさに渡りに船の時代がやってきたということだと思います。加えて十二沢川の流域地域では、今まで公共事業や民間投資この大変多い地域でありました。中学校の移転、あるいは高速道路、17号バイパス、そして大型店の進出、あるいは民間の宅地開発等々であります。余りよい表現ではありませんけれども、農家が資産的に土地を農地を保有しておいて、次は私のうちの番だ、こういう期待も持っていた方もあるかもしれません。しかし、今まで公共事業が多かったことによって、非常にこの地域の地価が高かった。このことによって、やはり土地を資産的に持っていた方もあつたりして、土地改良の話は出ずじまいでありました。

しかし、今後はこの地域において、今までのような公共事業は望めません。そして、大型の事業も入ってくることも望めません。そして、あそこに高速道路が万里の長城のごとく横たわっていますから、あれを堺に西側地域については、やはり今がチャンスと見ているわけであり、洪水対策機能を強化することによって、この事業に対する納税者の納得のいけるお金の使い方になるのではないかと、いうことを考えてのご提案であります、いかがお考えでしょうか。

2 市長選における選挙公約が政策として平成25年度予算に反映されているか

次に、市長選の公約が政策として平成25年度予算に反映をされているかということでありま
す。私は先の議会に市長選の公約について、その詳細について質しました。特に農業政策につ
いて、今までの生産調整の手法から一步踏み出した考え方を期待しておったわけでありま
す。しかし、そのときの市長の答弁は、私の期待とはかけ離れていました。「適地適作、日本一の南
魚沼産コシヒカリその作付け増に取り組みます」この公約でありました。私は答弁を聞く限り、
今までの取り組みと何ら変わりがなかったのではないかというふうに思っています。

そして、平成25年度施政方針各論の中で述べていますが、農林水産業費の中で、市長選挙の
前から取り組んでいる「人・農地プラン」この取り組みのほかには、100年以前の政策と余り変
わっていないというふうに私は思えてなりません。まさにその部分が予算としてどのように
具体化されているのか。

そして市長、今までには多くの議員の皆さんが生産調整に対するお金の使い方について質し
てきました。そして、これはこういう答弁でありました。「生産調整はもう限界にきている。も
うつくらないために、お金を、そして予算を使うことではなくて、米をつくって売るために、
有効的に予算を使っていかなければならない」まあ、私は要約するに、こういうような答弁で
あったというふうに思っています。何度も何度もこういう答弁を繰り返したと思っています。

でありますから、今度は市長、もう腹をくくって肝を据えて、新しい手法で生産調整に取り
組むのか。それとも、限界、限界と言っていますから、この辺でちゃぶ台をひっくり返して、
そしてもう生産調整には参加いたしません、こういう市独自の農政に持っていこうとしている
のか。私は期待を込めて言ったところでありましたけれども、それが見えてきません。

もう一度お伺いいたしますけれども、議会答弁の、といいましょうか、重さといいいましょ
うか、議会答弁で言うことがどのように政策として実行されているか。実行度と言いますか、こ
のことをどのようにお考えになられているか、お伺いをするところであります。答弁によっ
ては自席によって再質問をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議 長 牛木芳雄君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 牛木議員にお答え申し上げます。

1 「田んぼダム」の取り組みについて

田んぼダムでありますけれども、これは構想としてはいいと思っております。ただ、これは
田んぼを持っていらっしゃる地権者の方と、洪水被害低減の受益者、これが異なるというところ
に大きく隘路があるわけであります。下流域の人家の皆さん方、主にしてですね、そういう
皆さん方の被害を低減するために、自分の田んぼに水を2時間も3時間以上もためて、生育に
どう影響するかそれはわかりませんが、それをある程度「良」としていただかなければ、
これはもう成り立たないということであります。

そういう、ある一種ボランティア的なお意思をお持ちの皆さん方が多数いて、そこで、では
圃場整備事業やろうと。その中で田んぼダムの手法についても取り入れていきたいということ
であれば、これは願ってもいないことでもありますので、そういう気運がありましたらまたお知

らせいただければと思っているところでもあります。

議員、おっしゃったように、今の田んぼのままではとても無理でありますので、ここには、あぜだけ強化してもなかなか効果は現れないということだと思っておりますので、そういうことです。ただ、圃場整備が、議員もご承知のように非常に厳しい制限といえますかが付いております。まず地域の農家の総意が必要だ。それから、法人の立ち上げ、担い手の農地集積の事業要件、これを満足させる。そうなりますと、もう話を出してから大体事業実施まで10年というスパンが必要と思わなければなりませんので、どうぞ議員を中心にして農家の皆さん方とまず話を進めてみてください。皆さんの総意がそうだということであれば、市も土地改良区もそれにまた応じて対策を構築していかなければならないと思っておりますのでよろしく願いいたします。

2 市長選における選挙公約が政策として平成25年度予算に反映されているか

市長選の公約でということでもあります。主に農業政策ということでもありますけれども、私は一つ申し上げたことは、とにかく作付を増やしたい。増やすためにいろいろやっていかなければならない。微量ですけれども増えました。それはご存じだと思います。なぜ増えたかと言いますと、売れ残り量が少なかったということですね。それから、そこでどうしても売る、売る方向を今模索しなければだめだ、そういうことです。

例えば、減反政策に参加しませんと、やめたと言ったときに、私はそれで結構です。しかし、戸別所得補償を選択していらっしゃる皆さん方が大半でありますね。この皆さん方がそれでいいとは確か言わないわけでありまして、そこが一つの大きな問題であります。そして今は、農家の皆さん方にその判断を委ねられたわけです。市が総体として強制力を持って参加しようとか、参加しないということと言っても無理なわけです。

これが実施できるか否かというのは、去年は初めて、塩沢地域では減反達成率100%を切ってしまったわけでもありますから、そういう流れでいるということはわかりますけれども、それはそれとして、これは市の政策の中でどうこうということではありません。そして、両生産再生協議会というふうに名前が変わりましたが、そちらに支出をしております予算については、その協議会の方が、では売るためにそのお金を使おうと言えばそれは結構です。それはずっと私は申し上げてきましたから。今はその減反政策に協力をしていただく、達成率100%にさせていただくために、集落営農とかそういうことの中でつくらない、出してくれた人に対して補助するとかということをやっていますけれども、それを全部やめて例えばこういうことでやりたいということであれば、それはそれで結構です。

ただ、私がさっき言いましたように、米をとにかく全部つくりましょう——つくられるようにしましょうというのは私が言っています。つくりましょうということは言いません。今のこういう政策がある限り。そして、平成26年度にはこの所得補償政策等も見直しになるということを知っていますので、これがどういうことになるのか、これを見極めなければなりません。

それから、首長選も含め、議員の皆さんも同じでしょうけれども、公約を掲げて一朝一夕に、もう出てきたからすぐできるというのは、そう数は多くはありません。農地・人プランは前か

らやっていたと言いますけれども、あれはだつてずっと我々が訴えてきたことでありますから、そこに農水省のほうでそういう政策が入ったということですから。これはやはり我々が、私ばかりではなくてですね、訴えてきたことへの成果として認めていただかなければ、それはやはりおかしいと思います。

これをてこにして、農地集積を図りながら、農業が業として成り立つということをまずやらなければならないわけです。そして売れさえすれば、売りさえすれば、ほぼ全面積に稲をつくられるという状況だつて見えてくるわけです。昨日、おとといも申し上げましたけれども、JAL、あるいはプリンスホテル、これらへの売り込み、今これが結実したわけであります。贈答用品市場これらにも手を広げていかなければなりませんし、全国にそういう南魚沼産コシヒカリを食べたいという方がいらっしゃいますので、そういうところの開拓を進めて、まずは売って、売って、売りまくる。そのことによって生産面積も増えてくるわけですから、そういう方向をまず目指しているということです。議員は歯がゆいかもわかりませんが、大きな部分でありますので、市だけがやったからすぐに結果が出るという状況ではありませんが、地道に基幹産業たる農業がもっともっと繁栄できるように努めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議 長 21 番・牛木芳雄君。

○牛木芳雄君 1 「田んぼダム」の取り組みについて

田んぼダムのことですが、農家はその気にならなければ、取りまとめる人がいなければと、こういう話ですね。それから、農家と利益を受けるといいますか、その方がびたっと合わなければあれだなということですが、私たちは昨年、クラブで新潟市と亀田町の土地改良区に行ってきました。そして幹事長は亀田郷土改のこの取り組みを見つけてくれたのですが、なかなかやはりいい取り組みだなというふうに思って、私は目からウロコが落ちる感じで聞いてきました。

ということはですね、この——皆さんに資料が行っていると思うのですが——今までは農家負担が5%なり何%なりありました。その部分をダム機能の洪水対策として行政が持ったらどうかという、亀田郷土改の皆さんはこういう提案なのですね。私はその全額を行政で持つてというのは、それはまた余りにも虫のいい話ですから、応分な農家の皆さんも負担をしながら、こういうことでもって税金を投入していけば、これはやはりいい公共事業で、皆さん方から喜んでいただけるのではないかと、こういう感じがしたわけです。

これと同じような田んぼダムという機能は今、県でもやはり進めていまして、かなりの市町村が取り組んでいるわけです。これは大型の圃場に排水のところの水尻に板をなるよう当てて、一気に水を排水路に流さないという取り組みです。

私が言っているこの新しい田んぼダムというのは、そういう未整理の区域、先ほど申し上げましたけれども、5アール圃場の区域なのです。5アール。だから雨が降ると、皆さん水尻を払って、排水路に水を流してしまう。これが例えば15センチなり20センチなり水をためる機能があれば、1日に100ミリ、150ミリ降る日などそうありはしませんから、やはりきちんとし

たダム機能が果たせるというふうには私は思っているのです。

そういうことで、農地を守っていくという観点と、ダム機能を発揮させて下流の市街地を守っていく、2つの機能を兼ね備えた画期的な公共事業だというふうには思っています。何だかんだ言ってもやはり、きちんとした圃場でなければ、後継者は育ちません。田んぼの受け手もありません。そういうことで、ぜひこういうのを取り組んだらなというふうには思っています。

2 市長選における選挙公約が政策として平成25年度予算に反映されているか

それから、市長選のことです。まあ、そうですね。でも市長は六日町長時代からずっと長い経験がございまして、昨日、今日首長になった市長ではなくて、もう実力もありますから、そういうやはり公約というのは、もっと早くきちんとスピーディにやる、私は力があるというふうには思っているのです。そのお金を2つの協議会に投げかけて、その協議会でどういうふうに使おうかというふうな答弁を言ってありました。

何回も何回もこの議場でいろいろな方に答弁をしているわけですから、私はもっと斬新的な考え、政策があるのだろうというふうには思っています。平成23年3月の議会、前にも若干話したかもしれませんが、9番議員の質問に対してやはり市長は答えているのですね。そういうお金の使い方は、もっと売っていくような使い方をしなければならない。

そして、先の議会の質問のときにも、黒滝議員に答えて、私の質問に答える一番最初の答弁の言い始めが「黒滝議員に答弁したことがまさに全てでございました」と、前置きしながら私に言ったわけですが、こう言っていました、市長。7番議員でしょうかね。市長の人脈の多さを褒めた後に「この人脈を使って、トップセールスマンとして、米の拡販に努めていただきたい」こういうふうには持ち上げて質問しました。そうしたら「まあ、いろいろ申し上げても、私のところで南魚沼市内で全部の田んぼに米をつくったとしても、6,000ヘクタール、まあ3万トンですよ。日本中の米が800万トンからあるわけですから、過剰と言いますけれども、そんなふうなことを考えれば、3万トンくらいの米は売れないことはない」その後、よく市長はおっしゃいます、その簡水の会議の話のことを言いまして、「今度は具体的には、そういうターゲットを絞りながら売り込みをやっていこう」と、まさに市長はトップセールスマンとして、米の販売の先頭に立ってもらわなければならないというふうには思っています。

もう1点、私は、今私があそこの壇上で話したことの本心というようなものが、もうやめられた議員でありますから、その議員の質問に9月議会に答えて言っていました。「毎年2,000万円くらいのお金が支払われています。そうではなくて、よし今度はいっぱいつくってくれ。今度は我々や——我々ということは市長や農協が、あるいは行政が責任もってつくったものを売っていくのだ。そういうためにお金をつぎ込んでいってはどうですか」というふうな質問に対して市長はいいことを言っていましたよ。「生産調整につきましては、私は前々からこれは農家の皆さんの覚悟も必要でありますけれども、もう自由だということでもありますから。しかし、今までの経緯もありますから、あるいは両JAの皆さんとの関係もありまして、一気にそれはなし崩し的にやろうとは至っていません」そういう手法ということは、もう減反はやめていいということなのですね。「そういう手法も加えながら、今度は具体的に検討に入ることは一応全

員には伝えてありますけれども、今、選挙前ですから、選挙が終わったらなるべく早い時期にJAの皆さんと話し合いを進めながら、そういう方向がこの市内の農家にとって、そして基幹産業たる農業を発展させることについて、どういう方法がベターかということを選挙後に話をします」というふうに言っていますけれども、これらのことについて、JAと話をしたかどうかということなのです。

それらも私は、今はこういう減反政策があって、再三市長はおっしゃいますが、「農家の皆さんにげたを預けて、あなたたちがもうそれでよかったら、つくらなくてもいいですよ」そういう農家にばかりげたを預けていてはやはりだめだと思っているのですよね。市として、やはりこういう方向で行こうや、農家の皆さんもこうでどうですか、そういうことをきちんと市の農政として、方向づけをして一丸となって、市長あるいは農協が米を売っていく、こういう方向に進んでいくのがやはり一番ベターな方法だというふうに私は思っていますが、いかがでしょうか。

○議 長 一般質問の途中ですが、本日の会議時間は議事運営上、一般質問終了までしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

牛木芳雄君の再質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 1 「田んぼダム」の取り組みについて

田んぼダムについてはさっき申し上げたとおりでありまして、農家の皆さん方がボランティア的な部分も含めて、そういうことも含めてやっていこうと、そういう総意であれば。これはですから言っているように、我々が強制できるものではありません。圃場整備事業を入れるには、もう今はその総意が必要ということになっていますから、1人、2人がだめだと言えばそれはできない状況ですから、その方向をおまとめいただくのは、特に市ではなくて地域の皆さん、あるいは土地改良区の皆さんが主体的になって動いていただかなければだめだろうと。そういう形ができたときに市として支援できる部分は支援していくということであります。

この構想というか事業そのものは否定はしません。評価していますので、どうぞそういう方向で進むということがあれば、十分またご尽力いただいて、成功する方向へ持っていったいただければと思っております。

農業の件ですけれども、農家の皆さん方が直接的に減反をした、しないにかかわらず、特別その恩恵もなければということであればですね、それは市の方向として、ではこうやっていきましようということは言えます。ただ、今の制度になって、平成23年からですか、ですから、この中では、我々がやろうと言ったとき、ではその所得補償を市でできるかと。これはとても額としてでき得ない状況。私は一時、それも考えてみましたが、とてもとても額が膨大過ぎて、これはとても市では対応できない。となれば、市が呼びかければ、それは当然、農家の皆さんから言われるわけですね。ではやめたときその分の補償を市が出すのかと、そこは、ですから農家の皆さん方がまずは覚悟を決めていただかなければだめだということを申し上げているわけであります。

それからつくる面積を広げるための方策。もう具体的にいろいろ話はしております。県間調

整のやり方についての、また以前に戻してもらおうということも、先般、北陸農政局長がおいでいただいたときに話しましたし、議会が終わればJAの幹部の皆さんと東京永田町を訪ね回っている。いろいろまた要請してこななければならないと思っております。そしてさっき言いましたように、売る努力は、これはもう常にしていますよ。そういうことの中からJALが出たりプリンスが出たりしているわけですから。これは全て市が、市が介在をして、そこに成果が出たわけです。何も農協さんがそこに飛んで行ってやったことではないのですよ。それはきちんとご理解ください。

ですので、成果はそういうふうに徐々に出ています。しかし、一気にそれがどうなるということではありません。ただ、私が申し上げているのは、たかだか3万トン、45万人が食べれば、これで何とないわけですから、日本の人口の中のその程度ですから。そういう開拓を希望を持って進めよう。当然、私は先頭になってやらせていただきますということを申し上げ、現在も先頭になっているかいないかは別です。別ですが、自分なりの努力はしながら進めてきたということをご理解いただきたいと思います。

○議長 長 21番・牛木芳雄君。

○牛木芳雄君 1 「田んぼダム」の取り組みについて

そこで、私はやはり農家は、米生産農家は主食用米をつくってなんぼなんです。皆さんのところに議長の許可を得て資料を出しておきました。今、これは三十数%減反がきていますね。大変な数字ですよ。それで、本来はみんな米をつくりたいのですが、米をつくることができない。あるいは地域間調整や県間調整でいただいた割り当てを主食用米として作付をして出荷したいのだけれども、それができない。仕方ない、やはりこういう新品揃え枠やあるいは加工用米や新期需要米、こういうことでもって減反対応しますからということで、その協議会がそれぞれ割り振ってこういう形式で米を出荷しているわけです。

今この平均を見ますと、例えば高いのはJA魚沼みなみのもち米で「こがねもち」です。これは加工場で餅をついて出荷しますから、こういう高い価格で買い入れることができる。しかし、荷重平均でしまして、1万2,050円ですよ。これは加工米が異様に安いからこんなに安い単価が出るのではないかとおっしゃると思いましたが、米粉用米を除くと。除いても1万3,660円。米粉用米は10アール当たり8万円の補助が出ますから、安い単価でも生産することが可能だということ。そして、北陸農政局で発表した生産費を見て、まだ平成24年産は出ていませんが、平成23年産を見てみますと、全額参入で1万6,226円ということになります。生産費がこれだけかかっていて、荷重平均が1万3,000円かかって、経費をかけて、主食用米以外で出荷をしているということは、いわば農家の皆さんは損をして出荷しているということにほかなりません。

なぜ、そうわかっていながらこれをするか。これは田んぼを遊ばせておいても、あるいはつくらなくても一定の管理をしなければならない。しかし、減反の対象になるのであれば、手間のおごりだというふうに思っているわけです。2万1,000円で売れる米を――農家の手取りが平成23年産米の最終精算は2万1,061円でありましたから、2万1,000円で売れる米

を1万3,000円で売りたいくない。当たり前のことです。

かつて農業の選択的拡大政策というのがありました。市長も副市長もご存じだと思うのですが、稲のほかに豚を飼ったり、鶏を飼ったり、乳を搾ったりして出しなさいという政策がありました。あのときに、豚のけつに札を貼って出しているようなものだというふうには揶揄をされましたが、まさに今こういう米は、米袋に千円札の2枚も貼り付けて出荷しているようなものです。同じことだと思うのです。

そして、農業委員会から資料をもらいましたが、5ヘクタール、市内に5ヘクタール以上の水田の耕作をする皆さんを私が拾ってみましたら151人しかいません。5ヘクタールという面積はこの値段で売っても米の収入で1,000万円ある農家です。1,000万円ということは、今この生産費で見てもみると、64%が経費ですから、約300万円は手元に残る。あとの700万円が経費ということになりますから、やっと5ヘクタールある農家が米を売って、まさに市長が言われるように、農業を生業としていかれるようになるのです。だから、私は主食米をつくってなんぼだというふうには思っているのです。

今まで、どうでしょう、かつては5ヘクタール以上の農家はいわば担い手農家というふうなプランもありました。私はそれで今5ヘクタールというふうには言ったのですが、わずかこれだけの農家しか——経営体ですね、今は経営体しかこの市内にありません。ありませんけれども、この方々でさえ1町7反の減反がくるわけです。1町。そして調べてみたら、そういう方々の自作地というのは幾らもないのですよね。やはり人から借りているところが多いわけであります。

小作料を払った。地域間調整で3万5,000円を払った。その面積というのは、1町7反のうち、1町歩を地域間調整でいただければ、二重の小作料を払うというようなものですよ。5万円、6万円の小作料を払って、つくっているようなものだというふうには思っています。だから、私は主食用米をつくって、市長を先頭に全部売ってもらって、「だから皆つくろうや」というのが、私は南魚沼市の農業全体にとっての所得増になるのではないかというふうには思っていますが、ご所見を伺いたいと思います。

○議 長 牛木芳雄君の再々質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 1 「田んぼダム」の取り組みについて

まさにそのとおりでありますから、先ほど触れましたように、先頭に立って一生懸命、まずは売っていくと。それから県間調整等もまだこういう制度が続くうちは、もとに戻してもらいたい、こういう活動も今始めるところであります。

今、議員いみじくもおっしゃいましたが、5ヘクタール、本来であればやはり10ヘクタール、10ヘクタールを営農して、ようやく農業として本当に安定的かどうかはちょっと別にして、何とか生活ができていくということだと私は思っておりますので、人・農地プランも含めて農地集積をしていこうと。それで8反歩でも3反歩でも、自分でどうしてもつくりたいという人については、それはそれで結構なのです。

どうぞ、おつくりいただいて、戸別所得とかそういうことも一切関係なく、ですので、私は先

般、農政局長がおいでになったとき、その戸別所得補償の見直しについては、やはり面積の限度を設けてくださいと。誰にでも1反歩の人にでも10町歩の人にでも同じ条件ですというのは、これはおかしいです。農業の多面的機能とかということを考えれば、それは1反歩もそうかもわかりませんが、業として農業をやっていない方についてまでも、全部それを支出するということになりますと、間違いなくこれは農業の崩壊につながっていくということを私は申し上げてきました。

ですので、嫌な人が無理矢理出してくれということはいいませんけれども、今農地を出す方についても、国のほうも大分緩和してきましたが、私の考え方とすれば、戸別所得補償に参加をしていない、その人たちは交付金の対象外だったのですね。そういう人がいたらそれは市で全部持とうと。ところが、ある程度また緩和されてきましたけれども、そういうことも含めて、とにかくやっている。

ですので、成果的には、今現在お金をどのくらい出した、どうだということは予算上でしか見えませんが、相当、徐々に徐々に上がってきていると。この事実はやはり素直に認めていただいて、議員も農業の専門家でありますから、どうぞひとつともに、農業振興のためにご努力いただければと思っているところであります。一生懸命努力をさせていただいて、常々口に出しておりますように、つくりたい米は全部つくられるという方向を目指しながら頑張っ

てまいる所存でありますのでよろしくお願いいたします。

〔「議長、21番」の声あり〕

○議長 長 終わりです。

（「終わったかな。議長の許可があれば発言できることになっている……」の声あり）

いや、終わります。

○議長 長 以上で一般質問を終わります。本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

○議長 長 次の本会議は明日3月14日木曜日、午前9時30分から当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでございました。

〔午後5時04分〕